子育てグリーン住宅
支援事業

交付申請等の要件について
（交付申請の手引き）

2025年6月30日版

補助対象事業
B

交付申請

新築
分譲住宅
の購入

子育てグリーン住宅支援事業事務局

ホームページ
https://kosodate-green.mlit.go.jp/

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
0570-022-004
（IP電話等からのお問い合わせ先）
03-6629-1601

受付時間
9:00～17:00（土・日・祝含む）

※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

はじめに

住宅省エネ2025キャンペーンについて

「**住宅省エネ2025キャンペーン**」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。
(例：外窓、高効率給湯器等)

同一の補助対象製品でも、事業により要件や補助額が異なります。
要件を満たす事実が複数ある場合は、より有利な補助を受けられる補助事業への交付申請をお勧めします。

住宅省エネ 2025キャンペーン

新築住宅におけるキャンペーン対象事業

子育てグリーン住宅 支援事業

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有するGX志向型の新築住宅の取得、もしくは子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対して支援

- ◆注文住宅の新築
- ◆新築分譲住宅の購入
- ◆賃貸住宅の新築

いずれか

給湯省エネ 2025事業

特に省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に特化して支援

- ◆高効率給湯器の設置

子育てグリーン住宅支援事業(新築) は住宅全体に補助を行うため、給湯省エネ2025事業との併用はできません。

各補助事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2025キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。
交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

≪交付申請時のイメージ≫

目次

本手引きの第2章は住宅の省エネ性能に応じた内容で分かれています。
分類は以下となり、交付申請を行う住宅に該当する章を参照ください。
◆GX志向型住宅 → 第2A章
◆長期優良住宅・ZEH水準住宅 → 第2B章

第1章 事業の概要 4

1－1 目的・趣旨 5
1－2 事業名称 5
1－3 事業予算 5
1－4 補助対象事業と補助対象者 5
1－5 グリーン住宅支援事業者の登録 6
1－6 住宅省エネ支援事業者および グリーン住宅支援事業者の要件 7
1－7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録) 7
1－8 GX建築事業者の要件 8
1－9 住宅省エネ支援事業者および グリーン住宅支援事業者の登録制限 8
1－10 グリーン住宅支援事業者の登録停止等 9
1－11 補助対象となる 新築住宅およびリフォーム 10
1－12 補助額と補助額上限 12
1－13 補助金の交付と還元 13
1－14 事業スケジュール 14
1－15 補助の対象外 15
1－16 補助金の返還 15
1－17 補助金の併用 16
1－18 リフォーム工事における 3省連携について 18

注）第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

第2A章 GX志向型住宅 補助対象の詳細 20

2A－1 事業イメージ 21
2A－2 GXへの協力表明 22
2A－3 補助対象となる方 23
2A－4 補助対象となる新築住宅 24
2A－5 補助額 28
2A－6 補助対象期間 29

第2B章 長期優良住宅 ZEH水準住宅 補助対象の詳細 31

2B－1 事業イメージ 32
2B－2 補助対象となる方 33
2B－3 補助対象となる新築住宅 34
2B－4 補助額 39
2B－5 補助対象期間 40

第3章 申請手続きの詳細 41

3－1 申請手続きの流れ 42
3－2 住宅省エネポータルについて 43
3－3 アカウントについて 43
3－4 事業者登録の手順 45
3－5 不動産売買契約の締結 45
3－6 共同事業実施規約の締結 46
3－7 建築着工 47
3－8 共同住宅の登録 47
3－9 交付申請の予約 任意 48
3－10 交付申請 50
3－11 対象工事の着手 51
3－12 交付決定 52
3－13 出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告 52
3－14 実績報告(兼、請求)/補助金額の確定・交付(振込) 54
3－15 完了報告 55
3－16 書類の保管 56

第4章 提出書類の詳細 58

第5章 条件付き交付申請の詳細 84

5－1 条件付き交付申請とは 85
5－2 条件付き交付申請を行う要件 86
5－3 申請手続きの流れ 88
5－4 提出書類と提出時期について 89

第6章 その他 92

6－1 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について 93
6－2 交付決定時の郵送物 95
6－3 補助金の確定・交付時の郵送物 96
6－4 登記された建物の除却と申請可否 97

第7章 更新履歴 99

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請 全補助対象事業 共通

第1章　事業の概要

（注）第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

【本手引きの注釈記号の扱い】
※　：各項の全体に対する注釈です。
＊0　：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1－1　目的・趣旨

子育てグリーン住宅支援事業(以下、「本事業」という)は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅(GX*1志向型住宅)」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向け、エネルギー価格等の物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯等に対して裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅*2について、省エネ改修等への支援を行う事業です。

＊1　GX(グリーントランスフォーメーション)とは、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取り組みをいいます。

＊2　リフォーム工事の工事請負契約時点において、建築から1年(検査済証の発出日から1年)が経過した住宅または過去に人が居住した住宅(現に人が居住している住宅を含む)をいいます。既存住宅であることを確認する追加書類を求める場合があります。

1－2　事業名称

子育てグリーン住宅支援事業

※新築に対する補助は、国土交通省と環境省の合同事業です。

1－3　事業予算

【新　　築】

＜長期優良住宅・ZEH水準住宅分＞

1,350億円（国土交通省・令和6年度補正予算）
250億円（国土交通省・令和7年度当初予算）

＜GX志向型住宅分＞

500億円（環境省・令和6年度補正予算）

【リフォーム】

400億円（国土交通省・令和6年度補正予算）

1－4　補助対象事業と補助対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という)は下表のAからEです。
それぞれの補助対象事業における補助金の交付申請は、補助対象者(以下、「共同事業者」という)と新築注文住宅・新築賃貸住宅の建築事業者、新築分譲住宅の販売事業者、またはリフォームの施工業者(以下、「補助事業者」という)が共同で行い、補助事業者が代表して交付申請の手続きを行います。

補助対象事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	補助事業者	【参考】その他関係者
A 注文住宅の新築	工事請負契約	建築主(個人)	建築事業者	－
B 新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者(個人)	販売事業者*3	建築事業者
C 賃貸住宅の新築	工事請負契約	建築主かつ賃貸オーナー(個人または法人)	建築事業者	賃貸住宅管理業者
D リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者(個人または法人)	施工業者	－
E リフォーム(一括)*4				

＊3　住宅の販売事業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の支払先である販売代理事業者を含みます。ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

＊4　リフォーム(一括)とは、補助事業者(施工業者)がマンション等の管理組合や全戸の所有者(賃貸住宅オーナー)の委託を受けて、「一棟の共同住宅」で複数の住戸にリフォーム工事を行う場合に、その交付申請にかかる手続きを一括して行うことをいいます。

※次ページへ続く

A 注文住宅の新築、B 新築分譲住宅の購入、C 賃貸住宅の新築については、新築する補助対象住宅の省エネ性能により、入居者の世帯要件が変わります。

補助対象住宅		入居者の世帯要件
GX志向型住宅	ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向の住宅	世帯要件なし
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの	子育て世帯 または 若者夫婦世帯
ZEH水準住宅	一定の省エネ性能を満たす住宅	

なお、D、E リフォームの入居者には世帯の制限はありません。

≪子育て世帯・若者夫婦世帯とは≫

◆子育て世帯＊1　：交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において、平成18(2006)年4月2日以降に出生した子(2024年4月1日時点で18歳未満)を有する世帯

※令和7(2025)年3月31日までに建築着工するものについては、平成17(2005)年4月2日以降に出生した子を有する世帯

◆若者夫婦世帯＊1　：交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において夫婦であり、夫または妻のいずれかが昭和59(1984)年4月2日以降の出生である者によって構成される世帯
(2024年4月1日時点でいずれかが39歳以下)

※令和7(2025)年3月31日までに建築着工するものについては、いずれかが昭和58(1983)年4月2日以降の出生である者によって構成される世帯

＊1　本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。

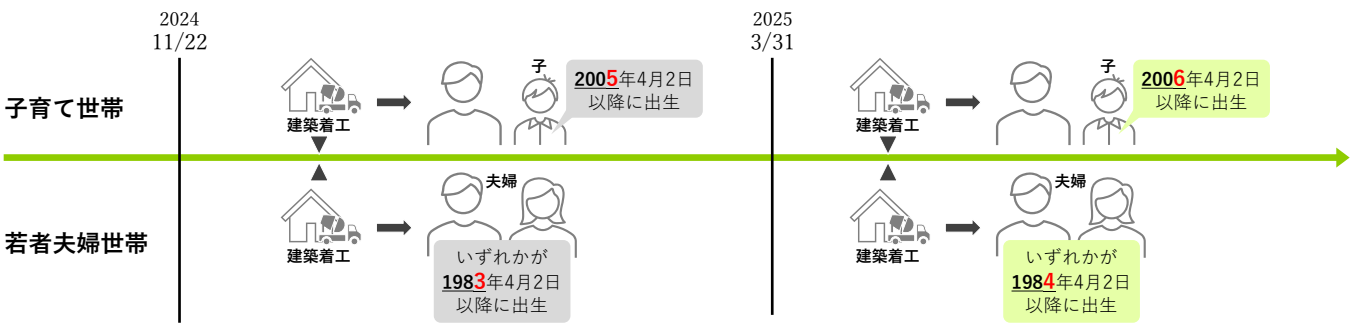

1－5　グリーン住宅支援事業者の登録

「グリーン住宅支援事業者」とは、共同事業者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を共同事業者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。
子育てグリーン住宅支援事業への参加にあたっては、住宅省エネ2025キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より、「事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)」および「事業者登録規約(子育てグリーン住宅支援事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「グリーン住宅支援事業者」として登録を行う必要があります。

なお、補助事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。
優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1－6　住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の要件

住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

凡例：●＝必須

要件		住宅省エネ支援事業者	グリーン住宅支援事業者
法人 個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)	●	●
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること	●	●
規約類の遵守	参加する事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと	●	●
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること	●	●
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること ※新築分譲住宅の販売は宅地建物取引業者に限る	―	●
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること		●
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること		●

補　足

□ **住宅省エネ支援事業者とグリーン住宅支援事業者について**
本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。
住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「グリーン住宅支援事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める除外要件(1－9、1－10参照)に該当しない場合に限ります。

□ **住宅省エネポータルとは**
事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各構成事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、
登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。

1－7　GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)

本事業のうち、GX志向型住宅に関しては、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し、協働する取り組み(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という)の一環として位置づけられています。
本事業の補助金において、GX志向型住宅に交付申請するためには、
①グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者である場合は当該グリーン住宅支援事業者自身が、
②グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者でない場合は当該グリーン住宅支援事業者と協力する当該住宅の建築事業者が、
GXに対する協力表明を行う必要があります。
なお、当該表明を行った事業者は「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。
表明方法は以下のとおりです。

◆グリーン住宅支援事業者がGXに対する協力表明を行う場合
事業者登録と共に、共通ポータル(統括アカウント)上で当該表明を行うことができます。

◆グリーン住宅支援事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合
GX志向型住宅を建築するゼネコンや下請業者は、自ら交付申請等の手続きを行わないことから、「統括アカウント」を取得しません。
専用の「GXアカウント」を取得し、当該アカウントからGXへの協力表明を申請する必要があります。

1－8　GX建築事業者の要件

GX建築事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
GXへの協力表明	GX志向型住宅を建築する事業者でGXへの取り組みへの協力表明を行うこと

1－9　住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録制限

以下に該当する法人および個人は、「住宅省エネ支援事業者」として登録を受けることはできません。

◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員である

◆個人においては、暴力団員*1である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

＊1　「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

以下のいずれかに該当する法人および個人は、「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けることはできません。

◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者

◆過去3ヶ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金(以下、「住宅局補助金」という)または環境省地球環境局所管事業補助金(以下、「地球環境局補助金」という)において、以下ａ)またはｂ)に該当する者
ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を受けた者を除く

ａ)交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
ｂ)不適切な行為*2を行った者

＊2　本事業における不適切な行為とは、住宅局補助金または地球環境局補助金の規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、住宅局補助金または地球環境局補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

なお、以下に該当する法人および個人は、「グリーン住宅支援事業者」としての登録を制限されることがあります。

◆住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業、または以下ａ)～ｇ)のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者

ａ)こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)
ｂ)先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)
ｃ)給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)
ｄ)子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)
ｅ)先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)
ｆ)給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
ｇ)賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

1－10 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録停止等

本事務局または国は、住宅省エネ支援事業者またはその従業員等が事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)に反する行為を行い、または行おうとしたと本事務局が判断した場合、住宅省エネ支援事業者に対して処分(登録の抹消を含む)を行います。

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとしたグリーン住宅支援事業者に対して、グリーン住宅支援事業者としての登録の停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*1。
また、登録の停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

a)不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)

b)不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(分離発注により補助事業の一部の工事を行った交付申請および交付申請の予約を含む)の全部または一部の却下また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)

c)住宅局補助金または地球環境局補助金について、処分の通知から3ヶ年間の交付申請の制限

d)住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達

e)不適切な行為が行われた事実、事業者名および処分内容の公表

f)グリーン住宅支援事業者としての公表の停止

事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は交付申請(予約を含む)を行うことができません。

＊1　本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1－11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。
詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫

	補助対象要件	備考
以下のａ)～ｉ)を満たす住宅		
ａ)	≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入の場合≫	
	所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票で確認できる住所
	≪(C)賃貸住宅の新築の場合≫	
	賃貸の用に供する	賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅
ｂ)	住戸の床面積が50㎡以上 240㎡以下である	「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認(壁芯算定)
ｃ)	原則、以下①～③の区域外に立地するもの ①土砂災害防止法に基づく 土砂災害特別警戒区域	－
	②建築基準法第39条に基づく災害危険区域 （急傾斜地崩壊危険区域もしくは 地すべり防止区域と重複する区域に限る）	－
	③市街化調整区域であって、 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 もしくは水防法に基づく浸水想定区域	水防法に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう
ｄ)	都市再生特別措置法第88条第5項の規定により 当該住宅に係る届出をした者が 同条第3項の規定による勧告に 従わなかった旨の公表がされていないもの	「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(３戸以上または１戸もしくは２戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合であって、その旨が市町村長により公表されていない住宅
ｅ)	≪GX志向型住宅の場合≫ 住宅証明書等により、ZEH基準の水準を 大きく上回る省エネ性能を有すること	以下の①～③すべて適合するもの ①断熱等性能等級6以上 ②再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率35％以上 および再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率100％以上*2*3*4 ③高度エネルギーマネジメントの導入
	≪長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合≫ 各性能を有することが確認できること	以下の①または②に該当するもの ①長期優良住宅　／ 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの ②ZEH水準住宅　／ 外皮性能について、断熱等性能等級5以上である、および一次エネルギー消費量の削減率が20％以上であること
ｆ)	未完成又は完成から1年以内であり、 人の居住の用に供したことのないもの*1	「完成の日付」は、検査済証の交付日で確認 (Ｂ)の場合、売買契約締結時点で1年以内であること
ｇ)	2026年1月31日時点で、一定以上の出来高 の工事が完了していること	基礎工事より後の工程の工事出来高が補助額以上であること 共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額に総住戸数を乗じた金額以上であること
ｈ)	≪(C)賃貸住宅の新築の場合≫	
	所定の入居募集*5を行っていること	≪GX志向型住宅の場合≫ 3ヶ月以上の入居募集*5を行っていること ≪長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合≫ 3ヶ月以上の子育て世帯または若者夫婦世帯に限定した入居募集*5および、優遇家賃の設定を行っていること
ｉ)	≪(C)賃貸住宅の新築/長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合のみ≫	
	子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を 高めるための技術基準(子育て等配慮技術 基準)に適合していること	子育て世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、 以下①～④に掲げる観点に基づく措置を行ったものであること ①住居内での事故の防止　②子どもの様子の見守り ③不審者の侵入防止　④災害への備え

＊1　品確法第2条2項で定める新築住宅。「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律。
＊2　寒冷地または低日射地域においては75％以上も可。
＊3　多雪地域または都市部狭小地等においては再生可能エネルギー未導入も可。
＊4　共同住宅の再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率は、建物の住宅用途部分が過半を占める階の数ごとに設定。
3以下：75％以上、4・5：50％以上、6以上：要件なし。
＊5　本事業における「入居募集」とは、入居者募集の情報を本事業のホームページ上で公表することをいいます。

≪(D)リフォーム(戸別) (E)リフォーム(一括)の補助対象要件≫

補助対象要件

以下のカテゴリーa)～h)に該当するリフォーム工事等を補助対象とします。
必須工事a)～c)のうち、**2つ以上**のカテゴリーを含むリフォーム工事(申請する補助額合計が5万円以上)を実施する場合のみ補助対象
※登録された補助対象製品は本キャンペーンのホームページの【対象製品の検索】で確認できます。
※他の構成事業にて交付決定を受けている場合は以下のように取り扱います。
◆先進的窓リノベ2025事業　：a)の実施として取り扱う
◆給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業　：c)の実施として取り扱う
ただしその場合、他の構成事業での交付決定額を、本事業における補助額に組み込むことはできません。

必須工事	a）開口部の断熱改修		ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
必須工事	b）躯体の断熱改修			部位ごとに、補助対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事
必須工事	c）エコ住宅設備の設置		太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯器 蓄電池（1箇所／1住戸） 節水型トイレ 節湯水栓	補助対象製品を設置・交換する工事
任意工事	d）子育て対応改修	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス（1箇所／1住戸＊1）	補助対象製品を設置・交換する工事
任意工事	d）子育て対応改修	防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
任意工事	d）子育て対応改修	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
任意工事	d）子育て対応改修	キッチンセットの交換を伴う対面化改修	1箇所／1住戸	基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準は本事業のホームページで確認できます。
任意工事	e）防災性向上改修		ガラス交換 外窓交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
任意工事	f）バリアフリー改修		手すりの設置（1箇所／1住戸）	便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事
任意工事	f）バリアフリー改修		段差解消（1箇所／1住戸）	便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口および上がりかまちならびに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)
任意工事	f）バリアフリー改修		廊下幅等の拡張（1箇所／1住戸）	介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事
任意工事	f）バリアフリー改修		衝撃緩和畳の設置（1箇所／1住戸）	衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る)
任意工事	g）空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置			補助対象製品を設置・交換する工事
任意工事	h）リフォーム瑕疵保険等への加入			補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの

＊1　リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、リフォーム(一括)交付申請の手引きを参照ください。

1－12 補助額と補助額上限

本事業の補助対象事業(申請タイプ)ごとの補助額は下表のとおりとします。
詳細については、各申請タイプの「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」を参照してください。

<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th colspan="3">補助額および上限</th><th>古家の除却を伴う場合の補助額の加算額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">A 注文住宅の新築
B 新築分譲住宅の購入</td><td colspan="2">GX志向型住宅</td><td>160万円/戸</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅</td><td>80万円/戸</td><td rowspan="2">20万円/戸 *1</td></tr>
<tr><td colspan="2">ZEH水準住宅</td><td>40万円/戸</td></tr>
<tr><td rowspan="3">C 賃貸住宅の新築</td><td colspan="2">GX志向型住宅</td><td>160万円/戸</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅</td><td>80万円/戸 *2</td><td rowspan="2">20万円/戸 *3</td></tr>
<tr><td colspan="2">ZEH水準住宅</td><td>40万円/戸 *2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D リフォーム(戸別)*4</td><td>Sタイプ
必須工事3カテゴリーすべてを実施</td><td rowspan="4">必須工事のカテゴリー数に応じて定める補助額の合計</td><td>上限60万円/戸</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>Aタイプ
必須工事2カテゴリーを実施</td><td>上限40万円/戸</td></tr>
<tr><td rowspan="2">E リフォーム(一括)*4</td><td>Sタイプ
必須工事3カテゴリーすべてを実施</td><td>上限(60万円/戸)×対象住戸数
＋</td></tr>
<tr><td>Aタイプ
必須工事2カテゴリーを実施</td><td>上限(40万円/戸)×対象住戸数</td></tr>
</table>

＊1　**新築住宅の建築主・購入者(その親族含む)が**、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限ります。
古家の所在地は、必ずしも新築住宅の所在地と同じである必要はありません。(販売事業者が除却した古家は加算の対象にはなりません)
複数の古家を除却した場合も、1戸を上限とします。

＊2　補助対象は、要件を満たす賃貸住戸の50%です。
(事務の合理化のため、交付申請手続きにおいては、長期優良住宅の場合40万円/戸、ZEH水準住宅の場合20万円/戸として取り扱います)

＊3　賃貸住宅の建築主かつ賃貸オーナーまたはその親族(建築主が個人である場合に限る)が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限ります。
また、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限ります。建替前後が共同住宅である場合、「解体した共同住宅の住戸数」または「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算を受けることができます。

＊4　1つの交付申請で申請する補助額合計が5万円以上に限る。

1－13 補助金の交付と還元

本補助金は交付申請を行ったグリーン住宅支援事業者に交付され、グリーン住宅支援事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。
還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3－1、3－2)により、予め両者で合意するものとします。

なお、**還元方法は原則①**とします。

①補助事業に係る契約代金に充当する方法
②現金で支払う方法

補　足

□ **交付される補助金の会計処理について**
本補助金の受益者は、あくまでも補助対象者である共同事業者(新築住宅の建築主、購入者、またはリフォーム工事の発注者)です。
グリーン住宅支援事業者にとって、交付される補助金は、
①の場合、共同事業者が支払うべき住宅代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」
として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。

□ **還元方法②の選択について**
以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。

≪還元方法②が選択可能な事情例≫
◆補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合
◆ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する 等)
◆再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(共同事業者)と契約者が一致しない場合

ただし、補助対象事業が「A 注文住宅の新築」「B 新築分譲住宅の購入」「C 賃貸住宅の新築」については、
完了報告時に共同事業者が本事業の要件を満たせない場合、事務局は補助事業者に補助金の返還を求めるため、既に支払済の場合、補助事業者は共同事業者から回収することとなります。

□ **賃貸住宅の新築について**
長期優良住宅またはZEH水準住宅として補助金の交付を受ける共同事業者は、還元された補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を子育て世帯等の入居者に設定することが必要です。

□ **グリーン住宅支援事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について**
速やかに事務局へご相談ください。

1－14 事業スケジュール

契約日の期間	新築	/ 工事請負契約　：建築着工前に締結 / 不動産売買契約　：原則、交付申請(予約を含む)前に締結*1
	リフォーム	/ 工事請負契約　：補助対象工事の着手前に締結
補助対象工事の着手日*2*3の期間	2024年11月22日以降	
交付申請(予約を含む)の受付開始*4	A 注文住宅の新築	：2025年5月14日
	B 新築分譲住宅の購入	：2025年5月30日
	C 賃貸住宅の新築	：2025年6月30日
	D リフォーム(戸別)*5	：2025年3月31日*6
	E リフォーム(一括)*7	：2025年5月30日
交付申請の予約の受付期間	申請開始 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*8	
交付申請の受付期間	申請開始 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*8	
A 注文住宅の新築 / B 新築分譲住宅の購入 / C 賃貸住宅の新築　の場合のみ		
一定以上の出来高の工事完了日の期間	交付申請提出時 ～ 2026年1月31日まで	
完了報告期間	戸建住宅	/ 交付決定～2026年7月31日
	共同住宅等で階数*9が10以下	/ 交付決定～2027年4月30日
	共同住宅等で階数*9が11以上	/ 交付決定～2028年2月29日

＊1　新築分譲住宅の購入の場合は、住宅購入者が決定していない時点においても、交付申請を行うことが可能です。
(共同住宅の場合、予め補助要件に適合する住宅の戸数を登録する必要があります)
＊2　新築は基礎工事より後の工程の工事の着手日、リフォームはリフォーム工事の着手日です。
＊3　工事請負契約以前に工事着手した場合、補助対象になりません。
＊4　受付開始は予定日を含みます。
＊5　リフォーム(戸別)ワンストップ申請は2025年4月28日より開始します。
＊6　添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。
＊7　リフォーム(一括)ワンストップ申請は2025年5月30日より開始します。
＊8　交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。
＊9　階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

補　足

□ **新築における補助対象工事の着手日について**
本事業における**新築の補助対象工事の着手日**とは、補助対象住宅の建築において、**基礎工事より後の工程の工事に着手する日**をいいます。
具体例は下記を参照ください。

◆2024年11月21日以前に**着手可能**な工事　：　杭/基礎 / 地下室 / 基礎断熱 / 足場等の仮設 / 給排水 / 電気
土台敷(一体的に実施される床工事含む) / 外構
◆2024年11月21日以前に**着手不可**の工事　：　地上階の柱 / 壁 / 梁 / 屋根

□ **リフォームにおける補助対象工事の着手日について**
本事業におけるリフォームの工事着手日とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手する日のことをいいます。なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

1－15 補助の対象外

以下の①から③までのいずれかに該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

■ 1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。(申請者の重複禁止)

■「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、再度本事業のいずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けることはできません。(住宅の重複禁止)

②子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)との重複申請

子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)で補助金の交付を受けた補助対象製品は、本事業では補助対象として取り扱われません。これは当該交付を受けた補助金を返還した場合であっても、同様です。(交付決定後、補助金の振込前に、交付申請の取下げを行った場合を除きます)

③住宅省エネ2025キャンペーン各構成事業との重複申請

「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、他の構成事業の補助金の交付を受けることはできません。

1－16 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*1、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

＊1　本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1－17 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
具体的には以下①②のとおりとします。

① 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

住宅の本体工事の全部または一部を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

② リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
ただし、本事業で補助対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で補助対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

■住宅省エネ2025キャンペーンの各構成事業、および前年度事業(住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業)は、以下の場合、併用はできません。

●本事業と先進的窓リノベ2025(2024)事業
両事業の補助対象である窓(ガラス)・ドアであっても、一つの窓等が両事業でそれぞれ補助を受けることはできません。また、同一開口部に複数の補助対象製品である窓(ガラス)・ドアを設置した場合は両事業を通じていずれか一つの製品のみ申請できます。

●本事業と給湯省エネ2025(2024)事業 / 賃貸集合給湯省エネ2025(2024)事業
両事業の補助対象である機器であっても、一つの機器に対して両事業の補助を受けることはできません。

ただし、**補助対象が重複しない限り、併用が可能です。**

万一、住宅省エネ2025キャンペーンおよび住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返還等の措置となりますので、十分ご注意ください。

≪代表的な補助制度との併用の取り扱い≫

区分	補助制度		併用可否*1	
			新築	リフォーム
住宅省エネ2024キャンペーン	子育てエコホーム支援事業	新築	×	△
		リフォーム	—	○
	先進的窓リノベ2024事業	リフォーム	—	○*2
	給湯省エネ2024事業	新築	—	△
		リフォーム	—	○
	賃貸集合給湯省エネ2024事業	リフォーム	—	○
国の他の補助制度	地域型住宅グリーン化事業	新築	×	△
	サステナブル建築物等先導事業	新築	×	△
		リフォーム	△	○
	市街地再開発事業への補助	新築	△	△
	LCCM 住宅整備推進事業	新築	×	△
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	▲	▲
	住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	リフォーム	×	△
	子育て支援型共同住宅推進事業	新築	×	△
		リフォーム	—	▲
	CEV補助金（V2H充放電設備）	V2H充放電設備	○	○
	超高層ZEH-M実証事業	新築	×	▲
	DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業	新築	○	△
		リフォーム	—	▲
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	集合住宅の省 CO2 化促進事業（既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	外構部の木質化対策支援事業	新築	○	▲
		リフォーム	—	▲
	JAS 構造材実証支援事業	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	住宅ローン減税等の税制優遇	新築	○	○
		リフォーム	○	○
	住まいの復興給付金	新築	○	○
		リフォーム	○	○
	被災者生活再建支援制度	新築	○	○
		リフォーム	○	○
	花粉症対策木材利用促進事業	新築	○	―

＊1　○　：併用可能(同じ契約)
　　▲　：併用可能(事業ごとに別契約)
　　△　：併用可能(事業ごとに別契約・別工期)
＊2　同じ開口部への補助は想定していません

自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる自治体等にご確認ください。
補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

1－18 リフォーム工事における3省連携について

リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省および環境省が連携することで、
以下の4事業をワンストップで利用可能とします。

① 先進的窓リノベ2025事業
（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業）　＜環境省＞

② 給湯省エネ2025事業
（高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金）　＜経済産業省＞

③ 賃貸集合給湯省エネ2025事業
（既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金）　＜経済産業省＞

④ 子育てグリーン住宅支援事業 **本事業**　＜国土交通省＞

工事内容			（対象事業）	補助対象	補助額
1） 省エネ改修	㋑ 高断熱窓の設置		①先進的窓リノベ2025事業 ＜環境省＞	高性能の断熱窓 熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限200万円/戸
	㋺ 給湯器の設置	高効率給湯器の設置	②給湯省エネ2025事業 ＜経済産業省＞	高効率給湯器 a）ヒートポンプ給湯機 b）ハイブリッド給湯機 c）家庭用燃料電池	定額(下記は主な補助額) a）　6万円/台 b）　8万円/台 c）　16万円/台 ※戸建住宅は2台まで、共同住宅は1台までが上限 ※補助対象製品の性能や設置に伴う従前設備の撤去により追加で補助
		既存賃貸集合住宅における小型省エネ給湯器への取替	③賃貸集合給湯省エネ2025事業 ＜経済産業省＞	小型省エネ給湯器 ◆従来型給湯器からの取替に限る ◆補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能なし：5万円/台 追焚機能あり：7万円/台 ※工事内容によって追加で補助
	㋩ 開口部・躯体等の省エネ改修工事 エコ住宅設備の設置		④子育てグリーン住宅支援事業 ＜国土交通省＞	**≪必須工事カテゴリー≫** ◆開口部の断熱改修 ◆躯体の断熱改修 ◆エコ住宅設備の設置	Sタイプ 必須工事3つすべてのカテゴリーを実施 上限60万円／戸 Aタイプ 必須工事のうちいずれか2つのカテゴリーを実施 上限40万円／戸
2） その他のリフォーム工事 ※必須工事のうちいずれか2つ以上のカテゴリーを実施した場合に交付申請が可能				**≪任意工事カテゴリー≫** ◆子育て対応改修 ◆防災性向上改修 ◆バリアフリー改修 ◆空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ◆リフォーム瑕疵保険等への加入	

MEMO

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請

第2A章 GX志向型住宅 補助対象の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】
※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

2A－1 事業イメージ

本事業は、新築分譲住宅の販売事業者[*1](補助事業者)がGX志向型住宅の購入者(共同事業者)からの委託を受けて補助金の申請を行い交付を受けるものです。
GX志向型住宅を建築する建築事業者は、GXに対する協力表明(2A－2参照)を行う必要があります。

GX志向型住宅における事業のイメージは以下のとおりです。

＊1　販売代理を含みます。

≪交付申請イメージ≫

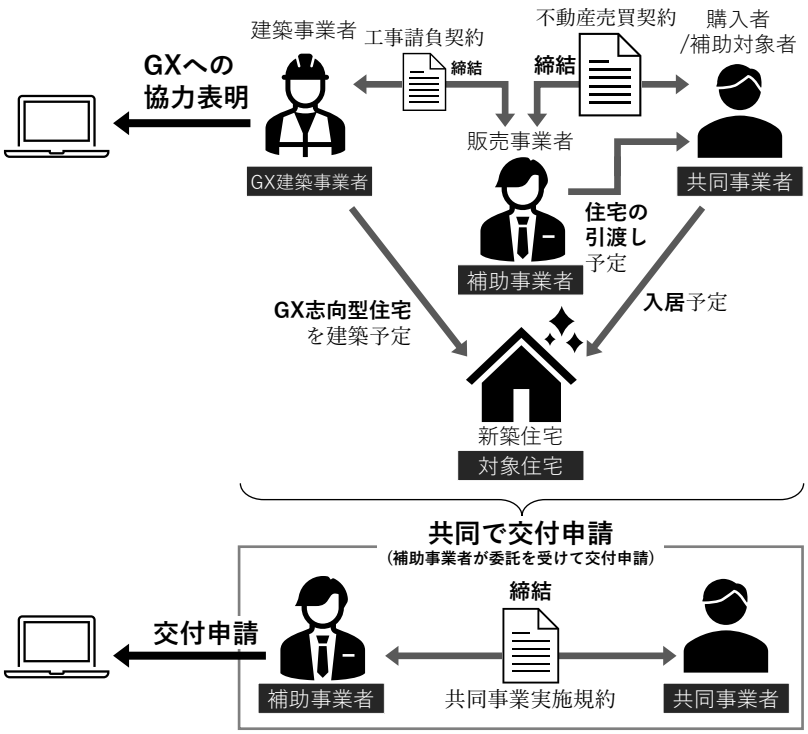

2A－2 GXへの協力表明

GXへの協力表明は、「統括アカウント」から住宅省エネポータル上にて以下、ａ)～ｄ)の必須事項およびｅ)ｆ)の任意事項について表明を行います。

なお、住宅を販売する事業者と建築工事を行う事業者が異なる場合、販売事業者(補助事業者)ではなく建築事業者が協力表明を行う必要があります*1。GXへの協力表明の方法については、P7「1－7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)」を参照ください。

当該表明を行った事業者は、「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。

＊1　交付申請(予約を含む)時に、販売事業者と建築事業者の契約関係が確認できる書類の提出が必要です。

項目	対象者		表明内容
ａ)総合	GXリーグに参加をしている事業者		(なし)
	上記以外	多排出者*2 (中小企業*3を除く)	以下①～③をすべて満たすことを表明する ① 国の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内でのScope１・２に関する削減目標を設定・公表、かつ進捗状況を毎年報告・公表する ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達または未達理由を報告・公表する ③ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する
		多排出者*2以外 または中小企業*3	温室効果ガスの排出削減のための以下①～⑧の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① 自社の二酸化炭素排出削減目標の策定 (2050年又はそれ以前の実質ゼロを基本とし、可能であれば中間的な目標を設定) ② 自社の省エネ/再エネ目標の策定 ③ 設備更新時の省エネ設備の選択による省CO2化 ④ 再エネの導入(グリーン電力の購入含む)による省CO2化 ⑤ サプライチェーン全体での二酸化炭素排出量の把握などの取組 ⑥ 物流部門における積載率向上・共同配送などの取組 ⑦ 自社建築物のZEB化の推進 ⑧ 自社建築物への木材(CLTなど)の利用推進
ｂ)省エネ住宅普及	2024年度における新築住宅の供給数が100件*4以上		以下①～②の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① ZEHビルダー/プランナーとして、自社が掲げる2025年度のZEH普及目標の実現に努める。また、年度ごとの実績等を自社のホームページ等において公表する ② 2025年度に供給する住宅のうち、ZEH基準の水準の省エネ性能を満たす住宅の割合を５割以上に増加させる
	2024年度における新築住宅の供給数が100件*4未満		以下の取組を実施することを表明する ・ 2030年に向けて、ZEH基準の水準の省エネ性能を満たす住宅の供給割合を増加させる
ｃ)温室効果ガス排出削減に資する製品等におけるコスト競争力の向上や国内企業の海外進出等	2024年度における新築住宅の供給数が5,000件*4以上		海外への進出計画を表明する　※住宅省エネポータル上にて進出計画を記述してください。または、計画書等の書類を添付してください。 **例)** ・2030年までに海外(　　地域)における売り上げ●億円を目指す。 ・2030年までに海外(　　地域)における供給戸数●戸を目指す。 ・2030年までに海外(　　地域)における管理戸数●戸を目指す。
	2024年度における新築住宅の供給数が5,000件*4未満		以下①～②の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① 海外への進出計画を表明する　※住宅省エネポータル上にて進出計画を記述してください。または、計画書等の書類を添付してください。 **例)** ・2030年までに海外(　　地域)における売り上げ●億円を目指す。 ・2030年までに海外(　　地域)における供給戸数●戸を目指す。 ・2030年までに海外(　　地域)における管理戸数●戸を目指す。 ② 省エネ性能の高い製品等の積極的な採用
ｄ)働き方改革の推進等	すべて		働き方改革の推進等、必要な人材の確保に向けた取組を進めることを表明する
ｅ)デコ活宣言等	任意		「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進するため、デコ活応援団（官民連携協議会）参画およびデコ活宣言を行うことを表明する
ｆ)GX率先実行宣言	任意		GX市場創造に向け、GX製品やサービスの社会実装を促進するため、「GX率先実行宣言」を行うことを表明する

＊2　地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度CO2排出量が20万t以上の者。
＊3　中小企業基本法に規定する中小企業者に該当する者。
＊4　住戸数のこと。住戸数が把握できない場合は、住棟数や契約数でも可。

2A－3 補助対象となる方

以下を満たす方が補助対象者になります。

グリーン住宅支援事業者と不動産売買契約を締結し、新築で分譲されたGX志向型住宅[*1*2]を購入(所有)する方

※ 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限ります。

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
不動産売買契約書	(予約時) 交付申請時	買主が購入者、 売主がグリーン住宅支援事業者であること	P61
購入者の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	不動産売買契約書の買主と同一であること	P75～76
不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本[*3]	完了報告時	建物の所有者が購入者であること	-

＊1　GX志向型住宅を申請するには、建築事業者がGXへの協力表明を行っている必要があります。
＊2　2024年11月22日以降に基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)に着手した住宅が補助対象です。
＊3　登記情報サービスの出力やキャプチャでも可。

補　足

□ **連名による対象住宅の購入について**
対象住宅の購入を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者【乙】)として交付申請を行うことができます。
例)　夫婦の連名で住宅を購入する場合、夫(妻)が代表者として交付申請を行う

□ **新築住宅工事の分割発注について**
デベロッパーや販売事業者が複数の事業者に工事を分割して発注(いわゆる分離発注)することは、本事業における分離発注には該当しません。
通常の手続きと同様に交付申請を行うことができます。

□ **共同販売について**
複数事業者によって新築住宅を共同販売する場合は、幹事会社等が代表事業者として手続きを行ってください。
なお、代表事業者はグリーン住宅支援事業者として事務局への登録が必要です。

□ **不動産売買契約の電子契約について**
本事業において提出される不動産売買契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP93～94をご確認ください。

2A－4 補助対象となる新築住宅

以下のａ)～ｇ)を満たす住宅が補助対象になります。
なお、住宅の分類は、住戸部分の所在階を問わず、建て方によって下表の分類とします。

戸建住宅	1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)
共同住宅	2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅*1、マンション、長屋を含む)

＊1　本事業における住戸の数え方は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。
具体的には、住宅瑕疵担保責任保険に加入する(供託する)戸数と同じです。内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば、1戸の戸建住宅、内部で世帯間の行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。

ａ）購入者(所有者)自らが居住*2する

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
住民票	完了報告時	氏名が購入者であること、 住所が新築する住宅であること

＊2　「居住」とは完了報告時点で、住民基本台帳に登録された住所を居住地としていることをいいます。

ｂ）住戸の床面積*3が50㎡以上240㎡以下である

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。
完了報告時は、建て方により、以下①②いずれかの書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
① ≪戸建住宅の場合≫ 建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
② ≪共同住宅の場合≫ 不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部(専有部分の建物の表示)の床面積が50㎡以上240㎡以下であること (併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であること)

＊3　「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認。(壁芯算定)

補　足

□ **建築確認が不要な地域について**
交付申請時は、確認済証の代わりに本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」で確認します。
なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

□ **対象住宅の床面積が確認できない場合について**
二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分の床面積が確認できない場合、
平面図の提出を求める場合があります。

※次ページへ続く

c）原則、以下①～③の区域外に立地するもの

① 土砂災害防止法*1に基づく土砂災害特別警戒区域

② 建築基準法第39条に基づく災害危険区域
（急傾斜地崩壊危険区域 もしくは 地すべり防止区域 と重複する区域に限る）

③市街化調整区域であって、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
もしくは 水防法に基づく浸水想定区域*2

＊1 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)。
＊2 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域のことをいう。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が下記区域内に含まれないこと ◆土砂災害特別警戒区域 ◆災害危険区域 ◆市街化調整区域であって ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域	P65
建築基準法に基づく確認申請書	（予約時） 交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が市街化調整区域に含まれないこと	P64

補　足

□ 建物の一部が土砂災害(特別)警戒区域または災害危険区域にかかる場合について

◆建物(共同住宅を含む)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(≪例1≫参照)

◆土地(敷地)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(≪例2≫参照)

◆土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。

□ 建物の一部が浸水想定区域にかかる場合について

◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地し、建物(共同住宅を含む)のすべてが浸水想定区域に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(≪例3≫参照)

◆建物(共同住宅を含む)の一部が浸水想定区域内に立地している場合、本補助金の対象になります。(≪例4≫参照)

◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(≪例5≫参照)

◆浸水想定区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。

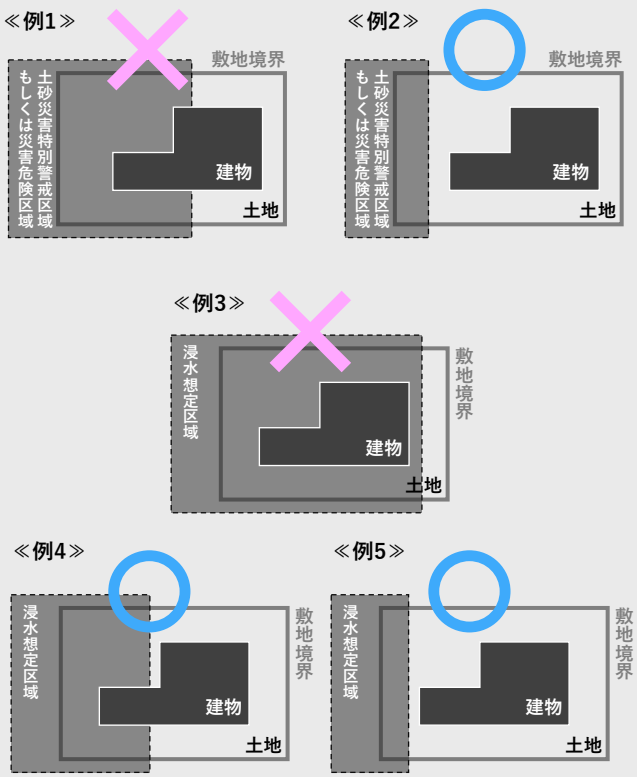

□ 住宅の土砂災害(特別)警戒区域外・災害危険区域外・浸水想定区域外の立地確認について

◆建築士が、建築行政部局に確認してください。

◆補助事業者は交付申請時、住宅省エネポータルの地図機能にて、建物の立地場所を示してください。

□ 住宅の市街化調整区域外の立地確認について

◆建築士が、自治体に確認してください。

※次ページへ続く

d）都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わず、その旨が市町村長により公表されている場合は補助対象になりません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないこと	P65

e）住宅証明書等により、 ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有すること

以下の①～③に該当する住宅を補助対象とします。

① 外皮性能について断熱性能等級*1 6以上であること*2

＊1　外皮平均熱貫流率および冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。
＊2　共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。

② 一次エネルギー消費量の削減率が、住宅の建て方・規模に応じて下表のとおりであること

＜戸建住宅の場合＞

	一般(右記以外)	寒冷地*3 または低日射地域*4	多雪地域*5 または都市部狭小地等*6
再生可能エネルギーを除く場合	35%以上	35%以上	35%以上
再生可能エネルギーを含む場合	100%以上	75%以上	(要件なし)

＜共同住宅の場合＞

	住宅用途部分が占める階数*7		
	3以下	4・5	6以上
再生可能エネルギーを除く場合(住戸)	35%以上	35%以上	35%以上
再生可能エネルギーを含む場合(住棟)	75%以上	50%以上	(要件なし)

＊3　本事業における「寒冷地」とは、省エネ基準における地域区分が1地域または2地域に該当する地域をいいます。
＊4　本事業における「低日射地域」とは、省エネ基準における年間の日射地域区分がA1またはA2に該当する地域をいいます。
＊5　本事業における「多雪地域」とは、建築基準法施行令第八十六条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域をいいます。
＊6　本事業における「都市部狭小地等」とは、以下ａ)～ｃ)のいずれかに該当し、敷地面積が85㎡未満の敷地をいいます。(住宅が平屋の場合を除く)
　ａ）第一種または第二種低層住居専用地域
　ｂ）第一種または第二種中高層住居専用地域
　ｃ）条例により北側斜線規制が定められている地域
＊7　住宅用途部分が過半を占める階の数で判定します。

③ 高度エネルギーマネジメントを導入すること

「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」(以下、「HEMSコントローラ」という)として、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載*8されている製品を設置すること

＊8　性能を満たす製品であっても、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されていない(認証を受けていない)製品は補助対象になりません。

※次ページへ続く

①②については、住宅の建て方によって以下の書類にて確認します。

＜戸建住宅の場合＞

添付書類	提出	基準	参照
住宅の性能を証明する住宅証明書等　㋐ BELS評価書*1(住戸)	(予約時)交付申請時	GX志向型住宅の要件を満たすもの	P67
≪戸建住宅の立地が一般に該当しない場合≫ 確認申請書	(予約時)交付申請時	住宅の立地する地域が確認できること	P64

＜共同住宅の場合＞

添付書類	提出	基準	参照
住宅の性能を証明する住宅証明書等　㋐ BELS評価書*1(住戸)	共同住宅の登録時	GX志向型住宅の要件を満たすもの	P67
住宅の性能を証明する住宅証明書等　㋐ BELS評価書*1(**住棟**)			
確認申請書*2		住宅用途部分が過半を占める階数が確認できること	P64

＊1　交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に証明書の提出が必要です。
＊2　建築確認が不要な地域の場合、すべての階の平面図および求積図の提出が必要です。

※ 住宅の性能を証明する住宅証明書類等の詳細については、P66の「Ⓕ 住宅の性能を証明する住宅証明書等」および P67の「㋐BELS評価書(GX志向型住宅の要件を満たすもの)」を参照ください。

③については、以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
HEMSコントローラの本体写真*3	完了報告時	「ECHONET Lite AIF仕様」に対応するコントローラであること	-

＊3　設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

補　足

□ **交付申請時におけるHEMSコントローラの申告について**
導入する予定のコントローラが掲載されている一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページのURLを住宅省エネポータルにて申告してください。

f）未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	(予約時)交付申請時	工事種別が「新築」であること	P62
建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	不動産売買契約日が、検査済証の交付日から1年以内であること	-

補　足

□ **建築確認が不要な地域について**
交付申請時は、確認済証の代わりに本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」の提出が必要です。なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。

□ **確認済証における「増築」「改築」について**
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、確認申請書の第四面【3.工事種別】から、「新築」と確認できる場合または、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券の提出を求める場合があります)

※次ページへ続く

g）2026年1月31日時点で、一定以上の出来高の工事が完了していること

一定以上の出来高の工事とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が補助額以上であることをいいます。
(2026年1月31日時点で、住宅が竣工している必要はありません)
計算方法は以下のとおりです。

基礎工事より後の工程の建物価額(税込) × **出来高**(○%) ≧ **1住戸あたりの補助額**(160万円)＊1 × **総戸数**＊2

＊1　共同住宅の場合は、該当建物の住戸の中で最も高い補助額です。
＊2　戸建住宅は1住戸です。共同住宅は総住戸数(申請しない住戸を含む)です。

交付申請は、基礎工事の完了以降に行うことができます。ただし、交付申請時点で一定以上の出来高の工事が完了していない場合は、2026年1月31日までに当該出来高の工事を完了し、その旨を報告(完了報告の提出でも可)＊3をする必要があります。

一定以上の出来高の工事完了後、速やかに住宅省エネポータルにて報告を行ってください。

＊3　2026年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了の報告が確認できなかった場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付を取り消します。

2A－5 補助額

補助額は以下のとおりです。

補助対象住宅	1戸あたりの補助額
GX志向型住宅	160万円

※ GX志向型住宅の場合、古家の除却における補助額の加算はありません。

2A－6 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

不動産売買契約	原則、交付申請(予約を含む)前
対象工事*1の着手期間	2024年11月22日以降
一定以上の出来高の工事完了日	2026年1月31日まで

＊1　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

補　足

□ **補助対象期間と新築期間の関係について**

本事業の対象となる「新築分譲住宅」とは、不動産売買契約の締結時点で未完成または完成から1年以内であり、未居住の住宅であるものをいいます。上記補助対象期間とあわせて対象となる期間の例は下記のとおりです。

≪補助対象期間と新築期間の例≫

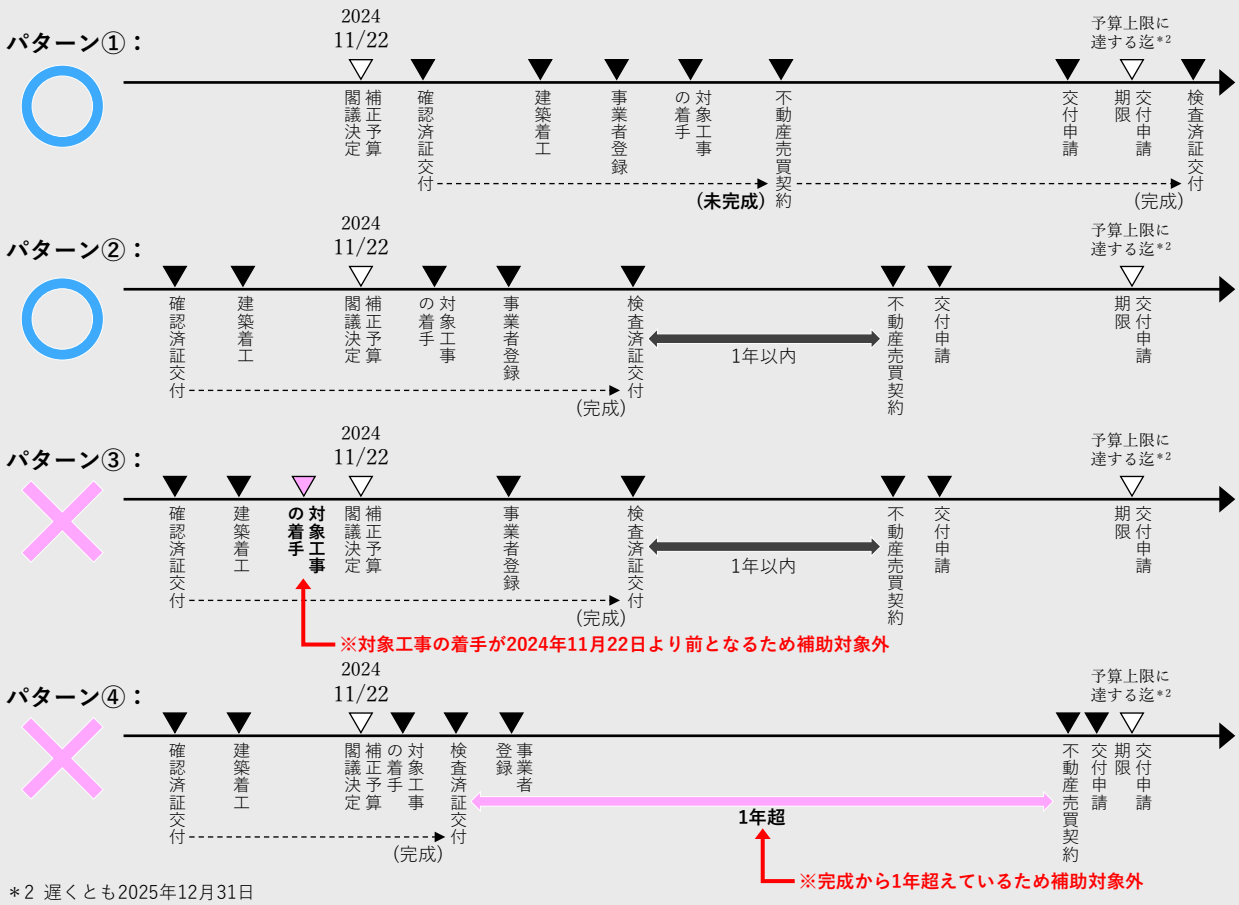

＊2 遅くとも2025年12月31日

□ **完了報告について**

本事業は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の提出期限は以下のとおりです。

◆戸建住宅　　：交付決定 ～ 2026年7月31日
◆共同住宅(階数*3が10以下)　：交付決定 ～ 2027年4月30日
◆共同住宅(階数*3が11以上)　：交付決定 ～ 2028年2月29日

＊3　階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)
住宅用途が占める階数(P26)とは数え方が異なりますので、ご注意ください。

MEMO

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請

第2B章 長期優良住宅 ZEH水準住宅 補助対象の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】
※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

2B－1 事業イメージ

本事業は、新築分譲住宅の販売事業者*1(補助事業者)が、新築分譲住宅を購入する子育て世帯または若者夫婦世帯(共同事業者)からの委託を受けて補助金の申請を行い交付を受けるものです。
「子育て世帯」と「若者夫婦世帯」における事業のイメージは以下のとおりです。

＊1　販売代理を含みます。

≪交付申請イメージ(子育て世帯)≫

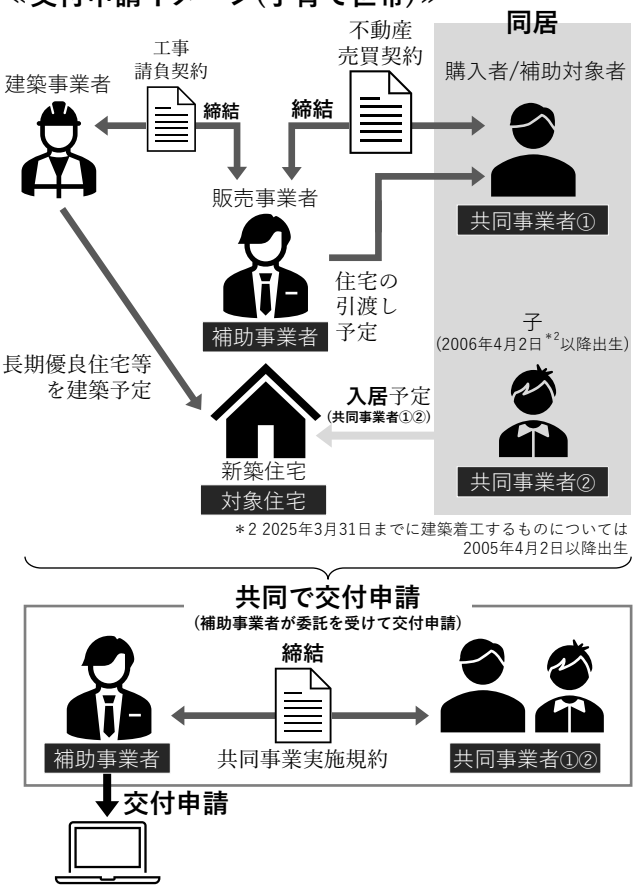

＊2 2025年3月31日までに建築着工するものについては2005年4月2日以降出生

≪交付申請イメージ(若者夫婦世帯)≫

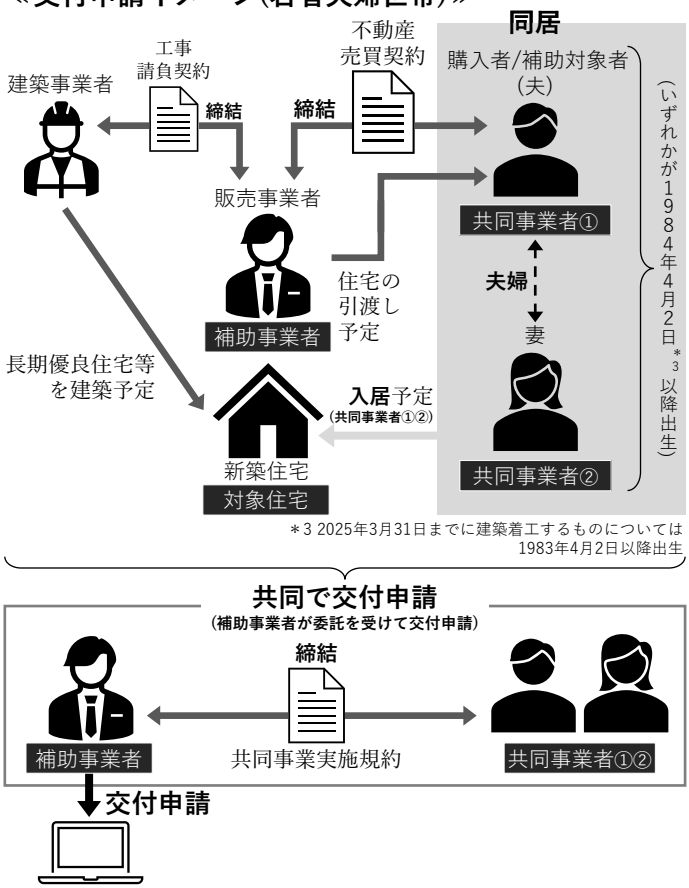

＊3 2025年3月31日までに建築着工するものについては1983年4月2日以降出生

補　足

□ **世帯について**

本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として、住民票に記載されている「住所」で確認を行います。
※交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。
　ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。(単身赴任等やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります)

□ **子育て世帯について**

購入者と子が親子である場合に限りません。
孫と同居し、子育てを行う祖父母等が住宅を取得する場合も対象になります。
ただし、孫も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。
※なお、子を妊娠中の場合も、妊娠中であることが確認できる追加書類を提出できる場合は子育て世帯として補助対象になります。
　例) 自治体が発行する母子手帳(記載内容で妊娠中であることが確認できること)

□ **若者夫婦世帯について**

購入者が、若者夫婦のいずれかに該当する場合に限りません。
若者夫婦と同居し、共同で生活する若者夫婦の親等が住宅を取得する場合も対象になります。
ただし、若者夫婦も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。
※なお、いわゆる事実婚については、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に住民票や追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。
　例) 住民票続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」
　　自治体が証明するパートナーシップ証明書や公正証書による婚姻契約等
※交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に婚姻関係が確認できない場合、対象になりません。

※次ページへ続く

2B－2 補助対象となる方

以下の①②を満たす方が補助対象者になります。

① 子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかである

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票(世帯票)	(予約時) 交付申請時	世帯内に、交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において2006年4月2日以降に出生した子を有する世帯(2025年3月31日までに建築着工するものについては 2005年4月2日以降に出生した子を有する世帯) もしくは 交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において夫婦であり、夫または妻のいずれかが1984年4月2日以降に出生した者(2025年3月31日までに建築着工するものについてはいずれかが1983年4月2日以降に出生した者)によって構成される世帯	P79

② グリーン住宅支援事業者と不動産売買契約を締結し、新築で分譲された長期優良住宅またはZEH水準住宅[*1]を購入(所有)する方

※ 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限ります。

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
不動産売買契約書	(予約時) 交付申請時	買主が購入者、 売主がグリーン住宅支援事業者であること	P61
不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本[*2]	完了報告時	建物の所有者が購入者であること	-

＊1　2024年11月22日以降に基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)に着手した住宅が補助対象です。

＊2　登記情報サービスの出力やキャプチャでも可。

補　足

□ **連名による対象住宅の購入について**
対象住宅の購入を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住し、本事業の若者夫婦・子育て世帯要件に該当するもののいずれかが代表者(共同事業者【乙】)として交付申請を行うことができます。
例)　夫婦の連名で住宅を購入する場合、夫(妻)を代表者として交付申請を行う。

□ **新築住宅工事の分割発注について**
デベロッパーや販売事業者が複数の事業者に工事を分割して発注(いわゆる分離発注)することは、本事業における分離発注には該当しません。
通常の手続きと同様に交付申請を行うことができます。

□ **共同販売について**
複数事業者によって新築住宅を共同販売する場合は、幹事会社等が代表事業者として手続きを行ってください。
なお、代表事業者はグリーン住宅支援事業者として事務局への登録が必要です。

□ **不動産売買契約の電子契約について**
本事業において提出される不動産売買契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP93～94をご確認ください。

2B－3 補助対象となる新築住宅

以下のａ)～ｇ)を満たす住宅が補助対象になります。

なお、住宅の分類は、住戸部分の所在階を問わず、建て方によって下表の分類とします。

戸建住宅	1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)
共同住宅	2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅*1、マンション、長屋を含む)

＊1　本事業における住戸の数え方は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。
具体的には、住宅瑕疵担保責任保険に加入する(供託する)戸数と同じです。内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば、1戸の戸建住宅、内部で世帯間の行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。

ａ）購入者(所有者)自らが居住*2する

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
住民票	完了報告時	氏名が購入者であること、 住所が新築する住宅であること

＊2　「居住」とは完了報告時点で住民基本台帳に登録された住所を居住地としていることをいいます。

補　足

□ **共同申請する世帯全員の住民票の提出について**
以下のいずれかに該当する場合、完了報告時に共同申請する全員(共同事業実施規約における乙および丙①②)の対象住宅への居住が確認できる住民票(世帯票)等の提出を求めます。

◆交付申請時、購入者と子または配偶者の同居が確認できない場合

◆購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

ｂ）住戸の床面積*3が50㎡以上240㎡以下である

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。
完了報告時は、建て方により、以下①②いずれかの書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
① ≪戸建住宅の場合≫ 建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
② ≪共同住宅の場合≫ 不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部、専有部分の建物の表示の床面積が50㎡以上240㎡以下であること (併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であること)

＊3　「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認。(壁芯算定)

補　足

□ **建築確認が不要な地域について**
交付申請時は、確認済証の代わりに本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」で確認します。
なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

□ **対象住宅の床面積が確認できない場合について**
二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

※次ページへ続く

c）原則、以下①～③の区域外に立地するもの

① 土砂災害防止法*1に基づく土砂災害特別警戒区域

② 建築基準法第39条に基づく災害危険区域
（急傾斜地崩壊危険区域 もしくは 地すべり防止区域 と重複する区域に限る）

③市街化調整区域であって、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
もしくは 水防法に基づく浸水想定区域*2

＊1 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)。
＊2 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域のことをいう。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が下記区域内に含まれないこと ◆土砂災害特別警戒区域 ◆災害危険区域 ◆市街化調整区域であって ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域	P65
建築基準法に基づく確認申請書	（予約時） 交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が市街化調整区域に含まれないこと	P64

補　足

□ **建物の一部が土砂災害(特別)警戒区域または災害危険区域にかかる場合について**

◆建物(共同住宅を含む)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(≪例1≫参照)

◆土地(敷地)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(≪例2≫参照)

◆土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。

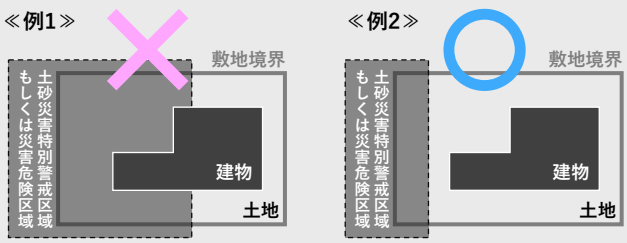

□ **建物の一部が浸水想定区域にかかる場合について**

◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地し、建物(共同住宅を含む)のすべてが浸水想定区域に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(≪例3≫参照)

◆建物(共同住宅を含む)の一部が浸水想定区域内に立地している場合、本補助金の対象になります。(≪例4≫参照)

◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(≪例5≫参照)

◆浸水想定区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。

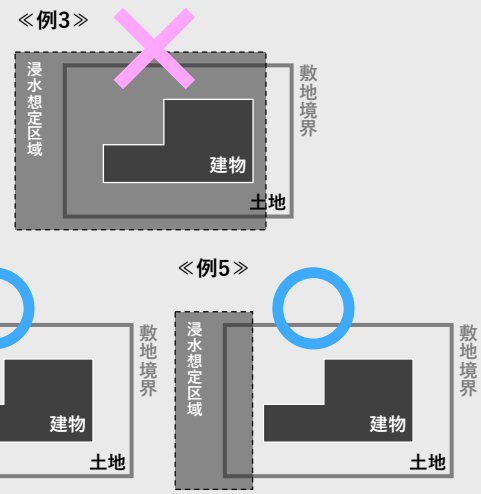

□ **住宅の土砂災害(特別)警戒区域外・災害危険区域外・浸水想定区域外の立地確認について**

◆建築士が、建築行政部局に確認してください。

◆補助事業者は交付申請時、住宅省エネポータルの地図機能にて、建物の立地場所を示してください。

□ **住宅の市街化調整区域外の立地確認について**

◆建築士が、自治体に確認してください。

※次ページへ続く

d）都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの

「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000 ㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わず、その旨が市町村長により公表されている場合は補助対象になりません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないこと	P65

e）住宅証明書等により、 高い省エネ性能(ZEH水準) を有することが確認できる

以下の①②のいずれかに該当する住宅を補助対象とします。

① 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられているもので、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けた住宅。

住宅の建て方に応じた、１）２)のいずれにも該当すること。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅*1
1）断熱等性能等級*2	等級5以上	等級5以上
2）一次エネルギー消費量等級	等級6以上	等級6以上

＊1　共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。
＊2　外皮平均熱貫流率および冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。

② ZEH水準住宅

ZEH水準の省エネ性能を満たす住宅。

住宅の建て方に応じた１）２)のいずれにも該当すること。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅*3
1）断熱等性能等級*4	等級5以上	等級5以上
2）再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率	20%以上*5	20%以上*5

＊3　共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。
＊4　外皮平均熱貫流率および冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。
＊5　一次エネルギー消費量等級が等級6であること

※次ページへ続く

住戸の種別に応じて、以下の書類にて確認します。
共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。

分類	住宅証明書等の書類	基準	参照
長期優良住宅	㋑ 長期優良住宅建築等計画認定通知書*1*2*3	長期使用構造等確認申請が2022年10月1日以降のもの	P68
ZEH水準住宅	㋒ BELS評価書*4*5*6	断熱性能の評価が5以上 かつ エネルギー消費性能『再エネなし削減率』が20%以上となっているもの	P69
	㋓ 設計住宅性能評価書*5*6 または 建設住宅性能評価書*5*6 または 住宅省エネルギー性能証明書*5*7	断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの (2022年4月1日以降に取得したもの)	P70
	㋔ 低炭素建築物新築等計画認定通知書*2*8*9	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P71
	㋕ 性能向上計画認定通知書*2*8*9	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P71
	㋖ フラット35S適合証明書 および竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)*6*10 または フラット35S設計検査に関する通知書 および設計検査申請書(すべての面)*6*10	証明書・申請書等の書式が2022年10月以降*11のもので、金利Aプランの省エネルギー性、断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6にチェックがあること または戸建住宅の場合、ZEHの基準適合欄のZEH(-M)、Nearly ZEH(-M)、ZEH-M ReadyまたはZEH(-M) Orientedのいずれかにチェックがあること **※設計検査に関する通知書** 連絡事項の「フラット35S(金利Aプラン)省エネルギー性能を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります」にチェックがないこと かつ「フラット35Sの確認にBELS評価書を利用する場合の条件」欄の「竣工現場・適合証明申請時までに当該書類の写しを提出することが条件となります」にチェックがないこと	P72 ～73

＊1 交付申請の予約時には「長期使用構造等である旨の確認書」または「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。
＊2 変更認定通知書のみでは申請できません。変更前の同認定通知書も併せて提出が必要です。
＊3 共同住宅の場合、長期優良住宅建築等計画認定通知書には、認定対象となる住戸番号が記載されている必要があります。
＊4 BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、補助対象になりません。
＊5 BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または2022年4月1日以降は住宅性能評価書もしくは住宅省エネルギー性能証明書で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても補助対象となります。
＊6 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。
＊7 住宅省エネルギー性能証明書は建物の工事がすべて完了した後に作成が可能になる書類のため、対象の工事が完了していない場合は本補助金の申請に利用できません。
＊8 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」または「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。
＊9 戸建住宅に限ります。
＊10 金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。
＊11 設計検査申請が2022年9月30日以前の金利Aプランの場合、一次エネルギー消費量等級5を技術基準としており、ZEH水準への適合が確認できないため、本補助金の申請には利用できません。

※各書類の詳細については、P66以降の「Ⓕ 住宅の性能を証明する住宅証明書等」を参照ください。

※次ページへ続く

f）未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	（予約時） 交付申請時	工事種別が「新築」であること	P62
建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	不動産売買契約日が、検査済証の交付日から1年以内であること	-

補　足

□ **建築確認が不要な地域について**
交付申請時は、確認済証の代わりに本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」の提出が必要です。なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。

□ **確認済証における「増築」「改築」について**
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、確認申請書の第四面【3.工事種別】から、「新築」と確認できる場合または、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券の提出を求める場合があります)

g）2026年1月31日時点で、一定以上の出来高の工事が完了していること

一定以上の出来高の工事とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が補助額以上であることをいいます。
(2026年1月31日時点で、住宅が竣工している必要はありません)
計算方法は以下のとおりです。

基礎工事より後の工程の建物価額(税込) × **出来高**(○%) ≧ **1住戸あたりの補助額**＊1 × **総戸数**＊2

＊1　共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額です。
＊2　戸建住宅は1住戸です。共同住宅は総住戸数(申請しない住戸を含む)です。

交付申請は、基礎工事の完了以降に行うことができます。ただし、交付申請時点で一定以上の出来高の工事が完了していない場合は、2026年1月31日までに当該出来高の工事を完了し、その旨を報告(完了報告の提出でも可)＊3する必要があります。

一定以上の出来高の工事完了後、速やかに住宅省エネポータルにて報告を行ってください。

＊3　2026年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了の報告が確認できなかった場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付を取り消します。

2B－4 補助額

補助額は下表のとおりです。
なお、住宅の新築に併せて、要件を満たす古家の除却*1を行う場合に一定額の加算を受けることができます。

補助対象住宅	1戸あたりの補助額	古家の除却を伴う場合の補助額の加算額
長期優良住宅	80万円	20万円*2*3
ZEH水準住宅	40万円	

＊1　新築住宅の購入者またはその親族が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日以降、完了報告までに解体工事が完了するものに限ります。
(親族とは、民法第725条に規定する「6親等内の血族」「配偶者」または「3親等内の姻族」のことをいいます)
＊2　複数の古家を除却した場合であっても、加算は20万円を上限とします。
＊3　条件付き交付申請(予約を含む)の場合、古家の除却における補助額の加算はありません。
なお、条件付き交付申請について、詳しくは第5章(P85～91)を参照ください。

古家*4の除却については、以下の書類にて確認します。

＊4　住宅(居宅)に限ります。「建物の登記事項証明書」における「主たる建物(母屋)」または、「附属建物」のうち「50㎡以上の住宅」が対象となります。詳細は参考資料(P97～98)をご確認ください。

添付書類	提出	確認方法	参照
解体工事の工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	発注者氏名が、新築住宅の購入者またはその親族であること	P80～81
＜買主と解体工事の発注者が異なる場合＞ 戸籍謄本	(予約時) 交付申請時	新築住宅の購入者との続柄が読み取れること 新築住宅の購入者の親族であること	P81
古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*5 または滅失の登記完了証	(予約時) 交付申請時*6	取り壊し日の記載があり、2024年11月22日以降であること 古家の所有者が、新築住宅の購入者またはその親族であること	P82

＊5　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。
＊6　交付申請(予約を含む)時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。

2B－5 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

不動産売買契約	原則、交付申請(予約を含む)前
対象工事＊1の着手期間	2024年11月22日以降
一定以上の出来高の工事完了日	2026年1月31日まで

＊1　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

補　足

□ **補助対象期間と新築期間の関係について**

本事業の対象となる「新築分譲住宅」とは、不動産売買契約の締結時点で未完成または完成から1年以内であり、未居住の住宅であるものをいいます。上記補助対象期間とあわせて対象となる期間の例は下記のとおりです。

≪補助対象期間と新築期間の例≫

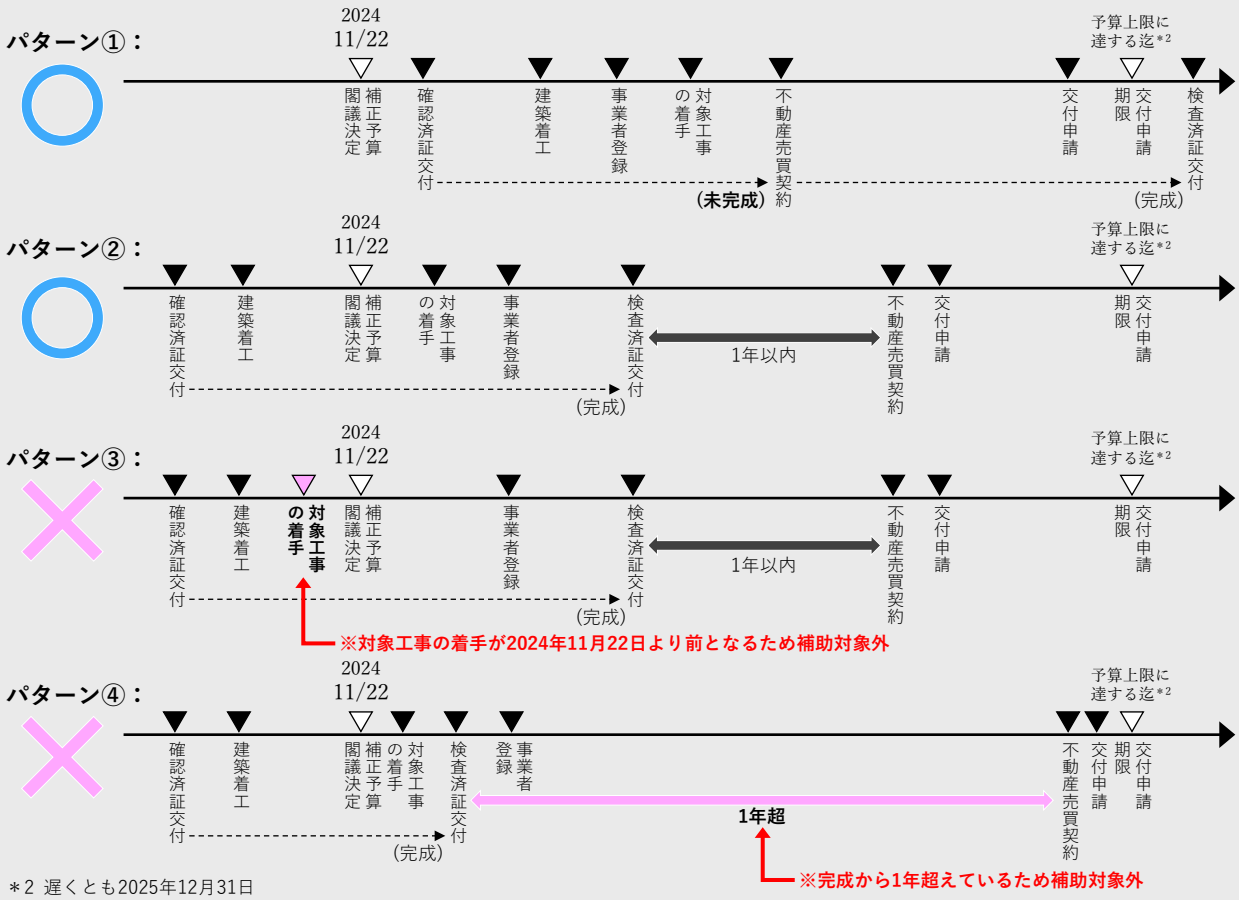

＊2 遅くとも2025年12月31日

□ **完了報告について**

本事業は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の提出期限は以下のとおりです。

◆戸建住宅　　：交付決定 ～ 2026年7月31日
◆共同住宅(階数＊3が10以下)　：交付決定 ～ 2027年4月30日
◆共同住宅(階数＊3が11以上)　：交付決定 ～ 2028年2月29日

＊3　階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請

第3章　申請手続きの詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】
※　：各項の全体に対する注釈です。
＊0　：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3－1　申請手続きの流れ

本補助金の交付申請にあたり、住宅省エネポータル(P43 3－2参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
本手引きでは、交付申請の予約および交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。
完了報告については、交付決定を受けた者に対し別途「交付申請の要件等について(完了報告の手引き)」を公開(時期未定)する予定です。
(以下は申請手続きの一例です)

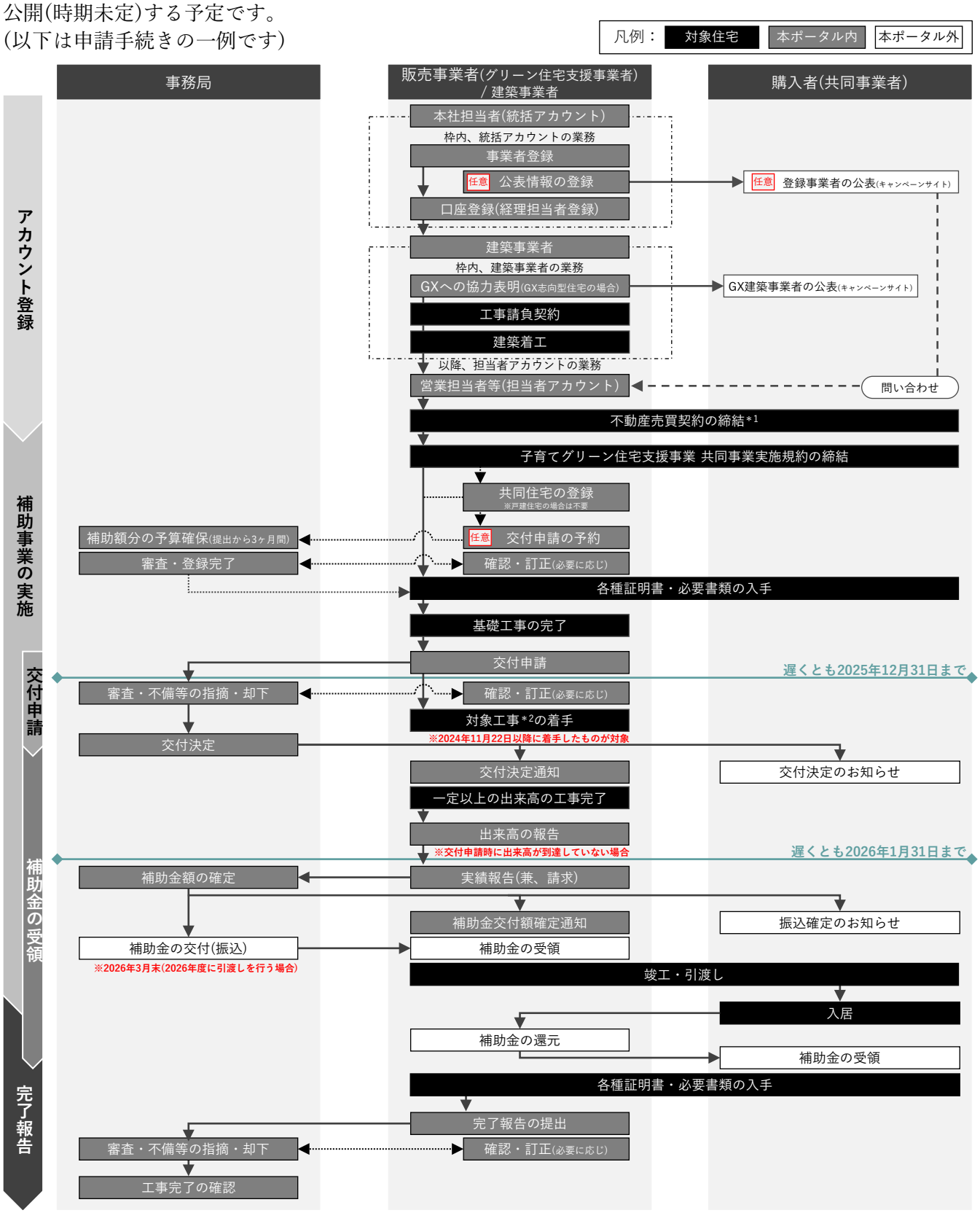

＊1　購入者が未決定の場合であっても、交付申請を行える場合があります(条件付き交付申請)。詳しくは、第5章(P85～91)を参照ください。
＊2　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

3－2　住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、
新築分譲住宅の販売事業者が、本キャンペーンが
提供するWEBシステム『住宅省エネポータル』上
で行います。
新築分譲住宅の購入者の方が、自身で手続きを
行うことはできません。

住宅省エネポータルは1つの「共通ポータル」と4つの
「専用ポータル」計5つのポータルで構成されています。
すべてのポータルは1つのアカウントで利用することが
できます。

◆共通ポータル
キャンペーン全体、4つの補助事業を一括管理
するためのポータルです。
(専用ポータルの入口となります)

◆専用ポータル
各補助事業の交付申請を作成する等、
それぞれを管理するためのポータルです。
なお、参加申告を行った補助事業のみ
利用できます。

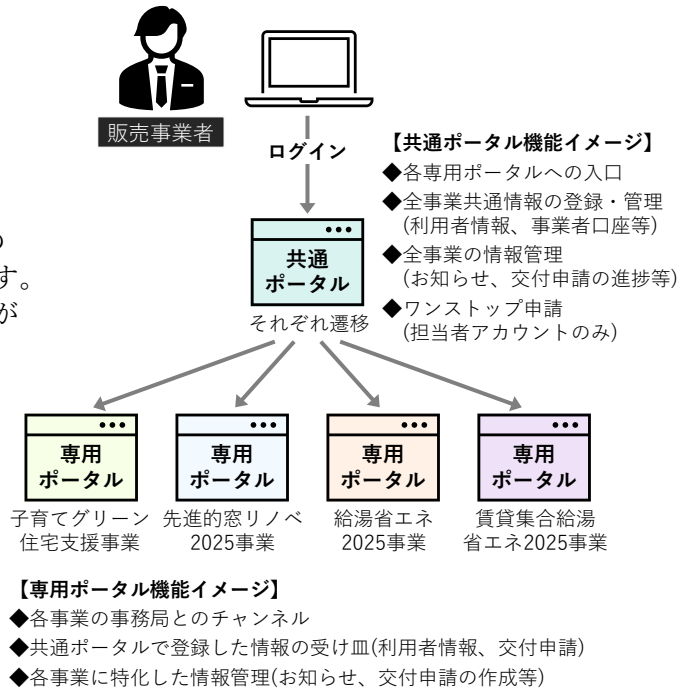

3－3　アカウントについて

本ポータルの利用にあたっては、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
以下ａ)～ｃ)の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

ａ）アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」、
「GXアカウント」の３種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
なお、統括アカウントおよびGXアカウントは、事業者ごとに１アカウントのみ取得し、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者	新規事業者
統括アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)、GXに対する協力表明を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 **本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。(1事業者1アカウントのみ＊1)**	アカウント自動発行＊2 (新規発行は不要)	2025年3月10日 登録開始
担当者アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 **消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。(アカウント数に制限はありません)**	新規でアカウント発行依頼を行ってください (自動発行はされません)	2025年3月24日 登録開始
GXアカウント	GX志向型の分譲住宅を建設するゼネコンや下請業者で、いずれの事業にも自ら交付申請を行わない事業者がGXに対する協力表明を行うために使用するアカウント**(1事業者1アカウントのみ＊1)** **本キャンペーンの各構成事業の交付申請を行うことはできません。**	新規でアカウント発行依頼を行ってください (自動発行はされません)	2025年4月1日 登録開始

＊1　事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります。
＊2　「住宅省エネ2024キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2025年3月10日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。(新規にアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

b）各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

機能	統括アカウント		担当者アカウント		GXアカウント	
事業者登録	**登録可**	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	－	×	GXへの協力表明のみ
各事業への参加申告	**登録可**	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用	×	－
公表情報	**登録可**	公表を希望する場合*1	×	－	**必須**	必ず公表されます*1
交付申請(予約を含む)	**アカウントの連携が必要**					
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	(交付申請を行う事業者がGX協力表明をしていない場合) GX志向型住宅の交付申請時に都度GX建築事業者を検索・指定			
			登録可	複数登録可	×	－
補助金振込口座	**登録可**	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択	×	－
入金管理	**すべての** 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	**自身が担当している** 交付申請のみ	－	×	－

＊1　GXに対する協力表明を行った事業者は、【GX建築事業者】として本キャンペーンのホームページ上で必ず公表されます。

c）アカウントの連携

≪統括アカウントと担当者アカウントとの連携≫

担当者アカウントが交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「**アカウント連携**」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される「**登録事業者番号**」と「**連携用パスコード**」を担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

※パスコードは外部に漏れないよう、厳重に管理を行ってください。

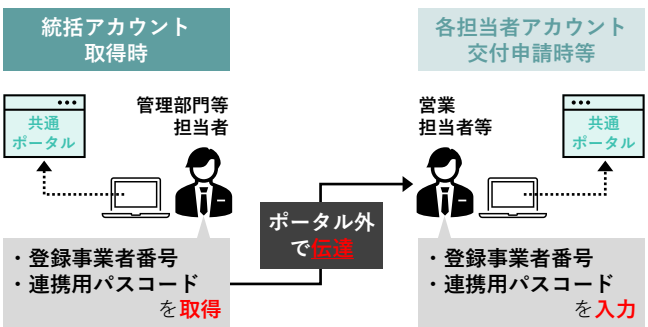

≪担当者アカウントとGX建築事業者(GXアカウント)≫

＜GX志向型住宅を申請／補助事業者が住宅の建築事業者でない場合＞

GX志向型の分譲住宅において、交付申請を行う事業者(販売事業者)とGXへの協力表明を行った事業者(GX建築事業者)が異なる場合、交付申請時(予約を含む)に、販売事業者により住宅を建築した事業者がGX建築事業者であることを申告いただく必要があります。

販売事業者が交付申請を行う際にGX建築事業者の「事業者登録番号」もしくは「GX建築事業者名」を入力して検索し、指定することで申告できます。

※交付申請(予約を含む)を行うまでに「GX建築事業者(GXアカウントを含む)の登録が完了している必要があります。

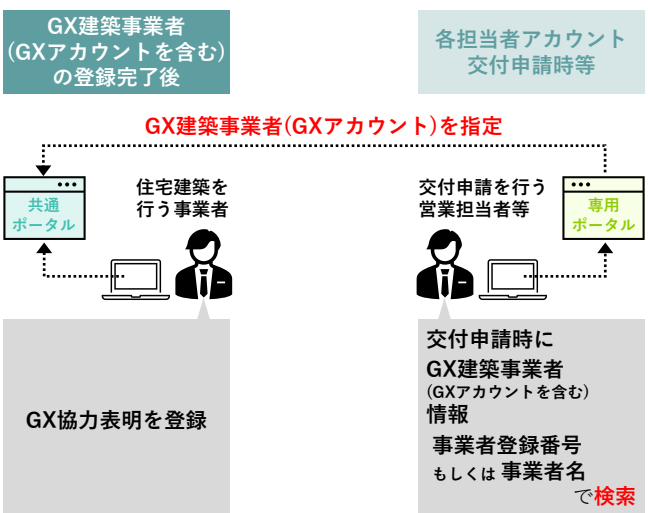

3－4　事業者登録の手順

以下ａ)ｂ)の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

ａ）住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者 登録申請書	白黒可	◆本ポータルに必要情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆**すべての事業者が提出します。**
印鑑証明書	白黒可	◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆**住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。**
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆**住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。**

＊1　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※GX志向型住宅に交付申請するためには、当該住宅の建築事業者がGXに対する協力表明を行う必要があります。
　なお、当該表明を行った事業者は、「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。
※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

ｂ）子育てグリーン住宅支援事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
なお、本事業の「新築分譲住宅の購入」については、宅地建物取引業免許を有していることが必要となります。
原則、参加申告により、グリーン住宅支援事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補　足

□ **本事業への事業者登録の停止**
グリーン住宅支援事業者として登録された後であっても、除外要件(P8～9 1－9、1－10参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。
事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

なお、事業途中に登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

3－5　不動産売買契約の締結

販売事業者（グリーン住宅支援事業者)と購入者(共同事業者)は、本事業の対象となる新築分譲住宅について、不動産売買契約を締結します。

3－6　共同事業実施規約の締結

本事業は対象住宅の購入者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、販売事業者(グリーン住宅支援事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。
事務局指定の**「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】」(様式３－１、別紙①*1)**は、本事業の利用にあたり両者間で予め合意するべきことを規定しています。
交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

＊1　条件付き交付申請(予約を含む)を行う場合、完了報告にて、共同事業実施規約(様式3－1、別紙②)の締結と提出が必要です。

締結の際は、特に以下の点に留意してください。

◆交付規程等に記載されている要件等の確認　◆補助金の還元方法　◆申請ができない場合等の取り決め
◆各費用および想定される補助金の額についての確認
◆建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについての説明実施
◆(蓄電池を設置する場合)蓄電池の設置についての説明実施

≪共同事業実施規約のイメージ≫

(1枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
(様式 3-1) 新築用

子育てグリーン住宅支援事業事務局　殿

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約　【新築用】

子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。
本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保有し、その写しを事務局に提出するものとする。

Sample

(表)交付申請する新築住宅に応じた別紙

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙①　新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙①　新築注文・分譲用
新築分譲住宅(条件付交付申請 *1 に該当)	別紙②　新築分譲条件付交付申請用
賃貸住宅	別紙③　新築賃貸用

＊1：分譲住宅において住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を登録し行う交付申請

締結日	令和　7　年　●　月　▲　日

【甲】*2：補助事業者(建築事業者／販売事業者)	【乙】：共同事業者(建築主／購入者)
事業者名　株式会社子育てグリーン住宅	氏名
代表者　子育　グリーン　【甲】	注文　太郎　【乙】 *3
住所　〒100 - 9999　東京都千代田区霞が関1丁目2025番1号	住所　〒100 - xxxx　東京都港区△△町　1-1-1

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印(法人は社印、個人事業主は実印)してください。
＊2：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。
＊3：本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

(2枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
(別紙①：新築注文・分譲用)

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙①

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項
【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(＊が付された項目に記入☑漏れがある場合、受理されません。)

①補助金の還元方法*	☑(i)本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 ☐(ii)【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②各費用及び想定される補助金の額　※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること	
a)契約金額*	50,000,000　円 ※①補助金の還元方法が(i)である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。
b)住宅の省エネ性能と補助金額*	☐GX 志向型住宅：補助金額 160 万円(古家の除却による加算なし) ☐長期優良住宅　：補助金額 80 万円(古家の除却が伴う場合 100 万円) ☑ZEH 水準住宅　：補助金額 40 万円(古家の除却が伴う場合 60 万円)
c)申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	☑手数料の請求なし ☐手数料の請求あり　金額(　　　)円 ※手数料を要する場合、これらの費用について【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。 ※記載の手数料の他に、証明書の発行費用や振込手数料等について、乙の負担が発生する可能性があります。
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	☑【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。 建築物の省エネ性能表示制度(省エネ性能ラベルの概要)についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/
蓄電池を設置する場合のみ記入 ④蓄電池の設置について	☐【甲】から、新築住宅へ蓄電池を設置する場合に併用可能な国の補助制度として資源エネルギー庁所管の「DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」がある旨の説明を受けた。 ※契約内容や引渡し時期によっては、活用できない場合がありますので、「DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」の窓口にもよくご確認いただき、ご検討ください。 DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/
新築住宅が、長期優良住宅または ZEH 水準住宅である場合のみ記入 ⑤乙の親族【丙】の氏名について	丙①*1*2　フリガナ：チュウモン　ハナコ　氏名：注文　花子　【丙①】 丙②*1　フリガナ：　氏名：　【丙②】

＊1：(若者夫婦世帯として申請する場合)
乙自身が若者夫婦世帯に該当する場合、丙①にはその配偶者の氏名を記名すること。(丙②は記名不要)
乙自身が若者夫婦世帯に該当しない場合(乙が若者夫婦世帯と同居する親である場合等)、丙①②には住民票等で同居(単身赴任等による一時的な別居を含む)が確認できる若者夫婦の氏名を記名すること。
＊2：(子育て世帯として申請する場合)
乙が子育てを行う者である場合、丙①には住民票等で同居(留学など一時的な別居を含む)が確認できる子の氏名を１名のみ記名すること。(丙②は記名不要)

1/2

(3枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
(別紙①：新築注文・分譲用)

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙①

交付申請にあたり両者で以下の取り決めを確認します。

① 令和７年度末日
② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
2　甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
① 本件契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
② 現金で支払う方法(ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。)
3　前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。
4　本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
5　甲は、第１項の補助金支払日又は 2026 年３月 31 日(以下、「最終支払日」という。)までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第１項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第５条(本規約の解除)
乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより(ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局等が別途指定する方法によって通知することにより)本規約を解除することができる。
① 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくはかかる申立てを行うおそれがあると合理的に乙が判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
2　前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
3　第１項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第６条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)
甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。
① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
② 第１条第２項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
③ 第２条において虚偽の申告をした場合
④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
2　甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第７条(補助金の返還等)
第１条第２項の⑧により本補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
2　甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
3　事務局等は、第１項に定める本補助金の返還命令、第４条第２項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

第８条(乙の親族等)
補助事業が、長期優良住宅又は ZEH 水準住宅に係るものである場合、乙は、本補助金の交付要件を満たすため、当該住宅に乙と同居する乙の子又は配偶者等(以下、「丙」という。)と共同で本補助金の交付申請を行うことができる。
2　乙は、丙を伴う本補助金の交付申請を行う場合、丙を代表して本規約を締結する。また、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、同意し、及び履行することについて、その全責任を負うものとする。

令和７年５月制定

2/2

※本事業のホームページよりダウンロードできます。リフォーム用とは様式が異なりますので、ご注意ください。
※書類の作成方法については、P59～60参照

補　足

☐ **長期優良住宅・ZEH水準住宅における、世帯と共同事業実施規約の締結について**
共同事業実施規約における乙と丙①②は、共同事業者の世帯により以下に例示するとおりです。
なお、購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない若者夫婦世帯(例「ほ」および「へ」等)については、交付申請(予約を行う場合は予約)時に加えて、完了報告時に共同で交付申請する全員の住民票の提出を求め、同居を確認します。

≪子育て世帯の例≫

例	乙**【購入者】**	丙①	丙②
い	子の父(母)	子	(不要)
ろ	子の祖父(祖母)	子	(不要)
は	子の兄弟(姉妹)	子	(不要)

≪若者夫婦世帯の例≫

例	乙**【購入者】**	丙①	丙②
に	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)	(不要)
ほ	若者夫婦の父(母)	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)
へ	若者夫婦の兄弟(姉妹)	若者夫婦である夫(妻)	若者夫婦である妻(夫)

3－7　建築着工

本事業における新築の建築着工日とは、根切り工事または基礎杭打ち工事に着手する日をいいます。

補　足

□ **建築着工にあたらないもの**
地盤改良工事 / 造成工事 / 解体工事 / 足場の設置 / 資材の搬入 / 地盤調査のための掘削・ボーリングの実施
現場の整地およびやり方 / 地鎮祭の挙行 / 現場の仮囲いの設置 / 現場事務所の建設 / 既設建築物の除却

3－8　共同住宅の登録　※戸建住宅の場合は不要

共同住宅の交付申請(予約を含む)を行う場合、予め共同住宅の建物の情報を登録する必要があります。
各住戸の交付申請(予約を含む)の作成時は当該建物の情報を参照します。
(共同住宅の登録は建物(棟)ごとに行います)
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行い、以下の書類の提出が必要です。
なお、共同住宅の登録時に提出した書類は、各住戸の交付申請(予約を含む)時の提出は不要です。
また、共同住宅の交付申請は共同住宅の登録後、事務局の審査が完了した後に行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください*1。

＊1　予算の執行状況によっては、交付申請(予約を含む)時に審査を行うことがあります。その場合は、住宅省エネポータル上において告知を行います。

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
建築基準法に基づく確認済証	●	白黒可	P62～63
建築基準法に基づく確認申請書	●	白黒可	P64
≪GX志向型住宅を申請する場合≫			
住宅の性能を証明する住宅証明書等 / ㋐ BELS評価書(住棟)	○	白黒可	P67
＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書	○	白黒可	P77
≪基礎工事が完了している場合≫			
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	○	白黒可	P65

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。
※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

補　足

□ **共同住宅の登録時の注意事項**
①共同住宅の交付申請は、当該共同住宅の登録を行った担当者アカウントのみが行うことができます。
一つの担当者アカウントが代表して行ってください。
(担当者アカウントAが登録した共同住宅に含まれる住戸を担当者アカウントBが交付申請することはできません)
②同一の共同住宅を複数の販売事業者で分譲する場合、自社が取扱う住戸分についてのみ共同住宅の登録を行ってください。

□ **共同住宅の交付申請イメージ**

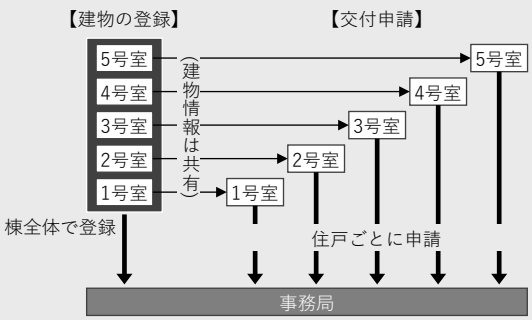

3－9　交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれる新築住宅は、交付申請の予約を行うことができます*1。
交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*2が確保されます。
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の予約は任意であり申請期間内に交付申請する場合、必ずしも予約を行う必要はありません。
予算の執行状況を踏まえて、グリーン住宅支援事業者の責任において判断してください。

＊1　交付申請の予約に必要な書類(P49)をすべて提出できる場合に限ります。
＊2　事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(審査の結果、予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)
　　交付申請の予約の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

①予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下ａ）b）のうち、**いずれか早い日付まで**です。
有効期間を超過した予約は失効します。**(事前の通知は行いません)**

ａ）　交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後
(例：予約を6月1日に提出した場合、9月2日0時に失効します)

ｂ）　2025年12月31日

なお、事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した場合、当該予約は失効となります。
また、予約承認後に交付申請を提出した場合、交付申請により継続して予算は確保されるため、予約は失効となります。
当該交付申請が却下または取下げされた場合、予算は確保されなくなります。

※ 有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
　また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。
　ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

②交付申請の予約受付期間　：2025年5月30日
～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)＊3

＊3　締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
　　予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、その終了日と同日となります。

③手続きの時期　　：必要書類が揃い次第

※ 交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。
　登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。
※予約の完了はあくまでも基礎工事が完了し、交付申請を提出するまでの期間に予算の確保をするだけのものであり、
　交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定(かつ、2026年1月31日までに出来高の報告(P52参照))されない限り、
　補助金は交付されません。

補　足

□ **予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

※次ページへ続く

④交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。
書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】	●	白黒可	P59～60
不動産売買契約書	●	白黒可	P61
建築基準法に基づく確認済証*1	●	白黒可	P62～63
建築基準法に基づく確認申請書*1	●	白黒可	P64
住宅の性能を証明する住宅証明書等(発行受付書でも可)*2	●	白黒可	P66～74
≪GX志向型住宅を申請する場合≫			
購入者の本人確認書類	○	白黒可	P75～76
＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書*1	○	白黒可	P77～78
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫			
購入者本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	○	白黒可	P79
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行う場合≫			
解体工事の工事請負契約書	○	白黒可	P80～81
＜買主と解体工事の発注者が異なる場合＞ 戸籍謄本	○	白黒可	P81
古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*3*4 または 滅失の登記完了証*4	○	白黒可	P82～83

＊1　共同住宅の場合、共同住宅の登録時に提出した書類の再提出は不要です。
＊2　共同住宅(GX志向型住宅)の場合、共同住宅の登録時に提出したBELS評価書(住棟)の再提出は不要です。
　　交付申請の予約時にはBELS評価書(住戸)を提出してください。(発行受付書でも可)
＊3　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。
＊4　交付申請の予約時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。
※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

⑤注意事項

■同じ住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)

■同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙および丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。ただし、他の住宅におけるリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます)

■既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる住宅を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。

■事務局は、上記のような重複を確認した場合、当該交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。

■交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能、共同事業者(同居する子や配偶者含む)が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(要件を満たす場合、交付申請の予約受付期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます)

補　足

□ **共同住宅の交付申請の予約について**
共同住宅の交付申請の予約もしくは交付申請を行う場合は、最初の住戸の申請を行う前に共同住宅の建物情報の登録が必要です。
交付申請の予約を行う際には、当該建物情報が登録されているかを検索し、未登録の場合は登録してください。

3－10 交付申請

新築住宅の建築工事に着手し、基礎工事の完了を確認した補助事業は、交付申請を行うことができます。
基礎工事の完了は、建築士が確認して、本事業の指定様式「基礎工事完了確認書」を作成し、提出を行います。
担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の作成にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

①交付申請の受付期間　：2025年5月30日
～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)＊1

＊1　交付申請の締切は、予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
※ お早めの申請をおすすめします。

②手続きの時期　　：基礎工事の完了後

③交付申請に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。
書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。
ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】	●	白黒可	P59～60
不動産売買契約書	●	白黒可	P61
建築基準法に基づく確認済証＊2	●	白黒可	P62～63
建築基準法に基づく確認申請書＊2	●	白黒可	P64
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書＊2	●	白黒可	P65
住宅の性能を証明する住宅証明書等＊3	●	白黒可	P66～74
≪GX志向型住宅を申請する場合≫			
購入者の本人確認書類	○	白黒可	P75～76
＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書＊2	○	白黒可	P77～78
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫			
購入者本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	○	白黒可	P79
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請／古家の除却を行う場合≫			
解体工事の工事請負契約書	○	白黒可	P80～81
＜買主と解体工事の発注者が異なる場合＞ 戸籍謄本	○	白黒可	P81
古家の不動産登記 閉鎖事項証明書＊4＊5 または 滅失の登記完了証＊5	○	白黒可	P82～83

＊2　共同住宅の場合、共同住宅の登録時に提出した書類の再提出は不要です。
＊3　共同住宅(GX志向型住宅)の場合、共同住宅の登録時に提出したBELS評価書(住棟)の再提出は不要です。
　　交付申請時にはBELS評価書(住戸)を提出してください。
＊4　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。
＊5　交付申請時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。
※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

④注意事項

■同じ住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)

■同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙および丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。ただし、他の住宅におけるリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます)

■既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。

■事務局は、上記のような重複を確認した場合、当該交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。

■本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助制度への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(子育てグリーン住宅支援事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けたグリーン住宅支援事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは補助事業者が行ってください。

補　足

□ **共同住宅の交付申請について**
共同住宅の交付申請の予約もしくは交付申請を行う場合は、最初の住戸の申請を行う前に共同住宅の建物情報の登録が必要です。
交付申請を行う際には、当該建物情報が登録されているかを検索し、未登録の場合は登録してください。

3－11 対象工事の着手

本事業における新築の対象工事の着手日とは、補助対象住宅の建築において、基礎工事より後の工程の工事に着手する日をいいます。
2024年11月22日以降に対象工事に着手したものが補助対象となります。

補　足

□ **対象工事の具体例**

◆2024年11月21日以前に**着手可能**な工事　：　杭/基礎 / 地下室 / 基礎断熱 / 足場等の仮設 / 給排水 / 電気
土台敷(一体的に実施される床工事含む) / 外構

◆2024年11月21日以前に**着手不可**の工事　：　地上階の柱 / 壁 / 梁 / 屋根

3－12 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5～2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、『交付決定通知書(様式４)』を本ポータルにて発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(購入者に対しても交付決定を通知する『交付決定のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書(様式２)』が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

補　足

□ **交付申請の取下げ**
交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の取下げを申告できます。
取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取下げ申請書(様式７)』を提出してください。
(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。本ポータルから却下依頼を行うことができます)

ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。
申請額の記載漏れ等の場合も同様です。

≪交付決定通知書のイメージ≫

子育てグリーン住宅支援事業
(様式4)

令和　年　月　日

交付決定番号

子育てグリーン住宅支援事業　交付決定通知書

殿

子育てグリーン住宅支援事業事務局

申請された子育てグリーン住宅支援事業は、本事業の交付規程及び交付申請の手引き等に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

1．補助金の交付対象となる事業及び内容は以下の補助金交付申請書のとおりとする。

交付申請日	
事業名	
交付申請番号	
補助金氏名	
[illegible]	
[illegible]	
住宅[illegible]	
住宅[illegible]（予定）日	

2．「1．」の交付申請に基づく補助金の交付決定額は以下のとおり決定する。

交付決定日	
交付決定額	円
交付の条件	注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築 申請した場合は、手引き等に定める完了報告期限までに完了報告を提出すること
補助金支払（予定）日	
取下期日*	

*交付決定日から補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合の、申請の取下げ期日

3．補助金の交付を受けた者は、本事業の交付規程及び交付申請の手引き等に基づいた適正な手続き、並びに補助金交付を受けた財産の適切な管理を行わなければならない。

以上

【注意事項】
・事業の廃止、取り下げは、事務局に連絡の上、その指示に従うこと。
・本通知の内容は同様事業者へも通知されます。
・印字することができない一部の人名漢字等を、表現異なりくはひらがなに置き換えている場合があります。

Sample

3－13 出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告

本事業は、2026年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了(以下、「出来高の工事完了」という)が必要です。補助事業者が出来高の工事完了を確認のうえ、住宅省エネポータルにて出来高の報告を行います。

※ 当該期日までに完了報告が提出されている場合は、出来高の工事完了が報告されているものとみなします。

① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が、補助額以上であることをいいます。計算方法は以下のとおりです。

基礎工事より後の工程の建物価額(税込)× 出来高(○%) ≧ 1住戸あたりの補助額*1 × 総戸数*2

*1　共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額です。
*2　戸建住宅は、1住戸です。共同住宅は総住戸数(申請しない住戸を含む)です。

※次ページへ続く

② 出来高の報告期間：交付申請提出時～2026年1月31日まで

≪補助対象期間と出来高の報告の例≫

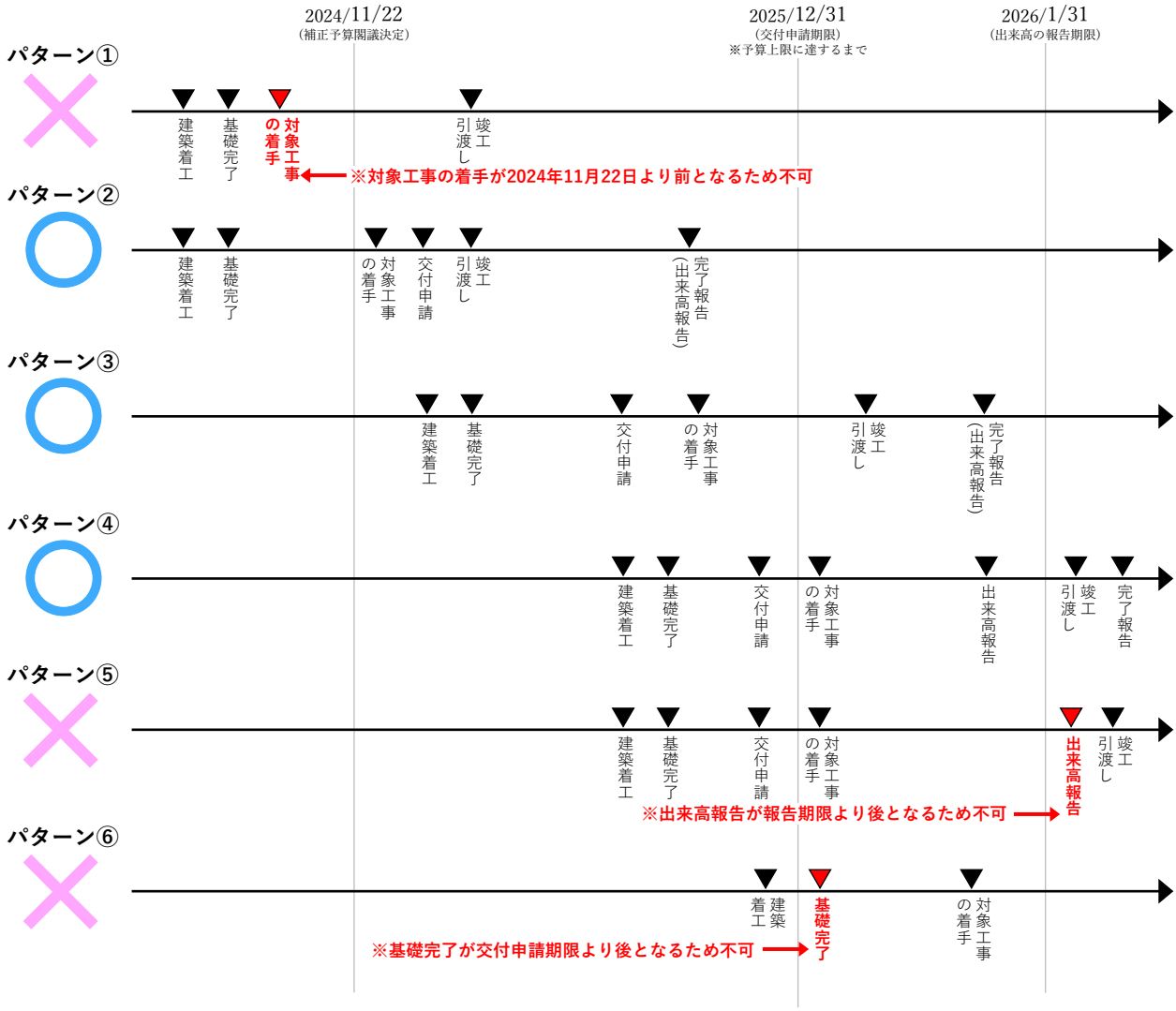

補　足

□ **工事の出来高に含められない費用について**
以下に例示するような費用は工事の出来高に含めることはできません。
◆住宅の建設にあたらない工事の費用(基礎(杭打ち)工事、地盤改良、古家の除却、外構工事　等)
◆住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造　等)

□ **共同住宅の出来高の工事完了について**
共同住宅において、住戸あたりの補助額に総戸数を乗じた金額以上の出来高の工事完了で工事の出来高を確認する場合、以下のようになります。

※例
・棟に含まれる住戸の中で最も性能が高い住宅がGX志向型住宅
・総戸数：4戸
・共同住宅1棟の基礎工事より後の工程の建物価額：2億円　　の場合

➡ **出来高が640万円以上で補助額以上の工事完了とみなす**
※パーセンテージで3.2％以上
（出来高≧(160万円×4戸)÷2億円）

□ **出来高報告の未報告**
出来高の報告期間内に出来高の報告が確認できない場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付を取消します。

3－14 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行い、出来高の報告が確認できた補助事業について、右表の時期のいずれか早い時期にグリーン住宅支援事業者の指定口座に振込を行います。
(当月20日締め、翌月末日払い予定)

いずれか早い方		
	2025年度末 ※2026年3月末ごろ振込	交付された補助金は原則、購入代金の最終支払の一部に充当することで購入者に還元することとなっており、それまでの間、販売事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 ※当月20日締、 翌月末支払い予定	

交付決定後において、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合は、交付決定通知書に記載された「取下期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。

「取下期日」までに、交付決定の取下げの手続きが行われなかった場合または完了報告を行った場合は、補助要件を満たさない要件変更は生じていないものと判断し、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとみなして、補助金の振込を行います。なお、補助要件を満たさない変更が生じているにも関わらず、「取下期日」までに取下げ手続きを行わずに補助金の振込を受けていることが判明した場合には、事務局から当該補助金の返還請求を行うだけでなく、関与するグリーン住宅支援事業者は、以後の本事業や今後の国土交通省・環境省の補助金の申請をする事務事業者としての地位が停止されることがありますのでご注意ください。

グリーン住宅支援事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に補助金を還元します。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで振込を行う旨を通知します。
(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細*1を郵送します)

＊1　各郵送物のイメージはP95～96をご参照ください。

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)』(様式５)および『交付額確定通知書』(様式６)が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

≪実績報告書(兼、請求書)のイメージ≫

≪交付額確定通知書のイメージ≫

交付決定後であっても、申請内容に確認事項や疑義等(調査含む)が発生した場合、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

3－15 完了報告

完了報告期限までに補助対象事業を終了し、完了報告の提出を行ってください。

①完了報告の期間

◆戸建住宅　：交付決定～2026年7月31日

◆共同住宅で階数*1が10以下　：交付決定～2027年4月30日

◆共同住宅で階数*1が11以上　：交付決定～2028年2月29日

＊1　階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

②完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名	必須	スキャン
建築基準法に基づく検査済証	●	白黒可
共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票でも可)	●	白黒可
≪共同住宅を申請する場合≫		
不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)*2	○	白黒可
≪GX志向型住宅を申請した場合≫		
HEMSコントローラの本体写真*3	○	カラー
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行った場合≫		
古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*2*4 または 滅失の登記完了証*4	○	白黒可

＊2　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

＊3　設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

＊4　交付申請(予約を含む)時に未提出の場合は、提出が必要です。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

③完了報告方法

本事業の専用ポータル上にて手続きを行ってください。

補　足

□ **完了報告の未提出について**
完了報告の提出がない場合、事務局は当該交付申請のグリーン住宅支援事業者である販売事業者に補助金の返還を求めます。

3－16 書類の保管

グリーン住宅支援事業者である販売事業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

なお、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿および書類も本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存が必要です。

No.	書類名称		
1	様式２	交付申請書	手続きの進捗に応じて住宅省エネポータルからダウンロードできます。
2	様式４	交付決定通知書*1	
3	様式５	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式６	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の提出書類	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】*2	
6		不動産売買契約書*2	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		建築基準法に基づく確認申請書	
9		子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	
10		住宅の性能を証明する住宅証明書等	
		≪GX志向型住宅を申請する場合≫	
12		購入者の本人確認書類*3	
13		**＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞** 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書	
		≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫	
14		共同事業者の同居が確認できる住民票	
		≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請／古家の除却を行う場合≫	
15		解体工事の工事請負契約書	
16		**＜買主と解体工事の発注者が異なる場合＞** 戸籍謄本	
17		古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*4 または滅失の登記完了証*4	
		≪条件付き交付申請の場合≫	
18		新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書	
19		その他、交付申請時に提出を求められた書類	

＊1　本事業の交付を受けた購入者(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。
必要に応じて購入者(共同事業者)に配布してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

＊2　条件付き交付申請の場合、完了報告での提出となります。

＊3　条件付き交付申請の場合は不要です。

＊4　交付申請(予約を含む)時に、不動産登記 全部事項証明書を提出した場合は、不動産登記 全部事項証明書についても保管が必要です。

※条件付き交付申請について、詳しくは第5章(P85～91)を参照ください。

※次ページへ続く

No.	書類名称	
20	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証
21		共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票)
		≪共同住宅を申請する場合≫
22		不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)
		≪GX志向型住宅を申請した場合≫
23		HEMSコントローラの本体写真
24		その他、完了報告時に提出を求められた書類

補　足

□ **取得財産等の処分の制限と管理**

≪GX志向型住宅の場合≫
本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(完了報告の提出)から6年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合≫
本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(完了報告の提出)から10年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、いずれの住宅の場合でも本事業の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合、または災害や火災により使用できなくなった場合や、立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄に該当する場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

なお、本事業で交付された補助金は共同事業者へ還元されることから、「子育てグリーン住宅支援事業補助金(GX志向型住宅)交付規程」第18条第2項に規定する取得財産等明細表の提出は不要とします。

第4章　提出書類の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】
※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

提出書類一覧

	提出				書類名称	スキャン	参照ページ
	共同住宅の登録	予約あり		予約なし			
		予約時	予約後交付申請	交付申請のみ			
Ⓐ	—	●	—	●	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】	白黒可	P59～60
Ⓑ	—	●	—	●	不動産売買契約書	白黒可	P61
Ⓒ	●	●	—	●	建築基準法に基づく確認済証	白黒可	P62～63
Ⓓ	●	●	—	●	建築基準法に基づく確認申請書	白黒可	P64
Ⓔ	○	—	●	●	子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	白黒可	P65
Ⓕ	○	●	—	●	住宅の性能を証明する住宅証明書等	白黒可	P66～74
≪GX志向型住宅を申請する場合≫							
Ⓖ	—	○	—	○	購入者の本人確認書類	白黒可	P75～76
Ⓗ	○	○	—	○	＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書	白黒可	P77～78
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫							
Ⓘ	—	○	—	○	購入者本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	白黒可	P79
≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行う場合≫							
Ⓙ	—	○	—	○	解体工事の工事請負契約書	白黒可	P80～81
Ⓚ	—	○	—	○	＜買主と解体工事の発注者が異なる場合＞ 戸籍謄本	白黒可	P81
Ⓛ	—	○	—	○	古家の不動産登記 閉鎖事項証明書＊1 または 滅失の登記完了証＊1	白黒可	P82～83

＊1　交付申請(予約を含む)時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。

※ ●は必須提出書類
※ ○は該当する場合に提出する書類
※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。
※ 共同住宅の場合、共同住宅の登録時に提出した書類について、交付申請(予約を含む)時の再提出は不要です。
※ 次ページ以降に記載の 指定様式 は本事業指定様式の書類です。様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

補　足

□ **アップロードするファイルについての注意事項**
◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
◆添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

Ⓐ 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】

白黒可

指定様式　入手 販売事業者(補助事業者)

(1枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
（様式 3-1）新築用

子育てグリーン住宅支援事業事務局　殿

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約　【新築用】

子育てグリーン住宅支援事業（以下「本事業」という。）に係る補助金の交付を受けるため、甲（「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者）及び乙（甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者）は、事務局が別に定める、共同事業実施規約（以下「本規約」という。）に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約（別紙を含む）を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保有し、その写しを事務局に提出するものとする。

（表）交付申請する新築住宅に応じた別紙

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙①　新築注文・分譲用
新築分譲住宅（通常の交付申請に該当）	別紙①　新築注文・分譲用
新築分譲住宅（条件付交付申請 *1 に該当）	別紙②　新築分譲条件付交付申請用
賃貸住宅	別紙③　新築賃貸用

*1 分譲住宅において住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を登録し行う交付申請

❶

締結日	令和　7　年　●　月　▲　日

【甲】*2：補助事業者（建築事業者 / 販売事業者）	【乙】：共同事業者（建築主 / 購入者）
事業者名　株式会社子育てグリーン住宅	氏名
代表者　子育　グリーン　【甲】（印）	注文　太郎　【乙】（印）*3
住所 〒100 - 9999 東京都千代田区霞が関1丁目2025番1号	住所 〒100 - xxxx 東京都港区△△町　1-1-1

❷ ❸

*2 交付申請書の締結者と同じ者が記名及び押印（法人は社印、個人事業主は実印）してください。
本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。
*3 本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

(2枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
（別紙①：新築注文・分譲用）

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙①

❹ 交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項
【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。（*が付された項目に記入☑漏れがある場合、受理されません。）

項目	内容
①補助金の還元方法*	☑（ⅰ）本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務（支払）に充当する方法 ☐（ⅱ）【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②各費用及び想定される補助金の額　※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること	
a）契約金額*	50,000,000　円 ※①補助金の還元方法が（ⅰ）である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。
b）住宅の省エネ性能と補助金額*	☐ GX 志向型住宅：補助金額 160 万円（古家の除却による加算なし） ☐ 長期優良住宅　：補助金額 80 万円（古家の除却が伴う場合 100 万円） ☑ ZEH 水準住宅　：補助金額 40 万円（古家の除却が伴う場合 60 万円）
c）申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	☑ 手数料の請求なし ☐ 手数料の請求あり　　金額（　　　　）円 ※手数料を要する場合、これらの費用について【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。 ※記載の手数料の他に、証明書の発行費用や振込手数料等について、乙の負担が発生する可能性があります。
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	☑【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。 建築物の省エネ性能表示制度（省エネ性能ラベルの概要）についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/
蓄電池を設置する場合のみ記入 ④蓄電池の設置について	☐【甲】から、新築住宅へ蓄電池を設置する場合に併用可能な国の補助制度として資源エネルギー庁所管の「DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」がある旨の説明を受けた。 「DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」の窓口にもよくご確認いただき、ご検討ください。 DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/

❺

新築住宅が、長期優良住宅または ZEH 水準住宅である場合のみ記入 ⑤乙の親族【丙】の氏名について			
	丙①*1*2	フリガナ	チュウモン　ハナコ
		氏名	注文　花子　【丙①】
	丙②*1	フリガナ	【丙②】
		氏名	

❻

*1：（若者夫婦世帯として申請する場合）
乙自身が若者夫婦世帯に該当する場合、丙①にはその配偶者の氏名を記名すること。（丙②は記名不要）
乙自身が若者夫婦世帯に該当しない場合（乙が若者夫婦世帯と同居する親である場合等）、丙①②には住民票等で同居（単身赴任等による一時的な別居を含む）が確認できる若者夫婦の氏名を記名すること。
*2：（子育て世帯として申請する場合）
乙が子育てを行う者である場合、丙①には住民票等で同居（留学など一時的な別居を含む）が確認できる子の氏名のみ記名すること。（丙②は記名不要）

1/2

(3枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
（別紙①：新築注文・分譲用）

・別紙①

…の取り決めを確認します。

① 令和 7 年度末日
② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
2　甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
① 本件契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
② 現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）
3　前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。
4　本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
5　甲は、第 1 項の補助金支払日又は 2026 年 3 月 31 日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第 1 項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第 5 条（本規約の解除）
乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより（ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより）本規約を解除することができる。
① 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくはかかる申立てを行うおそれがあると合理的に乙が判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
2　前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
3　第 1 項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第 6 条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）
甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。
① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
② 第 1 条第 2 項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
③ 第 2 条において虚偽の申告をした場合
④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
2　甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第 7 条（補助金の返還等）
第 1 条第 2 項の⑧により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
2　甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
3　事務局等は、第 1 項に定める本補助金の返還命令、第 4 条第 2 項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

第 8 条（乙の親族等）
補助事業が、長期優良住宅又は ZEH 水準住宅に係るものである場合、乙は、本補助金の交付要件を満たすため、当該住宅に乙と同居する乙の子又は配偶者等（以下、「丙」という。）と共同で本補助金の交付申請を行うことができる。
2　乙は、丙を伴う本補助金の交付申請を行う場合、丙を代表して本規約を締結する。また、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、同意し、及び履行することについて、その全責任を負うものとする。

令和 7 年 5 月制定

確認事項（以下のすべてを満たすこと）

❶ 規約の締結日が記入されていること

❷ ⅰ）販売事業者の事業者名、代表者、住所が記入され、押印（法人印）されていること（個人事業主は実印）
　ⅱ）補助事業者【甲】と一致すること

❸ ⅰ）購入者の氏名、住所が記入され、押印（または自署による署名）されていること
　ⅱ）共同事業者【乙】と一致すること

❹ 以下項目についてチェックが入っていること、必要事項が記入されていること
　ⅰ）補助金の還元方法
　ⅱ）各費用および想定される補助金の額
　ⅲ）建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて

≪蓄電池を設置する場合≫

❺ 蓄電池の設置についてチェックが入っていること

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫

❻ ⅰ）購入者と同居する子または配偶者等の氏名が記入されていること
　ⅱ）共同事業者【丙】と一致すること

※次ページへ続く

補　足

□ **共同事業実施規約の記入時における注意点**

≪各費用および想定される補助金の額の記入についての注意点≫

・ａ） 契約金額は、交付申請する対象住宅の販売代金の総額(税抜)*1を記入してください。
補助金の還元方法が、販売代金の支払いから差し引く場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入してください。

・ｂ） 住宅の省エネ性能と補助金額は、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時における補助金額*1に応じて記入してください。

・ｃ） 甲乙両者で合意した手数料*1を記入してください。

＊1　交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時以降に金額が変更となった場合は、変更後の金額に訂正を行ってください。
(訂正する場合、共同事業者の了承と、双方での書類の保管が必要です。なお訂正印は不要です)
なお、完了報告時に、変更後の内容にて共同事業実施規約を再締結し、提出してください。
(訂正印の有無に関わらず、訂正は認めません)

≪共同事業実施規約における【甲】の注意点≫

・不動産売買契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません)

≪共同事業実施規約における【乙】の注意点≫

・連名で発注し、契約を締結している場合、代表者が記名・押印してください。
(自署による署名の場合、押印は不要です)

・長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は、共同で交付申請する【丙①②】の申告について、責任を負います。

≪共同事業実施規約における【丙】の注意点≫

・GX志向型住宅の場合は記入不要です。

・乙が丙に代わり記名してください。(丙の自署である必要はありません)

□ **共同事業実施規約の締結日について**

共同事業実施規約は、対象住宅の不動産売買契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、不動産売買契約の締結日と一致しなくても構いません。

□ **条項の追加について**

共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定様式であり、グリーン住宅支援事業者や共同事業者が変更することはできません)

Ⓑ 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 不動産売買契約書 白黒可

入手 販売事業者(補助事業者)

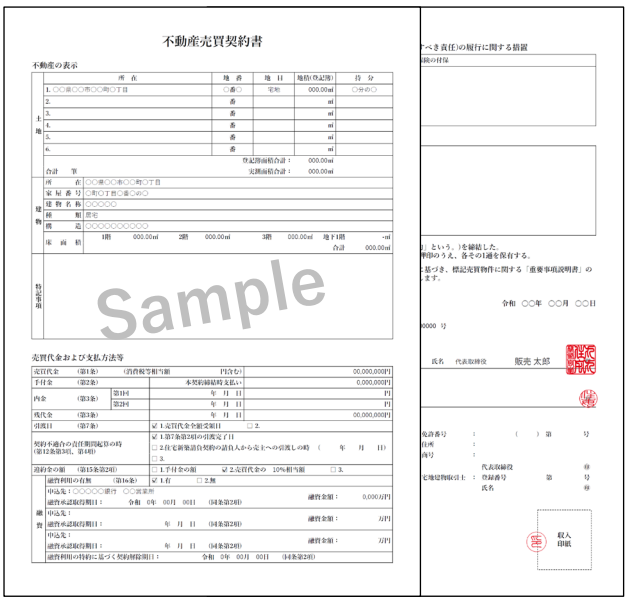
不動産売買契約書

不動産の表示

	所在	地番	地目	地積(登記簿)	持分
土地	1. ○○県○○市○○町○丁目	○番○	宅地	000.00㎡	○分の○
	2.	番		㎡	
	3.	番		㎡	
	4.	番		㎡	
	5.	番		㎡	
	6.	番		㎡	
	合計 筆		登記簿面積合計： 000.00㎡ 実測面積合計： 000.00㎡		

建物	所在	○○県○○市○○町○丁目
	家屋番号	○町○丁目○番○の○
	建物名称	○○○○○
	種類	居宅
	構造	○○○○○○○○○○
	床面積	1階 000.00㎡ 2階 000.00㎡ 3階 000.00㎡ 地下1階 -㎡ 合計 000.00㎡
特記事項		

Sample

売買代金および支払方法等

売買代金	(第1条)	(消費税等相当額 円含む)	00,000,000円
手付金	(第2条)	本契約締結時支払い	0,000,000円
内金	(第3条)	第1回 年 月 日	円
		第2回 年 月 日	円
残代金	(第3条)	年 月 日	00,000,000円
引渡日	(第7条)	☑ 1.売買代金全額受領日 □ 2.	
契約不適合の責任期間起算の時 (第12条第3項、第14項)		☑ 1.第7条第2項の引渡完了日 □ 2.住宅新築請負契約の請負人から売主への引渡しの時 (年 月 日) □ 3.	
過怠金の額	(第15条第2項)	□ 1.手付金の額 ☑ 2.売買代金の 10%相当額 □ 3.	
融資	融資利用の有無 (第16条)	☑ 1.有 □ 2.無	
	申込先：○○○○○銀行 ○○営業所 融資承認取得期日： 令和 0年 00月 00日 (同条第2項)		融資金額： 0,000万円
	申込先： 融資承認取得期日： 年 月 日 (同条第2項)		融資金額： 万円
	申込先： 融資承認取得期日： 年 月 日 (同条第2項)		融資金額： 万円
	融資利用の特約に基づく契約解除期日： 令和 0年 00月 00日 (同条第2項)		

すべき責任)の履行に関する措置
保証の付保

令和 ○○年 ○○月 ○○日

氏名 代表取締役 販売 太郎

収入印紙

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶不動産売買契約の原契約であること(変更契約は不可)

❷不動産売買契約の締結日の記載があること

❸契約した住宅の所在地の記載があり、
購入する新築住宅の所在地と一致すること

❹購入者(買主)の記名・押印があり、
共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印無しでも可)

❺販売事業者(売主又は販売代理)の記名・押印があり、
補助事業者であること

❻以下が確認できること
・新築分譲住宅の売買であること
・売買代金

補 足

□ **不動産売買契約の電子契約について**
本事業の補助対象となる新築分譲住宅の購入について、提出される不動産売買契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。
ただし、提出する契約書上において、上記確認事項のすべてが確認できるものに限ります。
特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P93～94を参照ください。

□ **建築条件付不動産売買契約について**
建築条件付不動産売買契約に基づき建築される住宅の場合は、注文住宅となりますので、「注文住宅の新築」として申請してください。(交付申請の際は、土地の不動産売買契約書ではなく、注文住宅の工事請負契約書を提出してください)

□ **宅地建物取引業免許について**
売主が宅地建物取引業の免許を有しない事業者の場合、申請できません。

Ⓒ 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 建築基準法に基づく確認済証 白黒可

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

第十五号様式（第三条の四関係）

建築基準法第６条の２第１項の規定による

確　認　済　証

第　000-00000000000　号
令和　0年　00月　00日

○○○○○○○　様

株式会社○○○○検査機関
代表取締役　○○ ○○

下記による計画は、建築基準法第６条第１項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1．建築場所、設置場所又は築造場所
○○市○○○○○○○○○○丁目

2．建築物、建築物を利用して行う事業又はその部分の概要
（1）建築物の名称　○○○○○○○○○
（2）主要用途　一戸建ての住宅
（3）工事種別　新築
（4）延べ面積　a．申請部分　000.00 ㎡
b．申請以外の部分　0.00 ㎡
c．合計　000.00 ㎡
（5）申請棟数　1棟
（6）主たる建築物の構造　木造
（7）主たる建築物の階数　地階を除く階数(地上階数)　0 階
地階の階数　0 階

3．確認を行った確認検査員氏名　○○ ○○

4．適合判定通知書の番号
5．適合判定通知書の交付年月日
6．適合判定通知書の交付者

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認済証であること

❷「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること
(「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)

❸「工事種別」が「新築」であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)

❹「建物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること

❺ 住戸の「延べ面積」の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること＊1

＊1　二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

補　足

□ **確認済証における「増築」「改築」について**
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、確認申請書の第四面【3.工事種別】から、「新築」と確認できる場合または、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

□ **確認済証で要件の確認ができない場合**
確認済証の内容は発行機関により異なるため、上記の❷・❸・❺に関する内容の記載がない書類が発行される場合があります。
その際は、確認済証に添えて交付される「確認申請書の副本・添付図書・添付書類」によって確認を行います。
また併用住宅で確認済証から住宅部分の床面積が判別できない場合も同様です。

建築確認が不要な地域の場合

建築確認が不要な地域に係る申告書

指定様式　入手 建築士

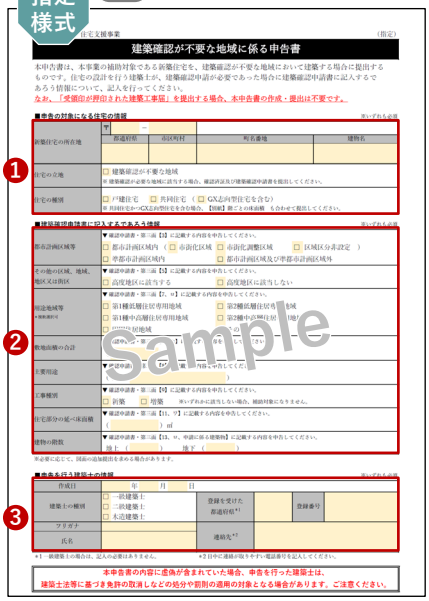

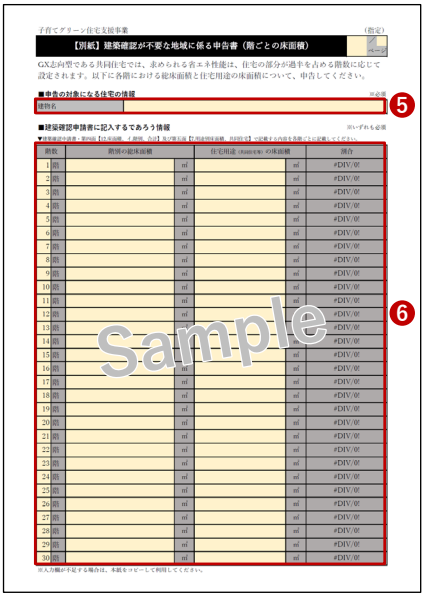

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶申告の対象になる住宅の情報が記載されていること
❷建築確認申請書に記入するであろう情報が記載されていること
❸申告を行う建築士の情報に記入漏れがないこと

≪GX志向型住宅の共同住宅を申請する場合≫

❹すべての階の「【別紙】建築確認が不要な地域に係る申告書(階ごとの床面積)」が揃っていること
❺申告の対象になる住宅の情報が記載されていること
❻建築確認申請書に記入するであろう情報が記載されていること

補　足

□ 建築確認が不要な地域の場合は、完了報告にて「不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出してください。

□ **「建築確認が不要な地域に係る申告書」の代わりに、都道府県(市区町村)の受領印がある建築工事届を提出する場合**

≪建築工事届≫

入手 市区町村

(第一面)　(第二面)　(第三面)

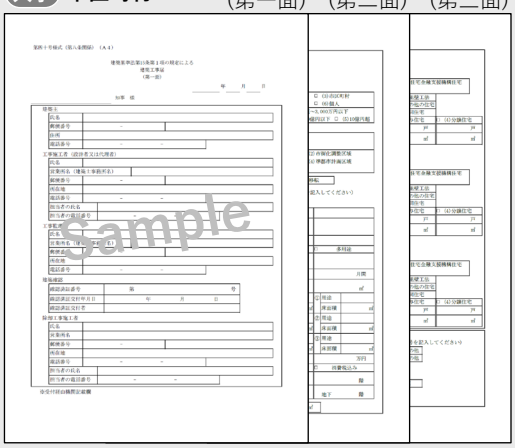

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶すべての面(第一面～第三面)が揃っていること
❷都道府県(市区町村)の受領印もしくは発行印があること
❸第二面の【3.敷地の位置】の【イ.地名地番】に記載されている内容が、新築する住宅の所在地と一致すること
❹第二面の【4.工事種別】が「新築」であること
❺第二面の【5.主要用途】に「住宅」が含まれていること
❻第二面の【6.一の建築物ごとの内容】の【リ.新築工事の場合における地上の階数】および、地下階がある場合は【ヌ.新築工事の場合における地下の階数】が記載されていること
❼第二面の【7.新築工事の場合における敷地面積】が記載されていること
❽第三面の【1.住宅部分の概要】の【リ.工事部分の床面積の合計】が50㎡以上240㎡以下であること＊1

＊1　二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

□ 建築工事届の「建築確認」に記載がある場合、確認済証が発行されているため、建築工事届等の書類では交付申請できません。

□ **受領印のある建築工事届を提出する場合で、GX志向型住宅の共同住宅を申請する場合**
住宅用途部分が過半を占める階数を確認するため、すべての階の平面図を提出してください。

Ⓓ 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ　建築基準法に基づく確認申請書　白黒可

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶すべての面(第一面～第六面)が揃っていること

❷都道府県(市区町村)または指定確認検査機関の受領印*1があること

❸第三面の【1.地名地番】が新築する住宅の所在地と一致すること

❹第三面の【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】のいずれかにチェックがされていること

❺第三面の【9.工事種別】が「新築」であること

❻第三面の【13.建築物の高さ等】の【ﾛ.階数】が記載されていること

≪戸建住宅の場合≫

❼第三面の【11.延べ面積】の【ﾜ.住宅の部分】の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること

≪GX志向型住宅を申請する場合≫

❽共同住宅の場合、建物のすべての階において、第五面の【7.用途別床面積】が記載されていること

＊1　電子申請により受領印がない場合、都道府県(市区町村)または指定確認検査機関の審査が完了したことを確認できる書類を提出してください。
(審査完了の旨のメール、審査が完了したことを確認できる申請画面 等)

補　足

□ **確認済証発行後または確認申請書提出後に、建物の建築計画が変更になった場合**
計画変更前の確認申請書、最新の確認済証と併せて、計画変更確認申請書や変更届を提出してください。

≪計画変更確認申請書≫

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶変更前の「確認申請書」が添付されていること

❷確認済証が１枚の場合は、最新の確認済証が添付されていること

❸確認済証の発行日が「計画変更確認申請書(変更届)」の第一面の【計画を変更する建築物の直前の確認】以降であること

❹確認申請書(第一面)と計画変更確認申請書(第一面)の「申請者氏名」が一致すること

❺第三面の【1.地名地番】【2.住居表示】が新築住宅の所在地と一致していること

❻第三面の【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】のいずれかにチェックがされていること

❼第三面の【8. 主要用途】に「住宅」が含まれていること

❽第三面の【9. 工事種別】の「新築」にチェックがされていること

□ **工事種別について**
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を提出してください。

□ **都市部狭小地等の確認について**
GX志向型住宅の戸建住宅において、都市部狭小地等に該当する場合、確認申請書の第三面【5.その他の区域、地域、地区又は街区】、【7.敷地面積】の【ﾛ.用途地域等】および【ﾎ.敷地面積の合計】から、都市部狭小地等の要件を満たすことを確認できる必要があります。

E 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書 白黒可

指定様式 入手 建築士

子育てグリーン住宅支援事業
（様式10）

子育てグリーン住宅支援事業　基礎工事完了確認書

以下の住宅は、子育てグリーン住宅支援事業の交付申請に係る要件の内、基礎の工事が完了したことを確認しました。

証明する建築士の情報

作成日	令和　　年　　月　　日				
建築士の種別	□ 一級建築士　□ 二級建築士　□ 木造建築士	登録を受けた都道府県*1		登録番号	
フリガナ		連絡先*2			
氏名					

＊1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。　＊2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅と交付申請に係る要件の情報

対象となる住宅の所在地*1	〒	建物名（共同住宅の場合）		階数*2	
基礎工事の完了日	年　月　日（※「作成日」より前）				
住宅の立地*3	該当するものすべてにチェックをしてください（必ず自治体に確認を行ってください） □ ①「土砂災害特別警戒区域*4」に立地する住宅ではない。 □ ②「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）*5」に立地する住宅ではない。 □ ③「市街化調整区域」であって「土砂災害警戒区域*6」もしくは「浸水想定区域*7」に立地する住宅ではない。 □ ④ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定*8により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表された住宅ではない。				

＊1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可
＊2 建築物の地下を含めた階数
＊3 原則、①～④の全てに該当する住宅が補助対象。ただし、建物に該当する場合、今なくとも①に該当する住宅は補助対象。（建物とは、建築されたはその敷地が、所有する住宅を自ら除却（解体工事を発注）し、その土地に対象となる住宅を建築すること）
＊4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（住宅の構造について、建築基準法令に基づき、特別の措置が必要となる（住宅（建物）の一部でも当該区域に該当する場合）区域を含む）
＊5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づくもの
＊6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づくもの
＊7 水防法（昭和24年法律第193号）に基づくもので、浸水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定深さ3m以上の区域をいいます。浸水浸水想定区域と想定し得る最大規模の降雨により当流河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、高潮浸水想定区域と想定最大規模の高潮を高潮として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域
＊8 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（3戸以上または1戸若しくは2戸で規模が1,000㎡以上）の開発にあるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を選ばれるものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表することとされています。

申告した書類等に虚偽が含まれていた場合、当該証明を行った建築士は建築士法等に基づき、免許の取消しなどの処分や罰則の適用の対象となる場合がありますのでご注意ください。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶証明を行った建築士の情報に記入漏れがないこと
❷対象となる住宅の所在地が記載されていること
❸基礎工事の完了日が記載されていること
❹住宅の立地にチェックがあること

対象となる住宅の立地条件等について

①立地条件等の確認方法

新築する住宅の立地条件並びに「都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表の有無」については、建築士が自治体が公表する都市計画等での確認または建築行政部局に問合わせを行って確認してください。

②立地条件等の記入・書類の準備

建築士が確認した内容に沿って、基礎工事完了確認書へ記入してください。また、補助事業者が交付申請時に住宅省エネポータルの地図機能にて、申請の対象となる住宅の立地場所を示してください。住宅省エネポータルの地図機能の詳細については、別途公開の「専用ポータル操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入」を参照ください。

Ⓕ 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ　住宅の性能を証明する住宅証明書等　白黒可

申請タイプや住宅の性能により、以下㋐～㋖のいずれかの書類を提出してください。

申請タイプ	住宅証明書等の書類	参照
GX志向型住宅	㋐ **BELS評価書**（住棟および住戸 / GX志向型住宅の要件を満たすもの）	P67
長期優良住宅	㋑ **長期優良住宅建築等計画認定通知書** ※予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可	P68
ZEH水準住宅	㋒ **BELS評価書** （断熱性能の評価が5以上 かつ エネルギー消費性能『再エネなし　削減率』が20%以上となっているもの）	P69
	㋓ **設計住宅性能評価書**または **建設住宅性能評価書** （断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの） または **住宅省エネルギー性能証明書**	P70
	㋔ **低炭素建築物新築等計画認定通知書**＊1 ※予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可	P71
	㋕ **性能向上計画認定通知書**＊1 ※予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可	P71
	㋖ **フラット35S適合証明書** および **竣工現場検査申請書・適合証明申請書**（すべての面）＊2 または **フラット35S設計検査に関する通知書** および **設計検査申請書**（すべての面）＊2	P72～73

＊1　戸建住宅に限ります。
＊2　金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。

補　足

□ 証明書の入手にはそれぞれ発行手数料が必要です。（手数料は、各機関等にお問い合わせください）
□ 交付申請に必要な証明書類は、補助金の交付を約束するものではありません。
（他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等）
□ **㋐～㋖の証明書について**
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合で、本事業用の「新築住宅の省エネ性能等を証明する書類の発行受付書」の発行が受けられる場合、交付申請の予約を行うことができます。（引受許諾書等は不可）
ただし、交付申請時には各証明書を提出してください。
なお、登録住宅性能評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていないことがあります。
予め登録住宅性能評価機関等にご確認ください。

≪新築住宅の省エネ性能等を証明する書類の発行受付書≫

入手　登録住宅性能評価機関等

確認事項（以下のすべてを満たすこと）

❶発行者の機関名が記載されていること
❷販売事業者（補助事業者）の事業者名が記載されていること
❸住宅の所在地が新築する住宅の所在地と一致すること
❹証明書の受付日、発行期日（予定）が記載されていること
❺発行の依頼を受けた証明書に、申請タイプや住宅の建て方に応じたチェックがされていること

※次ページへ続く

ア GX志向型住宅 BELS評価書（GX志向型住宅の要件を満たすもの）

入手 BELS登録機関

≪BELS評価書(住戸)≫

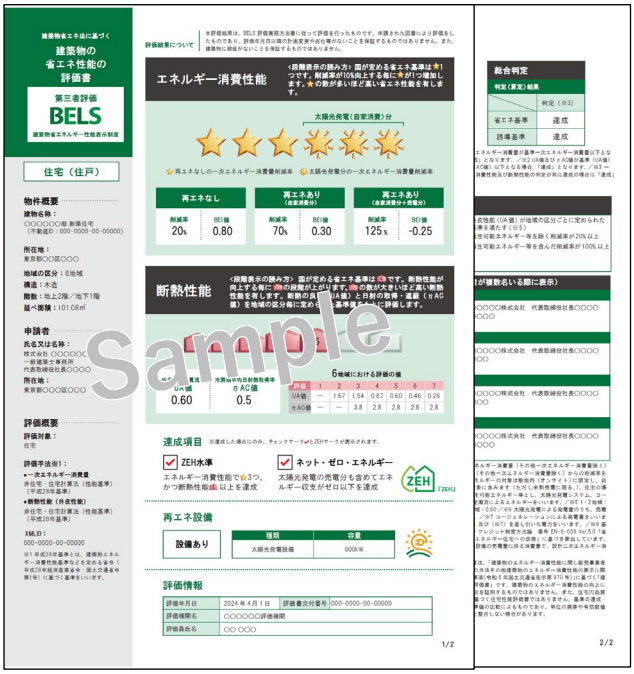

≪BELS評価書(住棟)≫

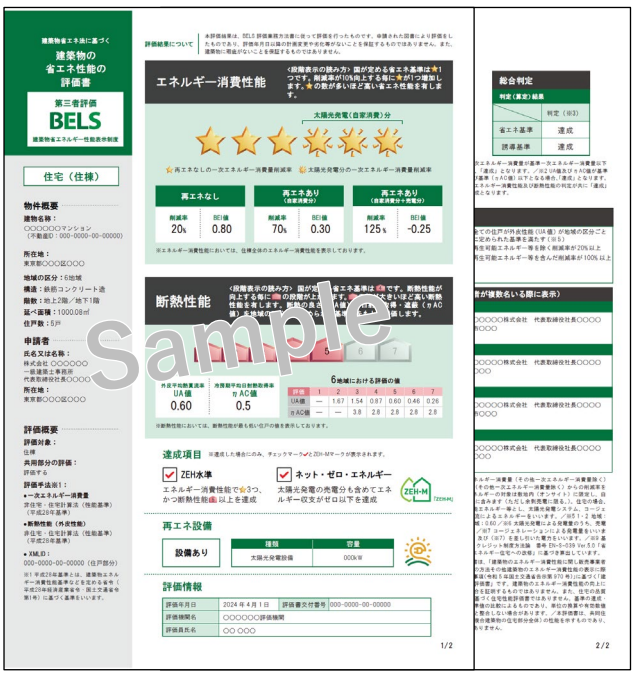

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ BELS登録機関が発行した評価書であること

❷「物件概要 所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること

≪戸建住宅の場合≫

❸「評価概要 評価対象」が「住宅(住戸)」であること

❹「エネルギー消費性能 再エネなし 削減率」が「35%以上」であること

❺「断熱性能」が「6以上」であること

❻「エネルギー消費性能 再エネあり(自家消費分＋売電分) 削減率」*1が住宅の立地に応じて下表のとおりであること

一般(右記以外)	寒冷地 または低日射地域	多雪地域 または都市部狭小地等
100%以上	75%以上	(要件なし)

≪共同住宅の場合≫

❸「評価概要 評価対象」が「住宅(住戸)」および「住宅(**住棟**)」であること

❹ 住戸における「エネルギー消費性能 再エネなし 削減率」が「35%以上」であること

❺ 住戸における「断熱性能」が「6以上」であること

❻ **住棟**における「エネルギー消費性能 再エネあり(自家消費分＋売電分) 削減率」*1が共同住宅の規模に応じて下表のとおりであること

住宅用途部分が占める階数		
3以下	4・5	6以上
75%以上	50%以上	(要件なし)

＊1 一次エネルギー消費量の削減率については、2枚目 特記事項に記載の削減率(ZEHロードマップに基づく)にて基準を満たす場合は、その数値を以て、入力・申請することも可能です。

※次ページへ続く

イ 長期優良住宅　長期優良住宅建築等計画認定通知書

※予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可＊1

＊1　長期優良住宅建築等計画の認定申請時に「設計住宅性能評価書」を提出している場合は、長期使用構造等への適合確認の結果が記載された「設計住宅性能評価書」を提出してください。（詳細はP70）

≪認定通知書≫

入手 所管行政庁

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認　定　通　知　書
（新築／増築・改築／既存）

認定番号　第　　号
認定年月日　　年　月　日

（※）［確認番号　第　　号
確認年月日　　年　月　日
建築主事の氏名］

殿

所管行政庁　　印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第　項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定します。同法第7条の規定に基づき通知します。

1．申請年月日
2．申請番号
3．認定に係る住宅の位置
4．認定に係る住宅の構造
5．共同住宅等に係る申請にあっては、認定対象住戸番号
6．法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、工事種別
7．法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては、新築又は増築・改築の時期
8．住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

（※）は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認評価の交付を受けた場合に記入されます。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 所管行政庁が発行した評価書であること
❷「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
❸「住宅の品質確保の促進などに関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2 第5項の確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた申請にあっては、同条第1項の規定による確認の求めを行った年月日」が2022年10月1日以降であること
❹「認定に係る住宅の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

≪共同住宅の場合≫

❺新築する住宅が「認定対象住戸番号」に該当すること

補　足

□ 2022年9月30日以前に旧基準で申請された認定通知書は補助対象外となります。
□ 変更認定を受けている場合、変更認定通知書も追加で提出してください。
（変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため不備となる場合があります）

≪長期使用構造等である旨の確認書の要件≫

入手 登録住宅性能評価機関

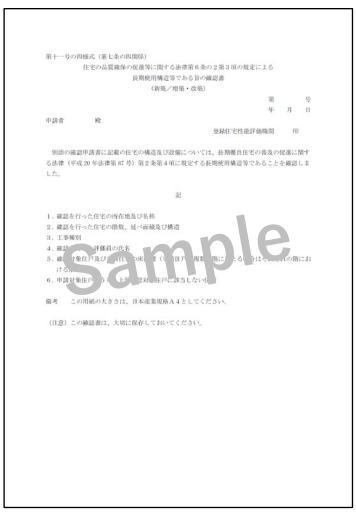
第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による
長期使用構造等である旨の確認書
（新築／増築・改築）

第　　号
年　月　日

申請者　　殿

登録住宅性能評価機関　　印

別紙の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1．確認を行った住宅の所在地及び名称
2．確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
3．工事種別
4．確認[illegible]評価員の氏名
5．確認[illegible]年月日及び[illegible]
6．申請[illegible]戸に該当しない旨

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

（注意）この確認書は、大切に保存しておいてください。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
❷「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
❸「確認を行った住宅の所在地及び名称」が新築する住宅の所在地と一致すること

補　足

□ 予約時に長期使用構造等である旨の確認書を提出する場合は交付申請時に長期優良住宅建築等計画認定通知書を提出してください。
□ 2022年9月30日以前に旧基準で申請された長期使用構造等である旨の確認書は補助対象外となります。

※次ページへ続く

ウ　ZEH水準住宅　BELS評価書
（断熱性能の評価が5以上 かつ エネルギー消費性能『再エネなし　削減率』が20%以上となっているもの）

入手 BELS登録機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ BELS登録機関が発行した評価書であること
❷「評価概要 評価対象」が「住宅(住戸)」であること
❸「物件概要 所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
❹「断熱性能の評価が5以上
　かつ エネルギー消費性能『再エネなし 削減率』が20%以上」
　になっていること

※次ページへ続く

工 ZEH水準住宅 設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）または住宅省エネルギー性能証明書

≪設計住宅性能評価書≫

入手 登録住宅性能評価機関

設計住宅性能評価書のイメージ
（一戸建ての住宅の場合）

設計 性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

（一戸建ての住宅）

（申請者の住所）
（申請者の氏名又は名称）　様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正：平成30年3月26日国土交通省告示第490号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1．建築士　（氏名又は名称）　（連絡先）
2．設計者　（氏名又は名称）　（連絡先）
3．住宅の名称
4．住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年　月　日
評価書交付番号	－　－　－
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

Sample

≪建設住宅性能評価書≫

入手 登録住宅性能評価機関

建設住宅性能評価書のイメージ
（一戸建ての住宅の場合）

建設 性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

（一戸建ての住宅）

（申請者の住所）
（申請者の氏名又は名称）　様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正：平成30年3月26日国土交通省告示第490号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1．建築士　（氏名又は名称）　（連絡先）
2．設計者　（氏名又は名称）　（連絡先）
3．工事施工者　（氏名又は名称）　（連絡先）
4．工事管理者　（氏名又は名称）　（連絡先）
5．住宅の名称
6．住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年　月　日
評価書交付番号	－　－　－
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

Sample

≪住宅省エネルギー性能証明書≫

入手 登録住宅性能評価機関
登録された建築士事務所に属する建築士
指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

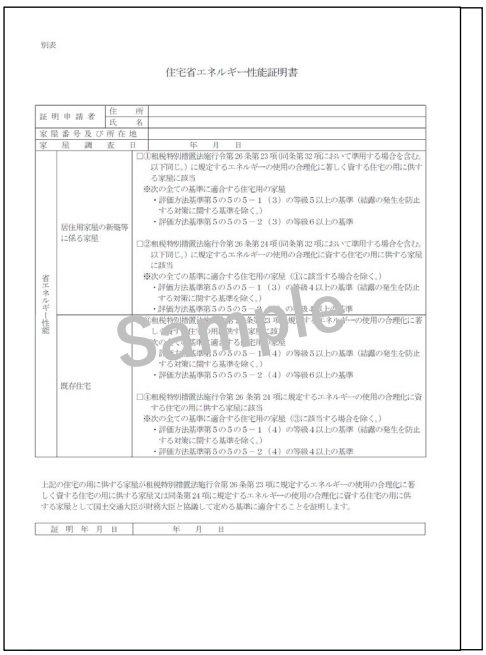
別表

住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日		年　月　日
省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	□①租税特別措置法施行令第26条第23項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5－1（3）の等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－2（3）の等級6以上の基準 □②租税特別措置法施行令第26条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋（①に該当する場合を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－1（3）の等級4以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－2（3）の等級5以上の基準
	既存住宅	□①租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋（②に該当する場合を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－1（4）の等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－2（4）の等級6以上の基準 □②租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋（①に該当する場合を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－1（4）の等級4以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。） ・評価方法基準第5の5の5－2（4）の等級4以上の基準

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	年　月　日

Sample

確認事項（以下のすべてを満たすこと）

❶ **≪設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書の場合≫**
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
≪住宅省エネルギー性能証明書の場合≫
登録住宅性能評価機関、
登録された建築士事務所に属する建築士
指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書であること

❷「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること

❸「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「断熱等性能等級」が「5以上」
かつ「一次エネルギー消費量等級」が「6」であること

補　足

□「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事完了後に発行可能となる書類であるため、交付申請時に建物の工事が完了している方のみ提出可能です。

※次ページへ続く

オ　ZEH水準住宅　低炭素建築物新築等計画認定通知書(戸建住宅のみ)

※予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可

≪認定通知書≫

入手 所管行政庁

≪技術的審査適合証≫

入手 登録住宅性能評価機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ **≪認定通知書の場合≫**
所管行政庁が発行した証明書であること
≪技術的審査適合証の場合≫
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること

❷ **≪認定通知書の場合≫**
「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
≪技術的審査適合証の場合≫
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること

❸「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

補　足

- □ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書を提出してください。
- □ 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
- □ 変更認定を受けている場合、変更認定通知書も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

カ　ZEH水準住宅　性能向上計画認定通知書(戸建住宅のみ)

※予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可

≪認定通知書≫

入手 所管行政庁

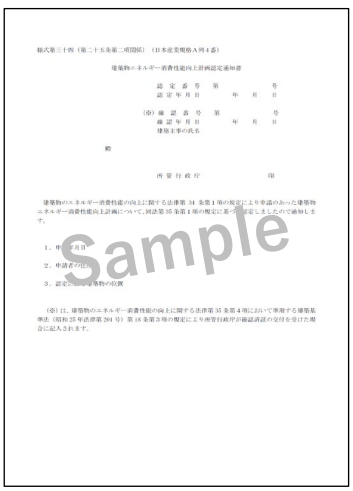

≪技術的審査適合証≫

入手 登録住宅性能評価機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ **≪認定通知書の場合≫**
所管行政庁が発行した証明書であること
≪技術的審査適合証の場合≫
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること

❷ **≪認定通知書の場合≫**
「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
≪技術的審査適合証の場合≫
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること

❸「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

補　足

- □ 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書を提出してください。
- □ 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
- □ 変更認定を受けている場合、変更認定通知書も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

※次ページへ続く

キ　ZEH水準住宅

フラット35S適合証明書および**竣工現場検査申請書・適合証明申請書**(すべての面)＊1
または**フラット35S設計検査に関する通知書**および**設計検査申請書**(すべての面)＊1

＊1　金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。

≪適合証明書≫

入手　適合証明機関

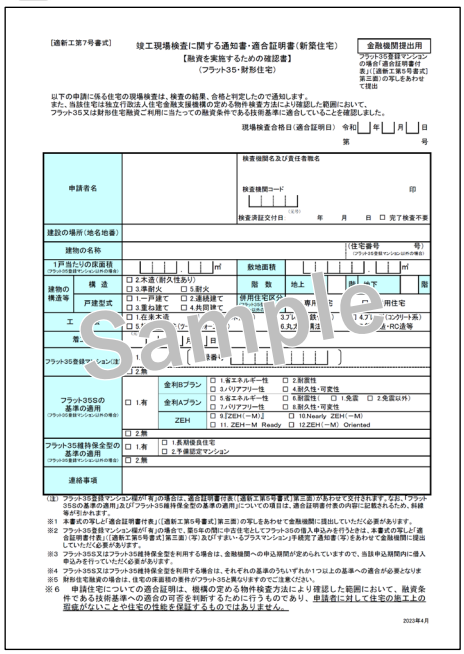

≪竣工現場検査申請書・適合証明申請書≫

入手　適合証明機関

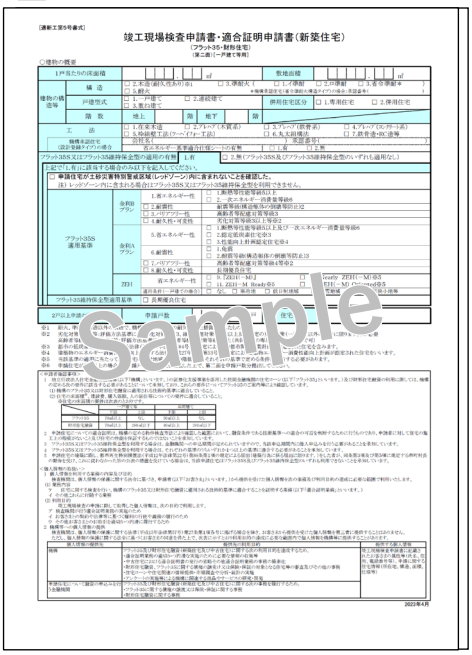

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 適合証明機関が発行した証明書であること

❷ 書式の日付(書式右下)が、新基準が適用された2022年10月以降であること

❸「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること

❹ ≪適合証明書≫
「フラット35Sの基準の適用」欄において、「金利Aプラン」の
「省エネルギー性」にチェックがあること
または戸建住宅の場合、「ZEH」の「ZEH(－M)」「Nearly ZEH(－M)」
「ZEH－M Ready」「ZEH(－M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

❺ ≪竣工現場検査申請書・適合証明申請書≫
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の
「断熱等性能等級5以上及び 一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
または戸建住宅の場合、「ZEH」の「省エネルギー性」、「ZEH(－M)」
「Nearly ZEH(－M)」「ZEH－M Ready」「ZEH(－M) Oriented」のいずれかに
チェックがあること

補　足

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

※次ページへ続く

≪設計検査に関する通知書≫

入手　適合証明機関

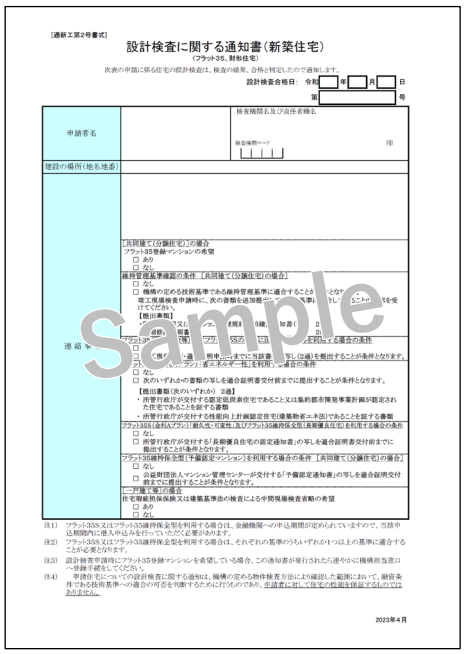

≪設計検査申請書≫

入手　適合証明機関

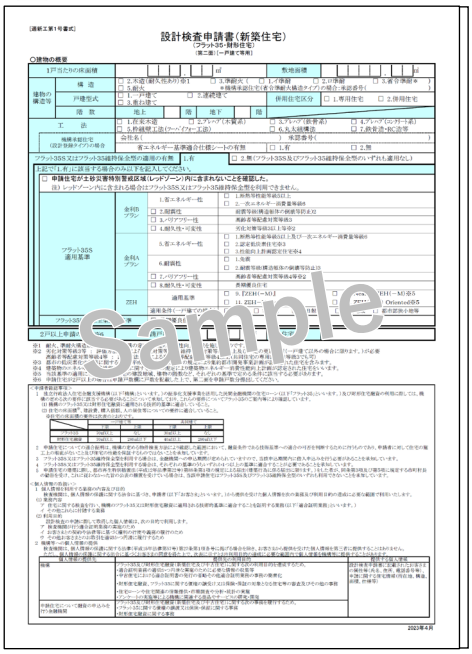

確認事項（以下のすべてを満たすこと）

❶ 適合証明機関が発行した証明書であること

❷ 書式の日付（書式右下）が、新基準が適用された2022年10月以降であること

❸「建設の場所（地名地番）」が新築する住宅の所在地と一致すること

❹ **≪設計検査に関する通知書≫**
連絡事項の「（フラット35（断熱構造等）又は）フラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件」欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写し（2通）を提出することが条件となります。」にチェックがないこと、
かつ「フラット35S（金利Aプラン）「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと

❺ **≪設計検査申請書≫**
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
または戸建住宅の場合、「ZEH」の「ZEH（－M）」「Nearly ZEH（－M）」「ZEH－M Ready」「ZEH（－M）Oriented」のいずれかにチェックがあること

補　足

□ 書式の日付（書式右下）が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

＜参考＞ 認定基準変更に伴う住宅の性能を証明する住宅証明書等の取り扱いについて

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを加速させるため、
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の認定基準が変更され、
また、住宅金融支援機構のフラット35Sについても基準が改訂されました。

以下の住宅は高い省エネ性能(ZEH水準)を有することが確認できるため補助対象となります。

◆長期優良住宅　：2022年10月1日以降に登録性能評価機関または所管行政庁に「長期使用構造等の確認」申請をしたもの(変更認定は除く)

◆認定低炭素住宅　：2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの(変更認定は除く)

◆性能向上計画認定住宅　：2022年10月1日以降に所管行政庁に認定申請したもの(変更認定は除く)

◆フラット35S(金利Aプラン(断熱性能等級５かつ一次エネルギー消費量等級６に適合するものに限る))または(ZEH)に適合する住宅

[認定長期優良住宅 / 2022年10月1日(施行日)前後の認定基準の適用について]

・2022年10月1日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。

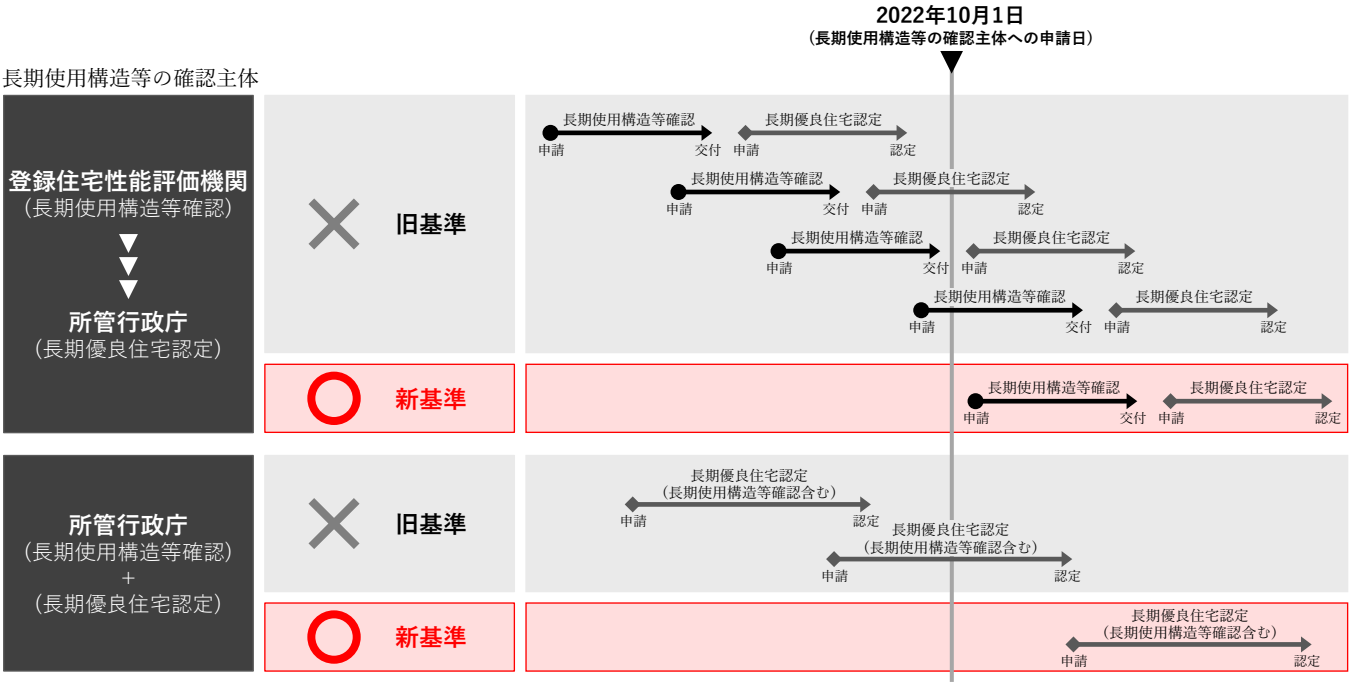

[認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅 / 2022年10月1日(施行日)前後の認定基準の適用について]

・2022年10月1日より前に所管行政庁に認定を申請している場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。

・2022年10月1日より前に既に所管行政庁による認定を受けている場合、又は認定申請している計画に関する変更認定の場合は旧基準が適用されるため、補助対象になりません。

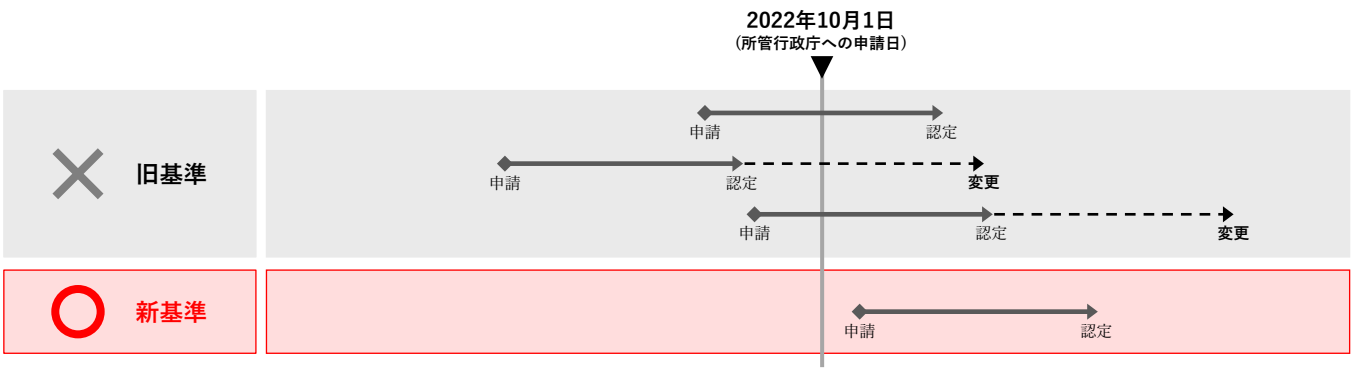

Ⓖ 共同住宅の登録 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **GX志向型住宅** ≪GX志向型住宅を申請する場合≫

購入者の本人確認書類

白黒可

以下１)～５)の**いずれかの書類を１つ**提出してください。

本人確認書類に**記載の表記どおり**に**入力・申請**してください。(本人確認書類：英字表記 → 英字表記で入力)
※外国人の方等、本人確認書類と入力値において**異なる表記**(英字/カナ等)である場合、**不備**となります。

入手 **購入者(共同事業者)**

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「氏名」が購入者(共同事業者【乙】)であること
❷ 有効期限内のものであること
※１)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1）住民票

補　足

□ 個票、世帯票のいずれも可
□ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません)

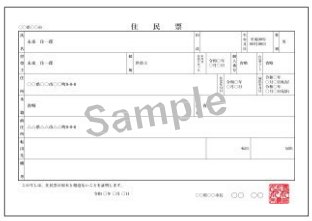

2）マイナンバーカード

補　足

□ 必ず表面のみ提出
※ 裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。

3）運転免許証

補　足

□ 運転経歴証明書でも可
□ 国際免許証は除く

4）在留カード または 特別永住者証明書

補　足

□ 外国人登録証明書は不可

在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの

有効期間内のもの

5）健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証

補　足

□「保険者番号および被保険者等記号・番号等」および「QR」は必ずマスキングして提出
(記載がある場合、受付できません)

※次ページへ続く

補　足

□ **マイナンバーが記載されている書類のマスキングについて**
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず購入者(共同事業者)による
マスキングを行った上で提出してください。

≪住民票≫

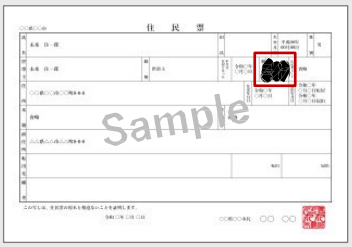

≪マイナンバーカード≫

マイナンバーカードは
必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが
記載されているため、提出しないでください。

□ **健康保険証のマスキングについて**
本人確認書類として提出する健康保険証は、以下の項目が記載されている場合、必ず購入者(共同事業者)による
マスキングを行った上で提出してください。

≪健康保険被保険者証≫

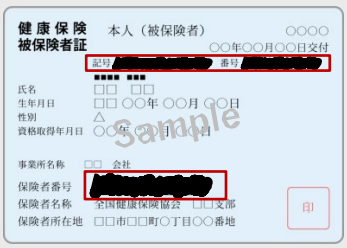

健康保険被保険者証で
マスキングが必要な情報

- ◆ **記号・番号・枝番(被保険者番号)**
- ◆ **保険者番号**
- ◆ **QR**

マスキングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

H　共同住宅の登録　予約時　予約後交付申請　交付申請のみ　**GX志向型住宅**

≪GX志向型住宅を申請≫
＜販売事業者と建築事業者が異なる場合≫

販売事業者と建築事業者との工事請負契約書

白黒可

入手 **建築事業者(GX建築事業者)**

収入印紙　収入印紙

建築工事請負契約書

注文者　住毎　太郎　(以下、甲)　と
請負者　株式会社 〇〇工務店　(以下、乙)　とは
この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

1. 工事名　〇〇〇〇 新築工事
2. 工事場所　〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
3. 建築面積　床面積　延
4. 工事内容　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
5. 工期　着手　契約の日から　〇〇　日以内
　工事許認可の日から　日以内
　令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
　完成　着手の日から　〇〇　日以内
　令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
6. 引渡しの時期　着手の日から　〇〇　日以内
7. 請負代金の額　金　00,000,000
　(うち消費税　0,000,000　)
8. 支払方法　甲は請負代金を次のように乙に支払う
　この契約成立のとき
　部分払い　第一回
　　第二回
　完成引渡しのとき　00,000,000

9. 甲と乙は互いに協力して審議を守り忠実にこの契約を履行する図面又は仕様書に明記されていないものについては双方協議して定める、但し軽微なるものについては注文者の指示に従うものとする
10. 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良その他、乙の怠慢に非ざる事由により工事期間内に工事を完成することができない場合は遅延なく甲にその理由を申したて、工事期間の延長を求める事が出来る
11. 乙は工事物件の引き渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない
12. 甲は、目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。
13. この工事に定めていない事項については必要に応じて双方協議して定める工事物件…
14. (特約事項)

この契約の証として本書2通を作り当事者が記名捺印して各自1通を保有する

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
注文者　住所　〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
　住毎　太郎
請負者　住所　〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
　株式会社 〇〇工務店

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶工事請負契約の原契約であること
　(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、
　原契約書と併せて変更契約書を提出)

❷工事請負契約の締結日の記載があり、
　建築着工前であること

❸工事場所の記載があり、
　販売する新築分譲住宅の所在地と一致すること

❹工事発注者(注文者)の記名・押印があり、
　販売事業者(補助事業者)であること
　(記名が自署の場合は押印無しでも可)

❺工事請負者(受注者)の記名・押印があり、
　建築事業者(GX建築事業者)であること

❻以下が確認できること
　・新築工事であること
　・工事代金

補　足

☐ **注文書・注文請書による契約の締結について**

工事請負契約を、販売事業者(工事発注者)が作成する「注文書」およびGX建築事業者が作成する「注文請書」を取り交わすことで締結しても問題ありません。
ただし、それぞれの書類について、以下の確認項目が確認できるものに限ります。
なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

≪注文書≫

入手 **建築事業者(GX建築事業者)**

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
No.　00000000

注　文　書

株式会社 〇〇工務店　御中

以下の通り、注文します。
請負者から請書の提出を以て、契約が成立するものとします。

注文者　(住所)　〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0
　(会社名)　住毎　太郎

工事名　〇〇〇〇 新築工事　　工期　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
工事場所　〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0　　引渡　令和〇年〇月〇日
金額　¥00000000　　支払条件　〇〇〇〇〇〇〇
工事概要

No	名称	呼称	数量	単価	金額	備考
1	新築住宅 建築工事	式	1	00,000,000	00,000,000	

(適用)

Sample

必ずセットで提出

≪注文請書(請書)≫

入手 **販売事業者(補助事業者)**

収入印紙

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
No.　00000000

請　書

住毎　太郎　御中

本書の通り、ご注文をお請けいたします。
本書を以て、契約が成立するものとします。

請負者　(住所)　〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0
　(氏名)　株式会社 〇〇工務店

工事名　〇〇〇〇 新築工事　　工期　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
工事場所　〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0　　引渡　令和〇年〇月〇日
金額　¥00000000　　支払条件　〇〇〇〇〇〇〇
工事概要

No	名称	呼称	数量	単価	金額	備考
1	新築住宅 建築工事	式	1	00,000,000	00,000,000	

(適用)

Sample

販売事業者(工事発注者)がGX建築事業者に対して、
工事の発注時に発行する書類で、
以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶注文日
❷工事場所(＝販売する新築分譲住宅の所在地と一致)
❸工事発注者(注文者)の署名または記名・押印があり
　販売事業者(補助事業者)であること
❹工事請負者(受注者)の事業者名(個人の場合、氏名)があり、
　建築事業者(GX建築事業者)であること
❺新築住宅工事を含んだ契約であることがわかる記述
❻注文した工事の金額

GX建築事業者が販売事業者(工事発注者)に対して、
工事の受注時に発行する書類で、
以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶請負日(＝契約締結日)
❷工事場所(＝販売する新築分譲住宅の所在地と一致)
❸工事発注者(注文者)の氏名があり、販売事業者(補助事業者)
　であること
❹工事請負者(受注者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
　があり建築事業者(GX建築事業者)であること
❺注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述
　(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
❻請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ **工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について**

本事業の補助対象となる新築分譲住宅について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。
ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できるものに限ります。
特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
（電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可）

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P93～94を参照ください。

I 予約時 交付申請のみ **長期優良住宅 ZEH水準住宅**

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合≫
購入者本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等 白黒可

入手 **購入者(共同事業者)**

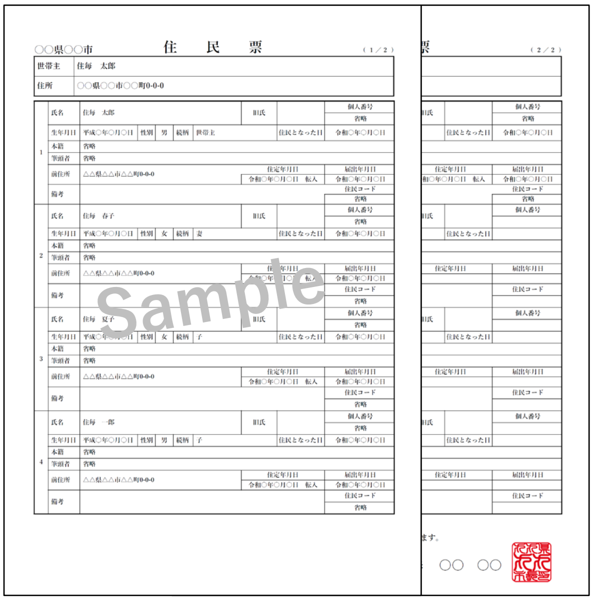
○○県○○市 住 民 票 (1／2)

世帯主 住毎 太郎
住所 ○○県○○市○○町0-0-0

	氏名	生年月日	性別	続柄	本籍	筆頭者	前住所	住定年月日	届出年月日	住民となった日	個人番号	住民コード
1	住毎 太郎	平成○年○月○日	男	世帯主	省略	省略	△△県△△市△△町0-0-0	令和○年○月○日 転入	令和○年○月○日	令和○年○月○日	省略	省略
2	住毎 春子	平成○年○月○日	女	妻	省略	省略	△△県△△市△△町0-0-0		令和○年○月○日	令和○年○月○日	省略	省略
3	住毎 夏子	平成○年○月○日	女	子	省略	省略	△△県△△市△△町0-0-0	令和○年○月○日 転入	令和○年○月○日	令和○年○月○日	省略	省略
4	住毎 一郎	平成○年○月○日	男	子	省略	省略	△△県△△市△△町0-0-0	令和○年○月○日 転入	令和○年○月○日	令和○年○月○日	省略	省略

(2／2)
○○ ○○

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶自治体が発行した住民票(世帯票)であること
❷世帯内に購入者(共同事業者【乙】)の「氏名」があること
❸世帯内に「生年月日」が2006年4月2日以降の子(共同事業者【丙】)、もしくはどちらかの「生年月日」が1984年4月2日以降の夫婦(共同事業者【乙】および【丙】、もしくは【丙①】および【丙②】)が含まれること
※2025年3月31日までに建築着工するものについては、「生年月日」が2005年4月2日以降の子(共同事業者【丙】)、もしくはどちらかの「生年月日」が1983年4月2日以降の夫婦(共同事業者【乙】および【丙】、 もしくは【丙①】および【丙②】)が含まれること
❹**2024年11月22日以降に発行されたものであること**

補 足

□ **住民票の記載内容について**
市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。
①世帯全員分
②続柄記載あり
③マイナンバー記載なし(記載があるものは受付できません)
④本籍記載なし
※提出する住民票は、共同事業者それぞれの個票でも構いません。それぞれの住民票に記載された住所により同居を確認します。

□ **交付申請時の同居について**
交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。
ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還を求めることがあります。
なお、交付申請時点で同居していない場合でも、共同事業者として交付申請する子や若者夫婦等の住民票についても提出してください。

□ **事実婚等により、住民票で婚姻関係が確認できない場合について**
事実婚等については、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に住民票や追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。

例) 自治体が証明するパートナーシップ証明書

□ **妊娠中のため、子が記載されない場合について**
子を妊娠中の場合、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。
詳しい申請の手続きについては、事務局へお問い合わせください。

例) 自治体が発行する母子手帳

≪パートナーシップ証明書≫

入手 **各自治体**

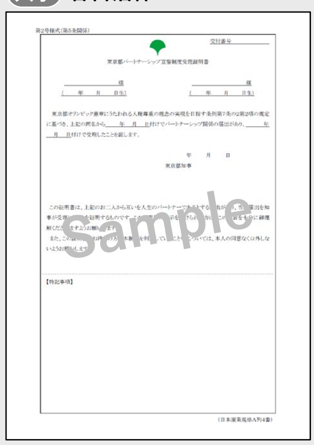
第2号様式(第5条関係)

交付番号

東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

様 (年 月 日生)　　様 (年 月 日生)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の規定に基づき、上記の両名から 年 月 日付けでパートナーシップ関係の届出があり、 年 月 日付けで受理したことを証します。

年 月 日
東京都知事

【特記事項】

(日本産業規格A列4番)

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶証明書に記載の氏名が、共同事業者【乙】および共同事業者【丙】の氏名と一致すること

J　共同住宅の登録　予約時　予約後交付申請　交付申請のみ　長期優良住宅 ZEH水準住宅

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行う場合≫

解体工事の工事請負契約書

白黒可

入手 解体工事請負者

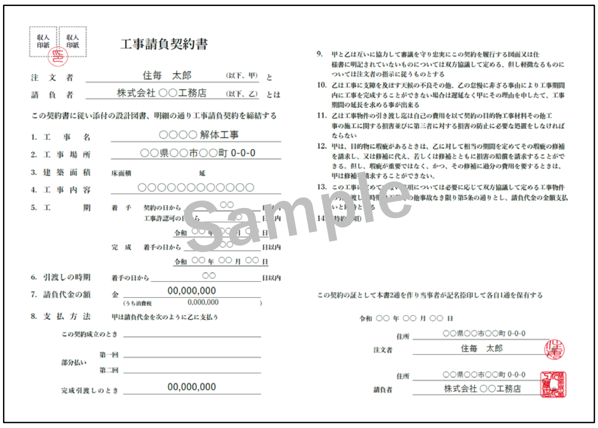

収入印紙　収入印紙

工事請負契約書

注文者　住毎　太郎　(以下、甲)　と
請負者　株式会社 〇〇工務店　(以下、乙)　とは
この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

1. 工事名　〇〇〇〇 解体工事
2. 工事場所　〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
3. 建築面積　床面積　延
4. 工事内容　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
5. 工期　着手　契約の日から 〇〇 日以内　工事許認可の日から 〇〇 日以内　令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
　完成　着手の日から 〇〇 日以内　令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
6. 引渡しの時期　着手の日から 〇〇 日以内
7. 請負代金の額　金 00,000,000 (うち消費税 0,000,000)
8. 支払方法　甲は請負代金を次のように乙に支払う
　この契約成立のとき
　部分払い　第一回　第二回
　完成引渡しのとき　00,000,000

9. 甲と乙は互いに協力して審議を守り忠実にこの契約を履行する図面又は仕様書に明記されていないものについては双方協議して定める、但し軽微なるものについては注文者の指示に従うものとする
10. 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良その他、乙の怠慢に非ざる事由により工事期間内に工事を完成することができない場合は遅延なく甲にその理由を申したて、工事期間の延長を求める事が出来る
11. 乙は工事物件の引き渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並びに第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない
12. 甲は、目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補[illegible]請求することができない。
13. この工事[illegible]項については必要に応じて双方協議して定める工事物件[illegible]の他事故なき限り第5条の通りとし、請負代金の金額支払[illegible]
14. 特約[illegible]

この契約の証として本書2通を作り当事者が記名捺印して各自1通を保有する

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
住所　〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
注文者　住毎　太郎
住所　〇〇県〇〇市〇〇町 0-0-0
請負者　株式会社 〇〇工務店

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、
原契約書と併せて変更契約書を提出)

❷工事請負契約の締結日の記載があること

❸工事場所の記載があること

❹工事発注者(注文者)の記名・押印があり、
新築住宅の購入者もしくはその親族と
一致していること(記名が自署の場合は押印無しでも可)

❺工事請負者(受注者)の記名・押印があること

❻以下が確認できること
・解体工事であること
・工事代金

補　足

□ 注文書・注文請書による契約の締結について

工事請負契約を、工事発注者が作成する「注文書」および工事請負者が作成する「注文請書」を取り交わすことで締結しても問題ありません。
ただし、それぞれの書類について、以下の確認項目が確認できるものに限ります。
なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

≪注文書≫

入手 工事請負者

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
No.　00000000

注　文　書

株式会社 〇〇工務店　御中

以下の通り、注文します。
請負者から請書の提出を以て、契約が成立するものとします。

注文者　(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0　(会社名) 住毎　太郎

工事名　〇〇〇〇 解体工事　　工期　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
工事場所　〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0　　引渡　令和〇年〇月〇日
金額　¥00000000　　支払条件　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事概要

No	[illegible]	呼称	数量	単価	金額	備考
1	新築住宅 解体工事	式	1	00,000,000	00,000,000	

(適用)

Sample

≪注文請書(請書)≫

入手 工事発注者

収入印紙

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
No.　00000000

請　書

住毎　太郎　御中

本書の通り、ご注文をお請けいたします。
本書を以て、契約が成立するものとします。

請負者　(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0　(氏名) 株式会社 〇〇工務店

工事名　〇〇〇〇 解体工事　　工期　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
工事場所　〇〇県〇〇市〇〇 0-0-0　　引渡　令和〇年〇月〇日
金額　¥00000000　　支払条件　〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事概要

No	[illegible]	呼称	数量	単価	金額	備考
1	新築住宅 解体工事	式	1	00,000,000	00,000,000	

(適用)

Sample

＋ 必ずセットで提出

**工事発注者が工事請負者に対して、
工事の発注時に発行する書類で、
以下のすべてが確認できるものに限ります。**

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶注文日
❷工事場所
※ 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
❸工事発注者の署名または記名・押印、
および新築住宅の購入者またはその親族と一致
❹工事請負者の事業者名(個人の場合、氏名)
❺解体工事を含んだ契約であることがわかる記述
❻注文した工事の金額

**工事請負者が工事発注者に対して、
工事の受注時に発行する書類で、
以下のすべてが確認できるものに限ります。**

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶請負日(＝契約締結日)
❷工事場所
❸工事発注者の氏名
およ び新築住宅の購入者またはその親族と一致
❹工事請負者の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
❺注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
❻請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ **工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について**

本事業の補助対象となる古家の解体工事について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。
ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できるものに限ります。
特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P93～94を参照ください。

Ⓚ 共同住宅の登録 | 予約時 | 予約後交付申請 | 交付申請のみ

長期優良住宅 ZEH水準住宅

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行う場合≫
＜買主と解体工事の発注者が異なる場合＞

戸籍謄本

白黒可

入手 **購入者(共同事業者)**

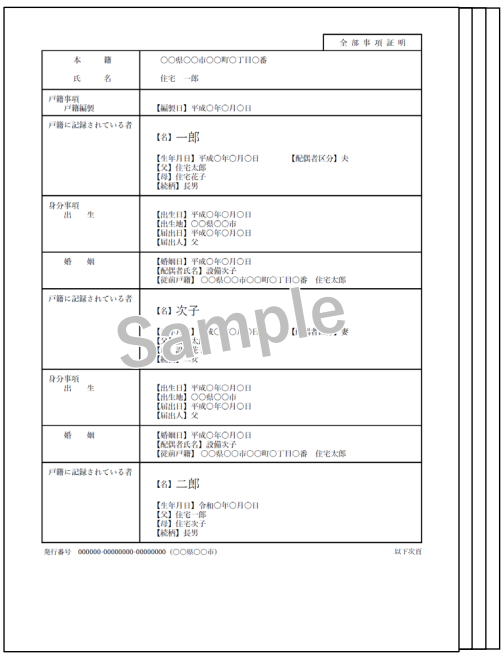

全部事項証明

本籍 氏名	○○県○○市○○町○丁目○番 住宅 一郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成○年○月○日
戸籍に記録されている者	【名】一郎 【生年月日】平成○年○月○日 【配偶者区分】夫 【父】住宅太郎 【母】住宅花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】平成○年○月○日 【出生地】○○県○○市 【届出日】平成○年○月○日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成○年○月○日 【配偶者氏名】設備次子 【従前戸籍】○○県○○市○○町○丁目○番 住宅太郎
戸籍に記録されている者	【名】次子 【生年月日】平成○年○月○日 【配偶者区分】妻 【父】住宅太郎 【母】住宅花子 【続柄】次男
身分事項 出生	【出生日】平成○年○月○日 【出生地】○○県○○市 【届出日】平成○年○月○日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成○年○月○日 【配偶者氏名】設備次子 【従前戸籍】○○県○○市○○町○丁目○番 住宅太郎
戸籍に記録されている者	【名】二郎 【生年月日】令和○年○月○日 【父】住宅一郎 【母】住宅次子 【続柄】長男

発行番号 000000-00000000-00000000 (○○県○○市) 以下余白

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶ 都道府県(市区町村)が発行した戸籍謄本であること

❷「解体工事の発注者」と「新築住宅の購入者」が親族であることを確認できること
(一つの戸籍謄本では繋がりが確認できない場合、
複数の戸籍謄本を繋げることで確認できるようにしてください)

Ⓛ　共同住宅の登録　**予約時**　予約後交付申請　交付申請のみ

長期優良住宅 ZEH水準住宅

≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 /古家の除却を行う場合≫

古家の不動産登記 閉鎖事項証明書
または **滅失の登記完了証**

白黒可

≪不動産登記 閉鎖事項証明書≫

入手 **購入者(共同事業者)**

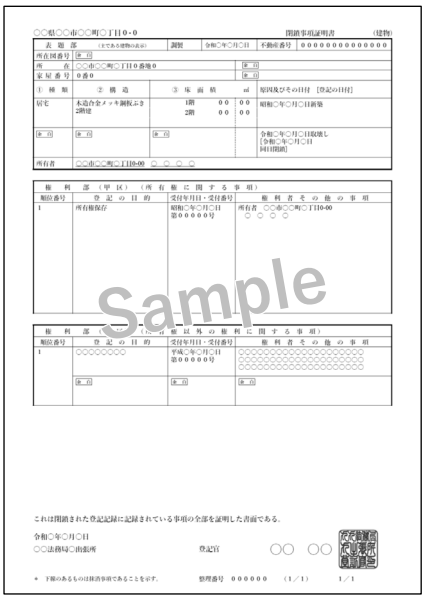
○○県○○市○○町○丁目0-0　閉鎖事項証明書　(建物)

表題部 (主である建物のみ表示)	調製	令和○年○月○日	不動産番号	0000000000000
所在図番号				
所在	○○市○○町○丁目0番地0			
家屋番号	0番0			

① 種類	② 構造	③ 床面積 ㎡	原因及びその日付 [登記の日付]
居宅	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 00.00 2階 00.00	昭和○年○月○日新築
			令和○年○月○日取壊し [令和○年○月○日 同日閉鎖]
所有者	○○市○○町○丁目10-00 ○○○○○		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和○年○月○日 第00000号	所有者 ○○市○○町○丁目10-00 ○○○○

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	○○○○○○○○	平成○年○月○日 第000000号	○○○○○○○○

交付申請(予約を含む)時に閉鎖事項証明書 または 滅失の登記完了証を提出できない場合

古家の不動産登記 全部事項証明書

入手 建築主(共同事業者)

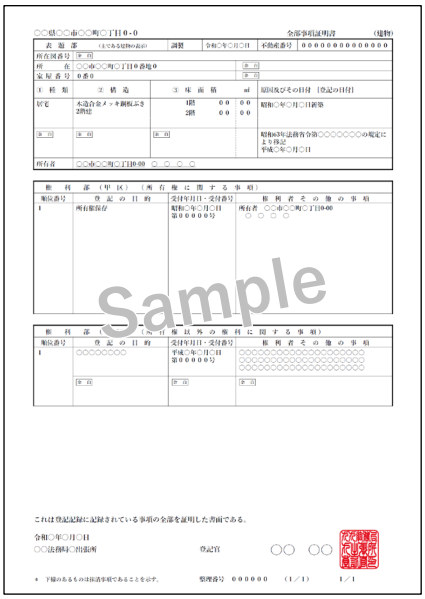

※登記情報提供サービスの出力や
キャプチャでも可。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶「表題部 ①種類」が「居宅」であること
❷「権利部(甲区)」に所有者の氏名が記載されていること
❸「権利部(甲区) 所有者」が新築する住宅の発注者、
　または親族であること
　※発注者の親族かどうかは「Ⓚ戸籍謄本」で確認します

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請 条件付

第5章　条件付き交付申請の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】
※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

本章では、条件付き交付申請に該当しない交付申請(以下、「通常の交付申請」という)との違いと注意点についてまとめています

5－1　条件付き交付申請とは

本事業における「条件付き交付申請」とは、分譲住宅を所定の期限までに販売(不動産売買契約)し、購入者が入居することを条件に、購入者決定前であっても販売事業者が単独で行うことができる交付申請のことをいいます。

本交付申請は、過去の国土交通省による補助事業＊1を利用した実績を有する分譲住宅の販売事業者が、その実績に応じた上限戸数の範囲内で利用することができます。

＊1　「こどもみらい住宅支援事業(令和3年度経済対策)」「こどもエコすまい支援事業(令和4年度経済対策)」および「子育てエコホーム支援事業(令和5年度経済対策)」のいずれかが該当します。

※ 本交付申請の利用可否は、住宅省エネポータル上で確認することができます。

≪条件付き交付申請イメージ≫

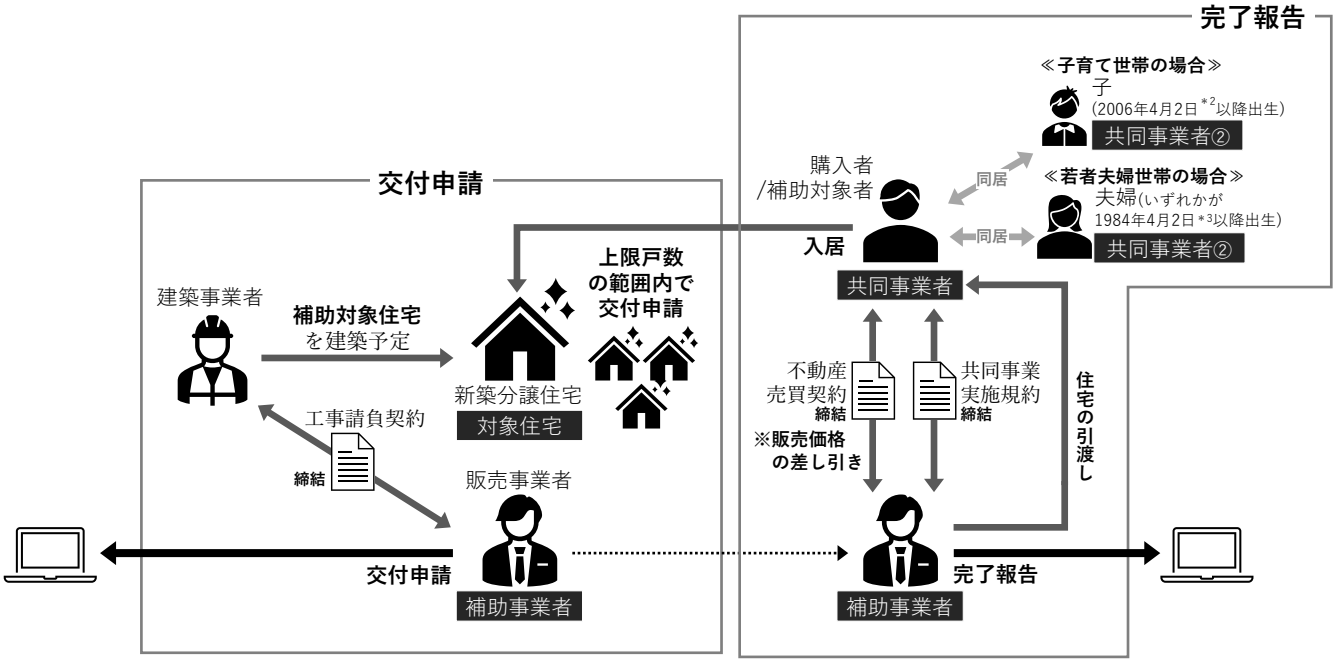

＊2　2025年3月31日までに建築着工するものについては2005年4月2日以降出生
＊3　2025年3月31日までに建築着工するものについては1983年4月2日以降出生

5－2　条件付き交付申請を行う要件

原則として、補助対象となる要件は、通常の交付申請と同様です。
ただし、交付申請時において購入者(共同事業者)が未決定であることを踏まえ、販売事業者(グリーン住宅支援事業者)においては、以下の要件を満たす必要があります。

※ 通常の交付申請の要件について、GX志向型住宅の場合は第2A章(P20～29)、長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は第2B章(P31～40)を参照ください。

① 定められた上限戸数の範囲内で交付申請を行うこと

「条件付き交付申請」は販売事業者ごと、および住宅の建て方ごとに予め以下(１)および(２)で設定された上限戸数の範囲内で行うことができます。

(１) 販売事業者ごとの「ひと月に申請できる上限戸数」(事業者上限戸数)

「事業者上限戸数」は、販売事業者が、月ごとに「条件付き交付申請(予約を含む)」を提出する数の上限を規定するものです。
分譲住宅の交付申請の受付開始(2025年6月)から、交付申請が予算額に達するまで(遅くとも2025年12月31日まで)の期間に毎月同数が設定されます。

(２) 共同住宅の「住棟(建物)ごとに申請できる上限戸数」(共同住宅上限戸数)

「共同住宅上限戸数」は、共同住宅の住戸について「条件付き交付申請」を行う場合に、当該共同住宅ごとに「条件付き交付申請(予約を含む)」を提出する戸数の上限を規定するものです。
当該共同住宅において販売事業者が販売する住戸数に0.7を乗じた数(小数点以下切り捨て)が、「共同住宅上限戸数」として設定されます。

**※ 上記(１)および(２)の上限戸数は、住宅省エネポータル上で確認することができます。
(住宅の性能(GX志向型住宅、長期優良住宅、ZEH水準住宅)は問わず、一律で管理されます)**

※ 上限戸数の詳しい算出方法については、本事業のホームページ「新築分譲住宅・条件付き交付申請の上限戸数について」を参照ください。

② 交付申請(予約を含む)後、完成(検査済証の発出日)から1年以内に買主と不動産売買契約を締結*1し、完了報告期限までに新築住宅の引渡し・入居を完了させること

＊1　長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合、子育て世帯または若者夫婦世帯に限ります。

※ 交付申請の予約後から交付申請の間に不動産売買契約を締結した場合、通常の交付申請(P50～51参照)**として申請を行ってください。**

③ 購入希望者からの問い合わせに対応できる体制を構築すること

条件付き交付決定を受けた分譲住宅は、本事業のホームページにて公表されます。
不適切な行為が判明した場合、本事業の事業者登録の規約の規定に基づいた処分の対象になります。

補　足

□ **補助金の交付決定の取り消しについて**
通常の交付申請の補助対象要件および上記を満たさない場合、交付決定を取り消します。
なお、交付決定の取り消しを受けた時点で補助金が交付済である場合は、**補助金の返還**が必要です。

※次ページへ続く

≪参考≫通常の交付申請と条件付き交付申請の相違点

項目		通常の交付申請	条件付き交付申請
手続き	不動産売買契約の締結の時期	交付申請(予約を含む)**前**	交付申請(予約を含む) **～完成から1年以内**
	共同事業者と締結する「共同事業実施規約」の取り扱い	交付申請(予約を含む)**前**に 共同事業実施規約(様式3－1および**別紙①**)を締結し、 交付申請(予約を含む)**時**に提出	交付申請(予約を含む)**時**に **販売事業者による宣誓書**を提出 交付申請(予約を含む)**後**に 共同事業実施規約(様式3－1および.**別紙②**)を締結し、 **完了報告時**に提出
	交付申請の手続き	販売事業者と**共同事業者による共同**での手続き	**交付申請(予約を含む)は販売事業者のみで**手続き 完了報告は販売事業者と共同事業者による共同での手続き
補助対象要件	申請上限戸数	**なし**	**①事業者上限戸数 および ②共同住宅上限戸数 の上限戸数内であること**
	古家の除却加算	加算**あり**	加算**なし**
	対象住宅の公表と問い合わせ体制の構築	**なし**	**交付決定後、 事務局ホームページにて公表 公表された住宅について問い合わせに対応できる体制を構築すること**

5－3　申請手続きの流れ

本補助金の「条件付き交付申請」にあたり、住宅省エネポータル(P43 3－2参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
完了報告については、交付決定を受けた者に対し、別途交付申請の要件等について(完了報告の手引き)を公開(時期未定)する予定です。

(以下は申請手続きの一例です)

凡例：対象住宅　本ポータル内　本ポータル外

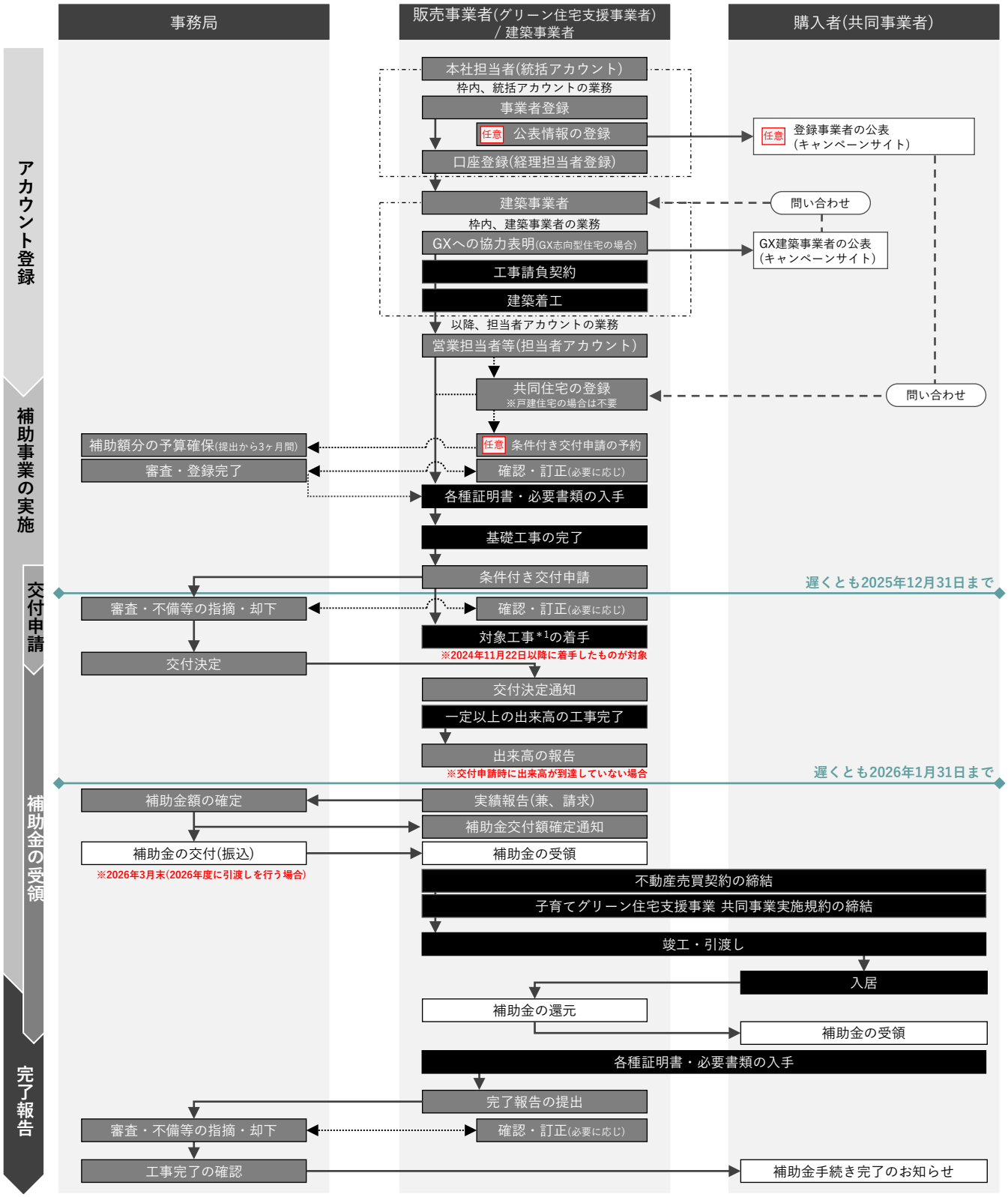

＊1　基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

5－4　提出書類と提出時期について

購入者が決定していない段階で交付申請を行うため、交付申請(予約を含む)および完了報告で提出する書類および提出の時期が「通常の交付申請」とは異なります。
以下、各提出時期における提出書類を示しており、「通常の交付申請」と比較して追加が必要な書類には「追加書類」のマークを、提出時期や書類の変更がある書類には「提出時期・書類の変更」または「提出時期の変更」のマークをそれぞれ付しています。
マークのない書類における必要事項の詳細等は各参照ページ(第4章)をご確認ください。

① 交付申請の予約時

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書　追加書類	●	白黒可	P91
建築基準法に基づく確認済証	●	白黒可	P62～63
建築基準法に基づく確認申請書	●	白黒可	P64
住宅の性能を証明する住宅証明書等(発行受付書でも可)	●	白黒可	P66～74
≪GX志向型住宅を申請する場合≫			
＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書	○	白黒可	P77～78

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

② 交付申請時

※「条件付き交付申請」の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。
※交付申請の予約から交付申請の間に不動産売買契約を締結した場合、「通常の交付申請」(P50～51参照)として申請を行ってください。

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書　追加書類	●	白黒可	P91
建築基準法に基づく確認済証	●	白黒可	P62～63
建築基準法に基づく確認申請書	●	白黒可	P64
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	●	白黒可	P65
住宅の性能を証明する住宅証明書等	●	白黒可	P66～74
≪GX志向型住宅を申請する場合≫			
＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書	○	白黒可	P77～78

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

③ 完了報告時

凡例：●＝必須　○＝該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】および別紙②　提出時期・書類の変更	●	白黒可	-
不動産売買契約書　提出時期の変更	●	白黒可	P61
建築基準法に基づく検査済証	●	白黒可	-
共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票)　提出時期の変更	●	白黒可	P79
不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)*1　追加書類*2	●	白黒可	-
≪GX志向型住宅を申請した場合≫			
HEMSコントローラの本体写真*3	○	カラー	-

*1　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。
*2　新築分譲住宅の条件付き交付申請の場合、戸建住宅、共同住宅のいずれも、当該書類の提出が必要です。
*3　設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

※次ページへ続く

補　足

□ **共同事業実施規約、不動産売買契約書、住民票(世帯票)の提出について**
条件付き交付申請の予約後から交付申請までの間に、購入者が決定(不動産売買契約の締結)した場合は、予約後の交付申請は「通常の交付申請」として、当該書類は交付申請時に提出してください。

□ **アップロードするファイルについての注意事項**
◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
◆添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

共同住宅の登録　**予約時**　予約後交付申請　交付申請のみ

新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書

白黒可

指定様式　入手　販売事業者(補助事業者)

子育てグリーン住宅支援事業

子育てグリーン住宅支援事業事務局　殿

新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書

グリーン住宅支援事業者として登録を受けた者(以下「住宅支援事業者」という。)は、子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金(以下「本補助金」という。)において、所定の期限までに新築分譲住宅(以下「本住宅」という。)を販売し、購入者(以下「共同事業者」という。)と共に完了報告の提出を行うことを前提に、条件付き交付申請(条件付き交付申請の予約を含む,以下「本交付申請」という。)を行います。
本交付申請を行うにあたり、下記に定めるすべての事項について、確認し、同意することを宣誓します。

第１条(本交付申請の条件)
本住宅について本交付申請の提出を行う住宅支援事業者は、住宅の竣工により定める完了報告の期限(以下「完了報告期限」という。)までに共同事業者と「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(新築住宅・既存住宅)」(以下「共同事業実施規約」という。)を締結し、共同事業者の本住宅への入居から１ヶ月以内または完了報告期限のいずれか早い日までに、完了報告と併せて提出し、本補助金の要件を満たすことの確認を受けること。

第２条(本交付申請における住宅支援事業者の遵守事項)
本交付申請を提出する住宅支援事業者は、共同事業実施規約の規定のうち、交付申請時に住宅支援事業者が遵守すべき事項についてあらかじめその内容を確認し、遵守すること。

第３条(本交付申請の交付)
国及び子育てグリーン住宅支援事業事務局(以下「本事務局」という。)、国土交通省(以下「事務局等」という。)は、住宅支援事業者の提出する本交付申請について本補助金の交付決定(以下「本交付決定」という。)を行った後、以下の１又は２のいずれか早い日(以下「補助金支払日」という。)に、住宅支援事業者が指定した口座に振込むことで本補助金を交付することを予定しており、住宅支援事業者は、その旨を確認すること。
(１)住宅支援事業者の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、事務局等が指定する支払日
(２)１)に該当しない場合は令和７年度末であって、事務局等が指定する支払日

第４条(本交付申請の取り消し)
住宅支援事業者は、本交付申請について、交付決定を受けた後であっても、本交付申請が共同事業実施規約第５条に規定する各号に該当する場合、または、補助金の受領期日(以下は令和８年３月31日までに事務局等の責によらない事由により、住宅支援事業者に本補助金を交付することができない場合は、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とすることを通知する。また、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする場合であって、既に補助金が交付済みであるときには、住宅支援事業者は、本補助金の交付相当分の金額を、本補助金の交付相当分の日から起算して30日以内に、住宅支援事業者は、本補助金の交付相当分を事務局等に返還しなければならない。

第５条(留意事項)
住宅支援事業者は、本交付申請にあたり、以下①～④について、全て了解します。
①事務局等が認定する２段階予約でない範囲で、本交付申請を提出すること。
②本住宅は、住宅支援事業者が[illegible]住宅(以下「共同住宅」という。)[illegible]
③本補助金の交付決定を受[illegible]
④本交付申請により交付決定を受けた場合、[illegible]

令和７年５月制定

住宅支援事業者は、本書を保管の上、その写しを事務局に提出するものとする。

補助対象となる新築分譲住宅(本住宅)の情報

完了報告期限	□ 令和　８年７月３１日【戸建住宅】 □ 令和　９年４月３０日【共同住宅(階数*1 ０以下)】 □ 令和１０年２月２９日【共同住宅(階数*1 １１以上)】		
住宅の所在地	〒		
	建物名		部屋番号
住宅の省エネ性能	□ GX志向型住宅 □ 長期優良住宅 □ ZEH水準住宅		

*1：階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下１階,地上９階の建物の階数は１０)

住宅支援事業者

署名日	令和　　年　　月　　日
住所	〒
事業者名	
代表者氏名	社印

*2：法人の場合は社印または代表者印、個人事業主の場合は実印を押印してください。

Sample

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

❶完了報告期限のいずれかにチェックがされていること
❷住宅の所在地が記載されていること
❸住宅の省エネ性能のいずれかにチェックがされていること
❹宣誓書の署名日が記載されていること
❺ⅰ）販売事業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印)
　ⅱ）補助事業者【甲】と一致すること

※ 指定様式 は本事業指定様式の書類です。様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請

第6章　その他

【本手引きの注釈記号の扱い】
※ ：各項の全体に対する注釈です。
＊0 ：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

6－1　契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる新築分譲住宅の購入または古家の解体工事について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

❶契約日

❷不動産売買契約の場合は購入者と販売者、工事請負契約の場合は工事発注者と工事請負者 双方の同意

❸同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P61をご確認ください。
※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1　契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

≪(A)契約書≫

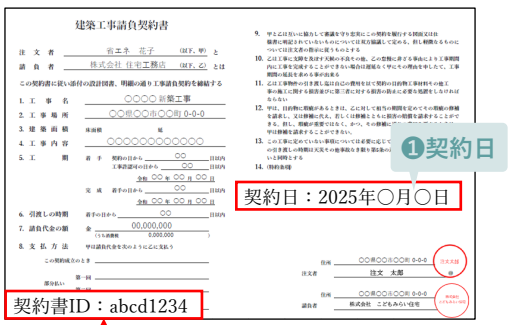

＋

≪(B)Aの契約締結を証明する書類≫

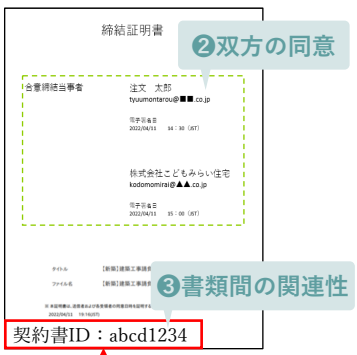

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2　契約日の記載は無いが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

≪(A)契約書≫

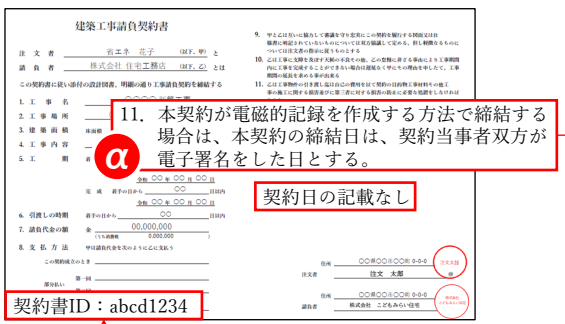

＋

≪(B)Aの契約締結を証明する書類≫

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。

※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確ではない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

例3　契約日の記載は無いが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に契約日および合意締結日の規定(α)の記載はないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が契約日について同意したことが確認できる場合、『契約書(A)』と『Aの合意締結日を証明する書類(B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約(C)』と『Cの合意締結日を証明する書類(D)』を併せて提出し、契約日を申告します。

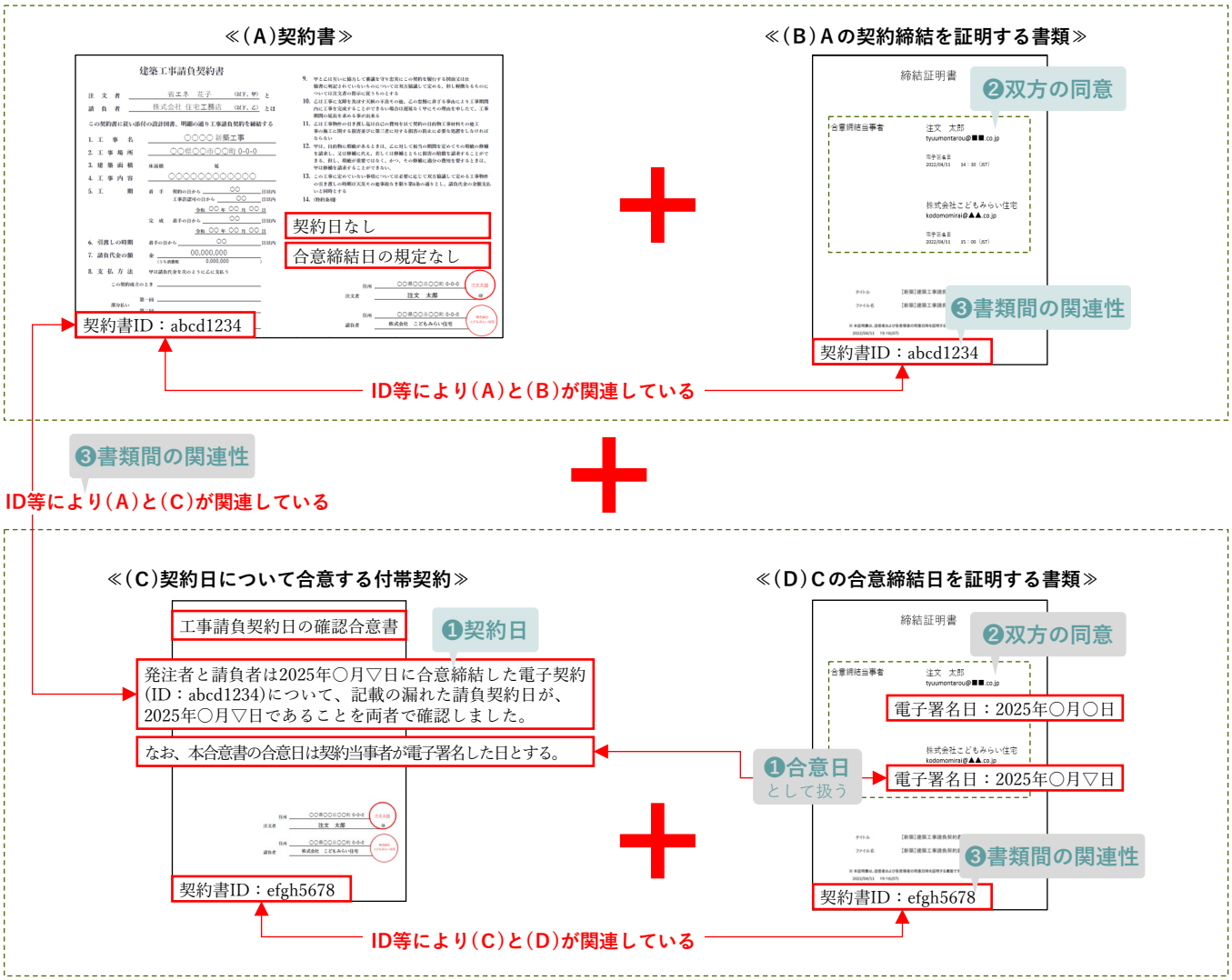

※(A)、(B)、(C)、(D)は必ずセットでご提出ください。

※Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。
　(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません)

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約における合意締結であるかを確認できません。
　また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であるかを確認できないため、契約日を申告することはできません。

6－2　交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の共同事業者(購入者)の住所宛に、事務局から交付決定を通知する「交付決定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

≪交付決定のお知らせのイメージ≫
※共同事業者(購入者)宛

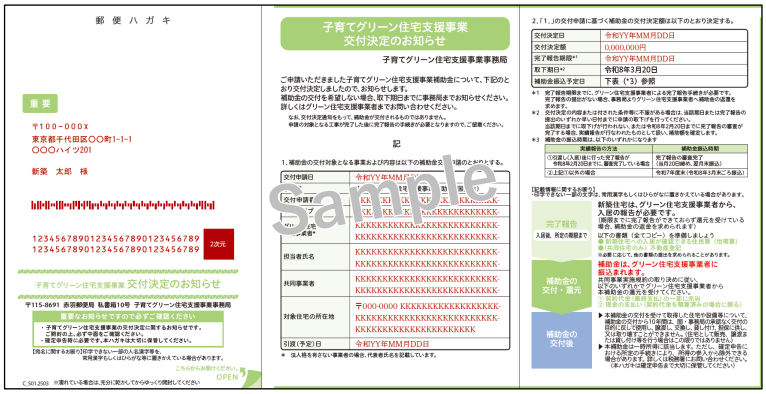

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆交付申請番号　◆交付申請日　◆補助事業者(グリーン住宅支援事業者)
◆担当者氏名　◆共同事業者(購入者)　◆対象住宅の住所(補助対象住宅)
◆交付決定番号　◆交付決定日　◆交付決定額
◆完了報告期限　◆補助金支払日(予定)　◆取下期日

※紛失した場合は再発行はできません。
　共同事業者が紛失等した場合は、グリーン住宅支援事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

※条件付き交付申請の場合、本通知の郵送はありません。

6－3　補助金の確定・交付時の郵送物

振込みにあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された補助事業者の経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

≪振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ≫
※統括アカウント利用者または経理担当者宛

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆事業者登録番号　◆補助事業者名　◆担当者所属
◆担当者氏名　◆補助金確定日　◆振込予定日
◆振込先口座情報　◆申請担当者(担当者アカウント氏名)　◆交付申請番号
◆共同事業者名　◆補助対象住宅の所在地　◆振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。
　振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。

共同事業者(購入者)の住所宛に、交付確定額と振込日(事務局がグリーン住宅支援事業者に振込みを行う日)を通知する「振込確定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

≪振込確定のお知らせのイメージ≫
※共同事業者(購入者)宛

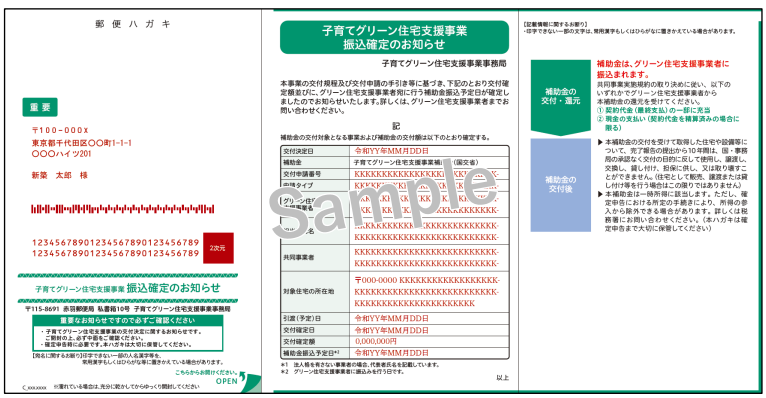

記載される主な項目は以下のとおりです。

◆交付申請番号　◆交付申請日　◆補助事業者(グリーン住宅支援事業者)
◆担当者氏名　◆共同事業者(購入者)　◆対象住宅の住所(補助対象住宅)
◆交付決定番号　◆交付確定日　◆交付確定額
◆補助金支払日(予定)

※紛失した場合は再発行はできません。
　共同事業者が紛失等した場合は、グリーン住宅支援事業者より『交付額確定通知書(様式6)』をお渡しください。

※条件付き交付申請の場合、本通知の郵送はありません。
　代わりに、申請手続きがすべて完了した後に「補助金手続き完了のお知らせ」を郵送します。

6－4　登記された建物の除却と申請可否

古家の除却について、対象は住宅(居宅)に限ります。
「建物の登記事項証明書」における「主たる建物(母屋)」または、「附属建物」のうち「50㎡以上の住宅」が対象となります。
「50㎡以上の住宅」とみなせない、「附属建物(母屋に附属する、離れ、小屋、納屋等)」)は対象外となります。

事例				申請方法	
附属建物なし	1	主たる建物(居宅)を除却	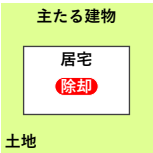 →閉鎖登記 ＊正確には減失登記以下、同じ	○ 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。 (床面積が50㎡未満の場合も含む) ※ただし、建物の一部のみを除却した場合は補助の対象となりません。
	2	主たる建物(居宅以外)を除却	→閉鎖登記	× 申請不可	住宅(居宅)以外を除却しても補助の対象になりません。
	3	主たる建物(併用住宅)の すべてを除却	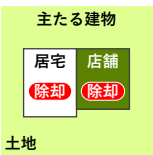 →閉鎖登記	○ 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	4	主たる建物(併用住宅)の 居宅部分のみを除却	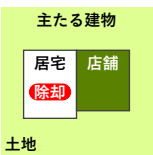 →表題部変更登記	× 申請不可	建物の一部を除却しても補助の対象になりません。

※次ページへ続く

事例				申請方法	
附属建物あり	5	主たる建物(居宅)および すべての附属建物(種類不問)を除却	→閉鎖登記	○ 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	6	主たる建物(居宅)を除却し、 一部または全部の附属建物(種類不問) の除却は行わないが登記は閉鎖(滅失)	→閉鎖登記	○ 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	7	主たる建物(居宅)を除却し、 いずれかの附属建物(種類不問)を 新たな主たる建物として登記を変更	→表題部 変更登記 ＊附属建物を 主たる建物 に変更	○ 申請可	変更後の登記(全部事項)を提出してください。
	8	主たる建物(居宅)の除却を行わないが、 附属建物(居宅・50㎡以上)を除却	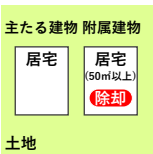 →表題部 変更登記 ＊附属建物 を削除	○ 申請可	変更後の登記(全部事項)を提出してください。 なお、附属建物が50㎡以上の居宅であること が確認できる必要があります。
	9	主たる建物(居宅)の除却を行わないが、 附属建物(居宅・50㎡未満)を除却	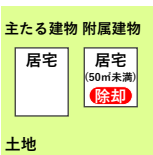 →表題部 変更登記 ＊附属建物 を削除	× 申請不可	建物の一部を除却しても補助の対象に なりません。
	10	主たる建物（居宅以外） および附属建物(居宅・50㎡以上) を除却	→閉鎖登記	○ 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	11	主たる建物(居宅以外)の 取壊しを行わないが、 附属建物(居宅・50㎡以上)を除却	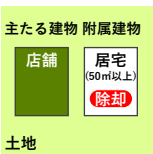 →表題部 変更登記 ＊附属建物 を削除	○ 申請可	変更後の登記(全部事項)を提出してください。 なお、附属建物が50㎡以上の居宅であること が確認できる必要があります。

子育てグリーン住宅
支援事業

新築分譲住宅の購入 B 交付申請

第7章　更新履歴

【本手引きの注釈記号の扱い】
※　：各項の全体に対する注釈です。
＊0　：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

No	更新日	更新ページ		更新内容
1	2025/6/19	P66	修正	Ⓕ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋐BELS評価書(GX志向型住宅の要件を満たすもの) 確認事項　≪戸建住宅の場合≫ (修正前)　❻「エネルギー消費性能再エネあり(自家消費分＋売電分) 削減率」が住宅の立地に応じて下表のとおりであること (修正後)　❻「エネルギー消費性能再エネあり(自家消費分＋売電分) 削減率」*1が住宅の立地に応じて下表のとおりであること
2	2025/6/19	P66	修正	Ⓕ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋐BELS評価書(GX志向型住宅の要件を満たすもの) 確認事項　≪共同住宅の場合≫ (修正前)　❻ 住棟における「エネルギー消費性能再エネあり(自家消費分＋売電分) 削減率」が共同住宅の規模に応じて下表のとおりであること (修正後)　❻ 住棟における「エネルギー消費性能再エネあり(自家消費分＋売電分) 削減率」*1が共同住宅の規模に応じて下表のとおりであること
3	2025/6/19	P66	追加	Ⓕ住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㋐BELS評価書(GX志向型住宅の要件を満たすもの) 確認事項 (追記)　＊1　一次エネルギー消費量の削減率については、2枚目 特記事項に記載の削減率(ZEHロードマップに基づく)にて基準を満たす場合は、その数値を以て、入力・申請することも可能です。
4	2025/6/30	P10	修正	1－11　補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 (修正前)　以下のａ)～ｊ)を満たす住宅 (修正後)　以下のａ)～ｉ)を満たす住宅
5	2025/6/30	P10	修正	1－11　補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内　ａ)　≪C)賃貸住宅の新築の場合≫　賃貸の用に供する (修正前)　賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅 建築工事届の利用関係が貸家であるもの (修正後)　賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅
6	2025/6/30	P10	追加	1－11　補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 (追記)　ｈ)≪(C)賃貸住宅の新築の場合≫ 所定の入居募集*5を行っていること ≪GX志向型住宅の場合≫ 3ヶ月以上の入居募集*5を行っていること ≪長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合≫ 3ヶ月以上の子育て世帯または若者夫婦世帯に限定した入居募集*5および、優遇家賃の設定を行っていること
7	2025/6/30	P10	修正	1－11　補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内　ｉ) (修正前)　子育て世帯に配慮した措置を行ったものであること (修正後)　子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準(子育て等配慮技術基準)に適合していること

No	更新日	更新ページ		更新内容
8	2025/6/30	P10	追加	1－11　補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ (追記)　＊5　本事業における「入居募集」とは、入居者募集の情報を本事業のホームページ上で公表することをいいます。
9	2025/6/30	P13	削除	1－13　補助金の交付と還元 (削除)　また、C 賃貸住宅の新築については、交付された補助金は入居者に還元される必要があります。 共同事業者と賃貸住宅管理業者の間で、予め入居者に配慮した家賃を設定してください。
10	2025/6/30	P24	修正	2A－4　補助対象となる新築住宅　b）　表内 (修正前)　建築基準法に基づく確認済証または建築工事届 (修正後)　建築基準法に基づく確認済証
11	2025/6/30	P24	修正	2A－4　補助対象となる新築住宅　b）　補足 (修正前)　□確認申請が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」で確認します。 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。 (修正後)　□**建築確認**が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに**本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」**で確認します。 **なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。** 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。
12	2025/6/30	P24	修正	2A－4　補助対象となる新築住宅　b）　補足 (修正前)　□不動産登記における建物の登記事項証明書について 二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。 (修正後)　□**対象住宅の床面積が確認できない場合**について 二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分**の床面積が確認できない**場合、**平面図**の提出を求める場合があります。
13	2025/6/30	P27	修正	2A－4　補助対象となる新築住宅　f）　補足 (修正前)　□確認申請が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」の提出が必要です。 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。 (修正後)　□**建築確認**が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに**本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」**の提出が必要です。**なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。** 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。
14	2025/6/30	P34	修正	2B－3　補助対象となる新築住宅　b）　表内 (修正前)　建築基準法に基づく確認済証または建築工事届 (修正後)　建築基準法に基づく確認済証

No	更新日	更新ページ		更新内容
15	2025/6/30	P34	修正	2B－3　補助対象となる新築住宅　b）　補足 （修正前）　□確認申請が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」で確認します。 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。 （修正後）　□**建築確認**が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに**本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」**で確認します。 **なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。** 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。
16	2025/6/30	P34	修正	2B－3　補助対象となる新築住宅　b）　補足 （修正前）　□不動産登記における建物の登記事項証明書について 二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。 （修正後）　□対象住宅の床面積が確認できない場合について 二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。
17	2025/6/30	P38	修正	2B－3　補助対象となる新築住宅　f）　補足 （修正前）　□確認申請が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」の提出が必要です。 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。 （修正後）　□**建築確認**が不要な地域について 交付申請時は、確認済証の代わりに**本事業の指定様式である「建築確認が不要な地域に係る申告書」**の提出が必要です。**なお、「建築工事届(都道府県(市区町村)の受領印があるものに限る)」を提出できる場合は、建築工事届での代替も可能です。** 完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。
18	2025/6/30	P39	削除	2B－4　補助額　表内 （削除）　古家の建築物除却届 (予約時)交付申請時 特定行政庁に受理されていること
19	2025/6/30	P39	修正	2B－4　補助額　表内 （修正前）　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書または滅失の登記完了証 完了報告時*5 取り壊し日の記載があり、2024年11月22日以降であること 古家の所有者が、新築住宅の購入者またはその親族であること （修正後）　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*5または滅失の登記完了証 **(予約時)交付申請時*6** 取り壊し日の記載があり、2024年11月22日以降であること 古家の所有者が、新築住宅の購入者またはその親族であること
20	2025/6/30	P39	追加	2B－4　補助額 （追記）　＊5　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

No	更新日	更新ページ		更新内容
21	2025/6/30	P39	修正	2B－4　補助額 (修正前)　＊5　交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に解体工事が完了しており、当該書類が準備できる場合は提出してください。 (当該書類が提出できない場合は、完了報告までに提出が必要です) (修正後)　＊6　交付申請(予約を含む)時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。
22	2025/6/30	P47	追加	3－8　共同住宅の登録 (追記)　また、共同住宅の交付申請は共同住宅の登録後、事務局の審査が完了した後に行うことができます。 事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください[*1]。 ＊1　予算の執行状況によっては、交付申請(予約を含む)時に審査を行うことがあります。その場合は、住宅省エネポータル上において告知を行います。
23	2025/6/30	P47	削除	3－8　共同住宅の登録　表内 (削除)　建築基準法に基づく建築工事届　●　白黒可
24	2025/6/30	P47	削除	3－8　共同住宅の登録 (削除)　※事務局は状況に応じて、交付申請(予約を含む)時に共同住宅の登録の審査を行うことがあります。
25	2025/6/30	P47	追加	3－8　共同住宅の登録　補足 (追加)　□共同住宅の登録時の注意事項 ①共同住宅の交付申請は、当該共同住宅の登録を行った担当者アカウントのみが行うことができます。 一つの担当者アカウントが代表して行ってください。 (担当者アカウントAが登録した共同住宅に含まれる住戸を担当者アカウントBが交付申請することはできません) ②同一の共同住宅を複数の販売事業者で分譲する場合、自社が取扱う住戸分についてのみ共同住宅の登録を行ってください。
26	2025/6/30	P48	修正	3－9　交付申請の予約　③手続きの時期 (修正前)　※予約の完了はあくまでも基礎工事が完了し、交付申請を提出するまでの期間に予算の確保をするだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金は交付されません。 (修正後)　※予約の完了はあくまでも基礎工事が完了し、交付申請を提出するまでの期間に予算の確保をするだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定**(かつ、2026年1月31日までに出来高の報告(P52参照))**されない限り、補助金は交付されません。
27	2025/6/30	P49	削除	3－9　交付申請の予約　④交付申請の予約に必要な書類 (削除)　古家の建築物除却届　○　白黒可
28	2025/6/30	P49	修正	3－9　交付申請の予約　④交付申請の予約に必要な書類 (修正前)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書[*3] または 滅失の登記完了証[*3] (修正後)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書[*3]**[*4]** または 滅失の登記完了証**[*4]**
29	2025/6/30	P49	追加	3－9　交付申請の予約　④交付申請の予約に必要な書類 (追記)　＊3　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

No	更新日	更新ページ		更新内容
30	2025/6/30	P49	修正	3－9　交付申請の予約　④交付申請の予約に必要な書類 (修正前)　＊3　予約時に解体工事が完了しており、当該書類が準備できる場合は提出してください。 (当該書類が提出できない場合は、完了報告までに提出してください) (修正後)　＊4　交付申請の予約時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。
31	2025/6/30	P49	修正	3－7　交付申請の予約　⑤注意事項 (修正前)　■同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます) (修正後)　■**同じ住宅**について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
32	2025/6/30	P50	削除	3－10　交付申請　③交付申請に必要な書類 (削除)　古家の建築物除却届　○　白黒可
33	2025/6/30	P50	修正	3－10　交付申請　③交付申請に必要な書類 (修正前)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*4 または 滅失の登記完了証*4 (修正後)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*4**＊5** または 滅失の登記完了証**＊5**
34	2025/6/30	P50	追加	3－10　交付申請　③交付申請に必要な書類 (追記)　＊4　登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。
35	2025/6/30	P50	修正	3－10　交付申請　③交付申請に必要な書類 (修正前)　＊4　交付申請時に解体工事が完了しており、当該書類が準備できる場合は提出してください。 (当該書類が提出できない場合は、完了報告までに提出してください) (修正後)　＊5　交付申請時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。
36	2025/6/30	P51	修正	3－10　交付申請　④注意事項 (修正前)　■同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます) (修正後)　■**同じ住宅**について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)

No	更新日	更新ページ		更新内容
37	2025/6/30	P53	修正	3－13　出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告　補足 (修正前)　□二世帯住宅の出来高の工事完了について 二世帯住宅において、住戸あたりの補助額に総戸数を乗じた金額以上の出来高の工事完了で工事の出来高を確認する場合、以下のようになります。 ※例　・GX志向型住宅を申請 ・二世帯住宅1棟の基礎工事より後の工程の建物価額：1億円 ・総戸数：2戸　　の場合 出来高が320万円以上で補助額以上の工事完了とみなす ※パーセンテージで3.2%以上(出来高≧(160万円×2戸)÷1億円) (修正後)　□**共同住宅**の出来高の工事完了について **共同住宅**において、住戸あたりの補助額に総戸数を乗じた金額以上の出来高の工事完了で工事の出来高を確認する場合、以下のようになります。 ※例　**・棟に含まれる住戸の中で最も性能が高い住宅がGX志向型住宅** **・総戸数：4戸** **・共同住宅1棟の基礎工事より後の工程の建物価額：2億円** の場合 出来高が**640**万円以上で補助額以上の工事完了とみなす ※パーセンテージで3.2%以上(出来高≧(160万円×**4戸**)÷**2億円**)
38	2025/6/30	P54	修正	3－13　実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)　表内 (修正前)　交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで購入者に還元することとなっており、それまでの間、販売事業者が留保する必要があります。 (修正後)　交付された補助金は原則、**購入**代金の最終支払の一部に充当することで購入者に還元することとなっており、それまでの間、販売事業者が留保する必要があります。

No	更新日	更新ページ		更新内容
39	2025/6/30	P54	修正	3－13　実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込) (修正前)　補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、交付決定通知書に記載された「取下げ期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。 交付決定の取下げが行われない場合は、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとして取り扱います。当該実績報告に基づき補助金を確定し、振込を行います。 グリーン住宅支援事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。 振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細*1を郵送します) (修正後)　**交付決定後において、**補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合**は**、交付決定通知書に記載された「**取下期日**」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。 **「取下期日」までに、**交付決定の取下げ**の手続きが行われなかった**場合**または完了報告を行った場合**は、**補助要件を満たさない要件変更は生じていないものと判断し、**補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものと**みなして、補助金の振込を行います。なお、補助要件を満たさない変更が生じているにも関わらず、「取下期日」までに取下げ手続きを行わずに補助金の振込を受けていることが判明した場合には、事務局から当該補助金の返還請求を行うだけでなく、関与するグリーン住宅支援事業者は、以後の本事業や今後の国土交通省・環境省の補助金の申請をする事務事業者としての地位が停止されることがありますのでご注意ください。** グリーン住宅支援事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に**補助金を**還元します。 振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで**振込を行う旨を**通知します。(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細*1を郵送します)
40	2025/6/30	P55	修正	3－15　完了報告　②完了報告の必要書類　表内 (修正前)　不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)*2　●　白黒可 (修正後)　**≪共同住宅を申請する場合≫** 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)*2　○　白黒可
41	2025/6/30	P55	修正	3－15　完了報告　②完了報告の必要書類　表内 (修正前)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*4 または 滅失の登記完了証*4 (修正後)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書***2***4 または 滅失の登記完了証*4
42	2025/6/30	P55	修正	3－15　完了報告　②完了報告の必要書類　表内 (修正前)　＊4　交付申請時に提出済の場合は提出不要です。 (修正後)　＊4　交付申請(予約を含む)時に未提出の場合は、提出が必要です。
43	2025/6/30	P56	修正	3－16　書類の保管　表内 (修正前)　子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】 (修正後)　子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】***2**

No	更新日	更新ページ		更新内容
44	2025/6/30	P56	修正	3－16　書類の保管　表内 (修正前)　不動産売買契約書 (修正後)　不動産売買契約書*2
45	2025/6/30	P56	削除	3－16　書類の保管　表内 (削除)　≪共同住宅を申請する場合≫ 建築基準法に基づく建築工事届
46	2025/6/30	P56	修正	3－16　書類の保管　表内 (修正前)　購入者の本人確認書類 (修正後)　購入者の本人確認書類*3
47	2025/6/30	P56	修正	3－16　書類の保管　表内 (修正前)　古家の建築物除却届 (修正後)　古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*4または滅失の登記完了証*4
48	2025/6/30	P56	追加	3－16　書類の保管　表内 (追記)　≪条件付き交付申請の場合≫ 新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書
49	2025/6/30	P56	追加	3－16　書類の保管 (追記)　＊2　条件付き交付申請の場合、完了報告での提出となります。 ＊3　条件付き交付申請の場合は不要です。 ＊4　交付申請(予約を含む)時に、不動産登記 全部事項証明書を提出した場合は、不動産登記 全部事項証明書についても保管が必要です。 ※条件付き交付申請について、詳しくは第5章(P85～91)を参照ください。
50	2025/6/30	P57	修正	3－16　書類の保管　表内 (修正前)　不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの) (修正後)　**≪共同住宅を申請する場合≫** 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)
51	2025/6/30	P57	削除	3－16　書類の保管　表内 (削除)　≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行う場合≫ 古家の不動産登記 閉鎖事項証明書 または 滅失の登記完了証
52	2025/6/30	P58	削除	提出書類一覧　表内 (削除)　≪共同住宅を申請する場合≫≪確認申請が不要な地域の場合≫ Ⓖ　○○－○　建築基準法に基づく建築工事届　白黒可
53	2025/6/30	P58	削除	提出書類一覧　表内 (削除)　≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請/古家の除却を行う場合≫ Ⓜ　－○－○　古家の建築物除却届　白黒可

No	更新日	更新ページ		更新内容
54	2025/6/30	P58	修正	提出書類一覧 (修正前)　＊1　交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に解体工事が完了しており、当該書類が準備できる場合は提出してください。 (当該書類が提出できない場合は、完了報告で提出してください) (修正後)　＊1　交付申請(予約を含む)時に当該書類を提出できない場合は、不動産登記 全部事項証明書を提出し、完了報告時に閉鎖事項証明書を提出してください。
55	2025/6/30	P62	修正	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証　確認事項 (修正前)　❺住戸の「延べ面積」の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること (修正後)　❺住戸の「延べ面積」の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること＊1
56	2025/6/30	P62	追加	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証　確認事項 (追記)　＊1　二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。
57	2025/6/30	P62	削除	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証 (削除)　□建築確認が不要な地域の場合 「Ⓖ建築基準法に基づく建築工事届」(P74)を提出してください。
58	2025/6/30	P63	追加	Ⓒ　建築基準法に基づく確認済証 建築確認が不要な地域の場合の提出書類を追記
59	2025/6/30	P64	修正	Ⓓ　建築基準法に基づく確認申請書　確認事項 (修正前)　❷都道府県(市区町村)または指定確認検査機関の受領印があること (修正後)　❷都道府県(市区町村)または指定確認検査機関の受領印＊1があること
60	2025/6/30	P64	追加	Ⓓ　建築基準法に基づく確認申請書　確認事項 (追記)　＊1　電子申請により受領印がない場合、都道府県(市区町村)または指定確認検査機関の審査が完了したことを確認できる書類を提出してください。(審査完了の旨のメール、審査が完了したことを確認できる申請画面 等)
61	2025/6/30	P83	追加	Ⓛ　≪長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 /古家の除却を行う場合≫ 古家の不動産登記 閉鎖事項証明書または滅失の登記完了証 交付申請(予約を含む)時に閉鎖事項証明書または滅失の登記完了証を提出できない場合の提出書類を追記
62	2025/6/30	P88	修正	5－3　申請手続きの流れ　図内 (修正前)　手続き完了のお知らせ (修正後)　**補助金**手続き完了のお知らせ
63	2025/6/30	P89	追加	5－4　提出書類と提出時期について　①交付申請の予約時　表内 (追記)　≪GX志向型住宅を申請する場合≫ ＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書　○　白黒可
64	2025/6/30	P89	追加	5－4　提出書類と提出時期について　②交付申請時　表内 (追記)　≪GX志向型住宅を申請する場合≫ ＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書　○　白黒可

No	更新日	更新ページ	更新内容	
65	2025/6/30	P89	修正	5－4　提出書類と提出時期について　③完了報告時　表内 （修正前）　不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 （所有権保存登記されているもの）*1 （修正後）　不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本 （所有権保存登記されているもの）*1　**追加書類*2**
66	2025/6/30	P89	追加	5－4　提出書類と提出時期について　③完了報告時 （追記）　＊2　新築分譲住宅の条件付き交付申請の場合、戸建住宅、共同住宅のいずれも、当該書類の提出が必要です。
67	2025/6/30	P96	修正	6－3　補助金の確定・交付時の郵送物　≪振込確定のお知らせのイメージ≫ （修正前）　※条件付き交付申請の場合、本通知の郵送はありません。 代わりに、申請手続きがすべて完了した後に「手続き完了のお知らせ」を郵送します。 （修正後）　※条件付き交付申請の場合、本通知の郵送はありません。 代わりに、申請手続きがすべて完了した後に「**補助金**手続き完了のお知らせ」を郵送します。